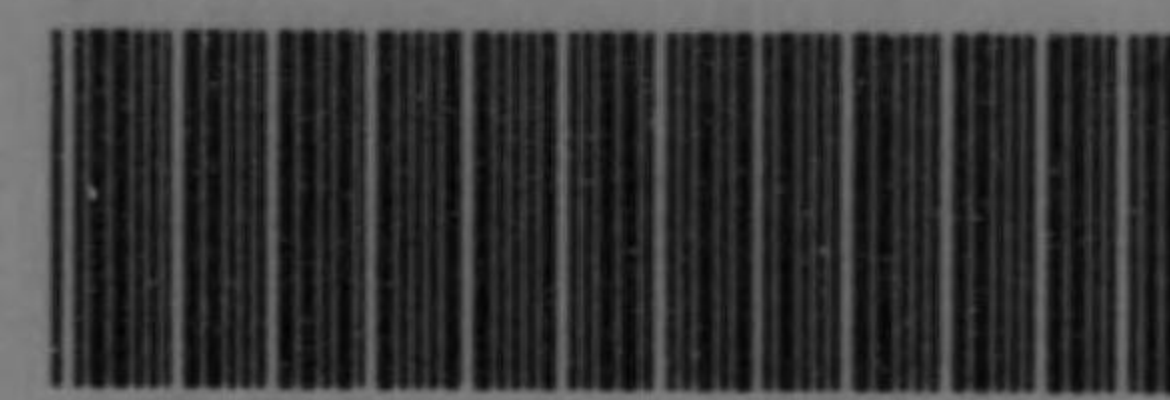


禁電子式複写



0056219000

0056219-000

CZ-667-1




防空關係法令及例規

内務省防空局

1942. 3

AJB



47P-19
防空關係法

457

秘

防空關係法令及例規

內務省防空局

CZ
667
1

一、本書ハ昭和十七年三月現在ニ於ケル防空關係法令及例規ヲ輯録シタルモノナリ

一、本書ノ内容ニハ機密ニ屬スルモノアルヲ以テ責任者ヲ定メ其ノ取扱ヲ嚴ニスベシ



391.38

81W37930

防空關係法令及例規目次

通 則

一、防空法 (昭和十二年四月五日) 法律第四十七號	一
一、防空法施行令 (昭和十二年九月二十九日) 勅令第五百四十九號	一
一、防空從事者扶助令 (昭和十六年十二月十七日) 勅令第千三百三十七號	〇
一、防空法施行規則 (昭和十六年十二月十八日) 內務省令第三十九號	三
一、防空從事者扶助令第二條第五號ノ規定ニ依ル指定 (昭和十六年十二月二十七日) 內務省告示第六百八十九號	三
一、防空從事者ノ御救恤ニ關スル件 (昭和十七年一月三十日) 內務省內防第一號	三
一、防空法施行ニ關スル件 (昭和十二年九月三十日) 內務省發第百二十八號	六
一、防空法等施行ニ關スル件 (昭和十六年十二月十九日) 內務省發防第三十二號	八
一、防空法施行規則第一條及第二條ノ施行ニ關スル件依命通牒 (昭和十七年一月十六日) 內務省發防第二號	九
一、廳府縣連絡廳ニ關スル件 (昭和十六年八月十九日) 防第五六九〇號	三
一、防空計畫ノ設定ニ關スル件 (昭和十五年二月十六日) 內務省發第百十八號	三
一、防空法施行ニ關スル件 (昭和十二年十二月十六日) 防第七八四一號 (內務省官宛)	三

一、防空法施行ノ主管部課ニ關スル件 (昭和十二年十月一日)	三〇
一、防空法施行ニ伴フ職員増置ニ關スル件 (昭和十二年十月十一日)	三一
一、市町村防空計畫設定認可ノ他事務處理ニ關スル件 (昭和十二年十二月十五日) (計第二千六百二十一號)	三二
一、市町村防空計畫設定認可ノ打合ニ關スル件 (昭和十四年六月九日) (計第五千三百七十八號)	三三
一、防空計畫設定ニ關スル件 (昭和十四年二月三日) (計第五千二百七十六號)	三四
一、防空緊急方策 (昭和十三年十一月二日) (中央防空委員會答申)	三五
一、空襲ノ際ニ於ケル警備ニ關スル件 (昭和十三年三月五日) (警保局警發甲第二十四號)	三六
一、防空ニ關スル諸情報ノ蒐集取扱ノ件 (昭和十六年十二月八日) (防第五七八四號)	三七
一、空襲ノ際ニ於ケル新聞紙其ノ他出版物取締ニ關スル件 (昭和十三年三月二十八日) (警保局圖發甲第十二號)	三八
一、防空法ノ疑義ニ關スル件 (昭和十二年十二月二十四日) (兵防發第四三號兵庫縣知事)	三九
一、防空訓練實施中ニ死傷セル防護團員ニ對シ療養費、葬費ノ支給方ニ關スル件 (昭和十三年七月九日) (岡山防第五百六十九號岡山縣知事)	四〇
一、防空訓練實施中ニ死亡セル防護團員ニ對シ喪祭費ノ支給ニ關スル件 (昭和十三年十月七日) (防第七百八十三號佐賀縣知事)	四一
一、防空監視哨員ノ殉職ニ關スル件 (昭和十三年十月三日) (警防第九百三十九號島根縣警察部長)	四二
一、防空訓練中ニ於ケル防護團員ノ業務上ノ死亡ニ關スル件 (昭和十三年十二月十六日) (防第七百九十九號長崎縣知事)	四三
一、重要都市ニ於ケル土木關係事項ノ合議方ニ關スル件 (昭和十三年十一月十日) (計防第五千二百二十號)	四四
一、防空ニ關スル實驗實施計畫報告方ノ件 (昭和十四年八月三十日) (計第五千四百六十二號)	四五
一、防空思想ノ普及徹底ニ關スル件 (昭和十二年十二月十五日) (計第二千六百二十二號)	四六
一、防空ニ關スル印刷物等送付方ノ件 (昭和十二年十二月十五日) (計第二千六百二十三號)	四七
一、學校ニ於ケル瓦斯防護教育ノ徹底方ニ關スル件 (昭和十二年十月十四日) (官普第二百七十七號文部次官)	四八
一、防空教育及學校防空ノ徹底ニ關スル件 (昭和十四年四月四日) (發文第七十四號文部次官)	四九
一、防空教育及學校防空ノ徹底ニ關スル件 (昭和十四年四月二十八日) (發文第七十四號文部次官)	五〇
一、防空上必要ナル通牒等ノ通知方ニ關スル件 (昭和十四年六月一日) (官發第二百四十五號宮內次官)	五一

豫 算

一、民防監視船ニ關スル件 (昭和十七年一月十六日) (内務省防空局企畫課長)	五二
一、道府縣防空計畫設定費補助ニ關スル件 (昭和十七年二月二十六日) (内務省發防第十號)	五三
一、市町村防空計畫設定費補助ニ關スル件 (昭和十七年二月二十六日) (内務省發防第十號)	五四
一、市町村ニ對スル防空計畫設定費及防空訓練費國庫補助ニ關スル件 (昭和十三年八月十六日) (計第五千六百六十六號)	五五
一、道府縣防空訓練費國庫補助ニ關スル件 (昭和十三年八月十六日) (計第五千六百六十六號)	五六

一、指定市町村防空計畫設定費國庫補助ニ關スル疑義ノ件 (昭和十四年十二月二十二日) (警防第五百七十一號佐賀縣知事).....四

監視

- 一、防空監視隊令 (昭和十六年十二月十七日).....三
- 一、防空監視隊令第九條ノ規定ニ依ル手當及旅費支給規定 (昭和十六年十二月二十七日) (内務省訓令第三十三號).....三
- 一、防空監視隊ノ服務ニ關スル件 (防空監視隊服務規程準則) (昭和十三年七月九日) (内務省發書第六十號).....三
- 一、防空監視隊要員ニ關スル件 (昭和十四年十月二十八日) (計第五千四百四十四號).....三
- 一、防空監視哨ニ服務セル青年學校生徒ノ教練科修得時數ニ關スル件 (昭和十三年一月二十日) (官社第五百五十八號社會教育局長).....七

通信

- 一、防空通信規則 (昭和十三年一月二十八日) (逓信省令第九號).....七
- 一、防空通信取扱規程 (昭和十三年一月二十九日) (公達第三百二十七號).....〇
- 一、防空通信取扱ニ關スル件 (昭和十三年一月二十九日) (電業第三百二十四號).....六
- 一、空襲通信ノ優先取扱ニ關スル件 (昭和十三年三月五日) (警保局發書甲第二十三號).....八
- 一、防空通信ニ關スル件 (昭和十四年一月二十六日) (計第五千二百五十五號).....八
- 一、防空通信用電話番號特定ニ關スル件 (昭和十六年八月二十二日) (計第五千六百九十四號).....八

警報

- 一、警察事務用電話施設ニ關スル件 (昭和十四年六月一日) (計第七千九百八十號).....三
- 一、防空通信取扱ニ關スル疑義ノ件 (昭和十四年六月二十四日) (電業第八百四十六號).....三
- 一、防空通信緊急方策ニ關スル件 (昭和十四年八月十八日) (内務省發書第五百五號).....三
- 一、船舶及航空機ヨリ發スル防空情報ノ報告要領ニ關スル件 (昭和十五年一月二十二日) (電無第五百五十號逓信次官).....三

- 一、訓練防空警報規則 (昭和十三年四月五日) (内務省令第十二號).....九
- 一、防空警報傳達信號ノ統一ニ關スル件 (昭和十三年六月二十日) (計第五千三百三十五號).....九
- 一、海上ニ對スル防空警報信號ノ統一ニ關スル件 (昭和十四年二月二十三日) (内務省發書第九號).....〇
- 一、海上ニ對スル防空警報信號ノ統一ニ關スル件 (昭和十五年八月二十七日) (計第六一九九號).....〇
- 一、防空警報ノ傳達方法ニ關スル件 (昭和十七年二月十二日) (内務省發防第七號).....〇
- 一、「ラヂオ」ニ依ル防空警報ノ傳達ニ關スル件 (昭和十四年三月二十九日) (計第五千三百三十九號).....〇
- 一、防空警報用「サイレン」施設ノ保守ニ關スル件 (昭和十四年二月三日) (計第五千二百七十九號).....〇

燈火管制

- 一、燈火管制規則 (昭和十三年四月四日) (内務、陸軍、海軍、逓信、鐵道省令第一號).....一〇

- 一、燈火管制規則施行ニ關スル件 (昭和十三年四月四日) (内務省發書第二十八號) 二一九
- 一、漁業用燈類ノ取扱ニ關スル件 (昭和十五年一月十八日) (内務省發書第四號) 二二〇
- 一、燈火管制下ニ於ケル漁業用燈類ノ取扱ニ關スル件 (昭和十六年十二月二十九日) (防 第六二七三號) 二二一
- 一、燈火管制規則ノ施行ニ關シ通信官署、國有鐵道ノ燈火及地方鐵道軌道ノ燈火ノ取扱ニ關スル件 (昭和十三年四月四日) (計第二千三百五十四號) 二二二
- 一、燈火管制規則ノ施行ニ關スル國有鐵道ノ燈火取扱ニ關スル件 (昭和十三年六月十一日) (計第五千三百三十二號) 二二三
- 一、燈火管制ノ訓練ニ關スル告示 (昭和十三年四月九日) (逓信省告示第八十號) 二二四
- 一、防空訓練ト燈火管制規則第四條ノ適用ニ關スル件 (昭和十三年六月二十七日) (計第五千九百三十七號) 二二五
- 一、航路標識燈火管制訓練ニ關スル件 (昭和十四年五月十八日) (計第八千八百八十七號) 二二六
- 一、航路標識ノ燈火管制ニ關スル件 (昭和十四年十二月十九日) (船航第九百九號通信次官、内務次官) 二二七
- 一、燈火管制規則第十條ニ依ル東部軍司令官ト地方長官及警察署長トノ協議事項改正ノ件 (昭和十六年十二月二十六日) (東軍參防第七二號) 二二八
- 一、燈火管制規則第十條協議事項認定ノ件通則 (昭和十三年八月一日) (中 部防東司令部) 二二九
- 一、燈火管制規則第四條ノ管制緩和ニ關スル件 (昭和十三年七月五日) (福岡縣防空課長) 二三〇
- 一、標識燈、自動車前照燈ノ記號統一ニ關スル件 (昭和十三年七月十三日) (内務省發書第六十一號) 二三一
- 一、燈火管制規則ニ關スル件 (昭和十三年七月二十五日) (船航第九百三十五號) 二三二
- 一、燈火管制規則ニ關シ露店燈ノ懸義ニ關スル件 (昭和十三年八月二十日) (計第五千三百號) 二三三

消 防

- 一、燈火管制規則ニ關スル件 (昭和十三年八月二十二日) (計 畫 局 防 空 課 長) 二三四
- 一、燈火ノ種別ニ關スル懸義ノ件 (昭和十三年八月二十三日) (計第六千四百九十三號) 二三五
- 一、自動車前照燈ノ記號統一ニ關スル件 (昭和十三年九月七日) (計第五千八百八十三號) 二三六
- 一、燈火管制規則中街路燈類ノ取扱ニ關スル件 (昭和十四年九月十四日) (計第五千四百七十號) 二三七
- 一、警戒管制中ニ於ケル屋內燈ノ反射光制限ニ關スル件 (昭和十四年十一月十五日) (計第六千七百五十五號) 二三八
- 一、警戒管制中ニ於ケル氣象特報暴風警報等ノ取扱ニ關スル件 (昭和十四年十一月二十二日) (計第七千四百四十八號) 二三九
- 一、船舶關係燈類中疑義ニ關スル件 (昭和十七年一月三十一日) (防 第三一三號) 二四〇

防 毒

- 一、特設消防署及警防團ノ用ニ供スル大型自動車消防ポンプ、小型手挽消防ガンリンポンプ、小型腕用消防ポンプ及附屬器具類ノ規格ニ關スル件 (昭和十六年十月二日) (内務省發書第六七號) 二四一
- 一、同 告 示 (昭和十六年十月二日) (内務省告示第五十五號) 二四二
- 一、價格統制令第七條ノ規定ニ依リ家庭用防火水槽ノ最高販賣價格指定 (昭和十六年十月二日) (商工省告示第八百八十七號) 二四三
- 一、防毒資材取締規則 (昭和十三年五月二日) (内務厚生省令第一號) 二四四
- 一、毒物劇物營業取締規則 (抄) (明治四十五年五月十日) (内務省令第五號) 二四五

一、防毒資材檢定ニ關スル告示 (昭和十四年八月一日)	一六五
二、防毒資材檢定ニ關スル告示 (昭和十四年八月一日)	一六六
三、防毒資材檢定ニ關スル告示ノ件 (昭和十四年八月一日)	一六七
四、防毒資材取締規則施行ニ關スル件 (昭和十四年八月一日)	一六八
五、防毒資材取締規則施行ニ關スル件 (昭和十四年八月一日)	一六九
六、防毒資材取締規則ノ解釋ニ關スル件 (昭和十四年八月一日)	一七〇
七、防毒資材取締規則ノ施行ニ關スル告示 (昭和十四年八月一日)	一七一
八、防毒資材取締規則施行ニ關スル件 (昭和十四年八月一日)	一七二
九、防毒資材取締規則ノ施行ニ關スル告示 (昭和十四年八月一日)	一七三
一〇、耐火木材規格 (昭和十四年五月四日)	一七四
一一、防空訓練事務處理ニ關スル件 (昭和十二年十二月十四日)	一七五
一二、防空指導一般要領	一七六
一三、防空監視及情報通信指導要領	一七七
一四、海上漁船ニ對スル警報傳達一般指導要領	一七八

避難、救護

一、空襲時ニ於ケル退去及事前避難ニ關スル件 (昭和十六年十二月七日)	一七九
二、防空救護組織要綱ニ關スル件 (昭和十四年十月十四日)	一八〇
三、防空救護組織ニ關スル件 (昭和十四年十月十四日)	一八一

防空建築

一、市街地建築物法 (抄) (大正八年四月五日)	一八二
二、防空建築規則 (昭和十四年二月十七日)	一八三
三、防火改修規則 (昭和十七年三月二十七日)	一八四
四、耐火木材取締規則 (昭和十六年六月二十七日)	一八五
五、防空建築規則ノ施行ニ關スル告示 (昭和十四年三月二十九日)	一八六
六、防空建築規則ノ施行ニ關スル告示 (昭和十四年七月二十日)	一八七
七、耐火木材取締規則施行ニ關スル件 (昭和十六年八月九日)	一八八
八、耐火木材規格 (昭和十四年五月四日)	一八九

防空訓練

一、防空訓練事務處理ニ關スル件 (昭和十二年十二月十四日)	一九〇
-------------------------------	-----

指導要領

一、防空指導一般要領	一九一
二、防空監視及情報通信指導要領	一九二
三、海上漁船ニ對スル警報傳達一般指導要領	一九三

一、燈火管制指導要領	一九九
一、防空偽裝指導要領	二〇〇
一、家庭防空消防指導要領	二〇九
一、木造建物防空指導要領	二一〇
一、防空壕構築指導要領	二一五
一、防空待避施設指導要領	二二〇
一、防毒指導要領	二二六
一、退去、避難及待避指導要領	二二八
一、警防團救護指導要領	二六六
一、防空土木一般指導要領	三〇二
一、鑛山防空指導要領	三一一

警 防 團

一、警防團令(昭和十四年一月二十四日)	三二三
一、警防團員服務規律及懲戒ニ關スル規程準則ノ件(昭和十四年二月十五日)	三二四
一、警防團令中疑義ニ關スル件(昭和十四年二月十七日)	三二五
一、警防團員任命ニ關スル件(昭和十四年二月二十三日)	三二九
一、警防團ト帝國水難救濟會トノ關係ニ關スル件(昭和十四年三月一日)	三二九

一、警防團ノ服制ニ關スル件(昭和十四年三月三十日)	三三〇
一、警防團員服制ニ關スル件(昭和十四年七月十九日)	三三三
一、警防團員服制ニ關スル件(昭和十四年八月十七日)	三三四
一、警防團徽章並ニ警防團旗制式(昭和十四年四月六日)	三三四
一、警防團徽章並ニ警防團旗制式制定ニ關スル件(昭和十四年四月六日)	三三六
一、警防團操典(昭和十四年六月六日)	三三八
一、警防團禮式令(昭和十四年六月六日)	三三七
一、警防團點檢規則(昭和十四年六月六日)	三四三
一、警防團操典、同禮式令及同點檢規則制定ニ關スル件(昭和十四年六月六日)	三四六
一、警防團ノ教養ニ關スル件(昭和十四年八月二十一日)	三四八
一、警防事務ニ關スル件(昭和十五年一月十三日)	三五〇
一、警防力ノ強化ニ關スル件(昭和十七年一月十九日)	三五二

防 空 補 助 隊

一、防空勤務員ノ補助隊組織ニ關スル件(昭和十六年七月二十六日)	三五五
一、防空勤務員ノ補助隊組織ニ關スル件(昭和十六年十月二十日)	三五五

家庭防空

- 一、家庭防空隣保組織ニ關スル件 (昭和十四年八月二十四日) 三六七
- 一、家庭防空隣保組織ニ關スル件 (昭和十四年八月二十四日) (計第五千四百五十五號) 三六八
- 一、隣保班ト家庭防空隣保組織トノ關係ニ關スル件 (昭和十五年十一月五日) (計第六三七二號) 三六八

防空研究所

- 一、内務省管制 (抄) (昭和十四年七月三日) (勅令第四百三十一號) 三六一
- 一、内務省防空研究所分課規程 (昭和十七年四月三十日) (内務省訓第五九四號) 三六一
- 一、内務省防空研究所長職務規程 (昭和十四年七月三日) (内務省訓第五百十八號) 三六二

官廳防空

- 一、官廳防空令 (昭和十二年九月二十九日) (勅令第五百五十號) 三六三
- 一、國有鐵道防空規則 (昭和十三年五月三日) (鐵道省令第一二號) 三六三
- 一、鐵道防空取扱規程 (昭和十三年五月三日) (達第三百二十七號) 三六三
- 一、官廳防空計畫ノ設備資材整備計畫要綱ニ關スル件 (昭和十三年二月五日) (内務省發書第七號) 三六三

附 錄

- 一、軍司令部令 (昭和十五年七月十三日) (軍令陸第十二號) 三六四
- 一、鎮守府令 (大正十二年八月二十三日) (軍令海第五號) 三六四
- 一、警備府令 (昭和十六年十一月十一日) (軍令海第十九號) 三六四
- 一、阪神海軍部令 (昭和十五年三月九日) (軍令海第三號) 三六四
- 一、行政執行法 (抄) (明治三十三年六月二日) (法律第八十四號) 三六五
- 一、行政執行法施行令 (抄) (明治三十三年六月二日) (勅令第二百五十三號) 三六五
- 一、内務省官制 (抄) (内務省專門委員) (防空局參與) 三六五
- 一、船舶防空監視令 (昭和十七年四月十七日) (勅令第四三八號) 三六八
- 一、裁判所構成法戰時特例 (抄) (昭和十七年二月二十三日) (法律第六十二號) 三六九
- 一、戰時刑事特別法 (抄) (昭和十七年二月二十三日) (法律第六十四號) 三六九
- 一、工場 防空研究会 三六九
- 一、鑛山 防空研究会 三六九
- 一、財團 大日本防空協會寄附行為 三六九
- 一、財團 大日本防空協會支部規則 三六九

通

則

防空法

(昭和十二年四月五日法律第四十七號) (改正昭和十六年十一月二十五日法律第九十一號)

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲

ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲メ陸海軍ノ行フ防衛ニ則シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、偽裝、消防、防火、防彈、防毒、避難、救護及應急復舊並ニ此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣、地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ地方長官ノ指定スル市町村長之ヲ設定スベシ

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空上重要ナル事業又ハ施設ニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ノ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ヲ爲サシムルコトヲ得

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第五條ノ二 地方長官防空上必要アルトキハ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル木造建築物ノ所有者ニ對シ期限ヲ附シテ其ノ建築物

ノ防火改修ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ木造建築物ノ範圍並ニ防火改修ノ程度及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ期限内ニ工事完了セザルトキ若ハ工事完了ノ見込ナシト認メラルトキ又ハ建築物ノ所有者ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ市町村長ヲシテ建築物ノ所有者ニ代リテ前條ノ防火改修ノ工事ヲ施行セシムルコトヲ得

第五條ノ四 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アル建築物ニ付其ノ建築ヲ禁止若ハ制限シ又ハ其ノ建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ五 主務大臣ハ防空上工場其ノ他ノ特殊建築物ノ分散ヲ圖ル爲メ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル特殊建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

主務大臣ハ防空上空地ヲ設クル爲メ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第五條ノ六 前條ノ規定ニ依ル區域又ハ地區ノ指定ノ場合ニ於テ從來存シタル建築物(工事中ノモノヲ含ム)ニシテ其ノ後新ニ建築セラレタリトセバ同條ノ規定ニ依リ其ノ建築ヲ禁止又ハ制限セラレベキモノニ付テハ地方長官ハ之ガ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ七 地方長官防空上必要アルトキハ命令ヲ以テ定ムル物件ノ管理者又ハ所有者ニ對シ其ノ物件ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

第六條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ關スル特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第三條 第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第六條ノ二 行政官廳ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ適當ト認ムル者ヲ指定シ監視(之ニ伴フ通信ヲ含ム)ニ從事セシムルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル者ノ服務、訓練、給與等ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第八條ノ二 地方長官ハ監視、警報傳達其ノ他防空ノ實施上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ音響ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ三 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域内ニ居住スル者ニ對シ期間ヲ限リ其ノ區域ヨリノ退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ四 主務大臣ハ防空ノ實施ニ際シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ鐵道、軌道、航空機、船舶、車輛等ニ依リ人又ハ物件ノ移動ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ五 空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危險ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ應急防火ヲ爲スベシ

畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スル者ノガ爲傷病ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ行政官廳又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第八條ノ五ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ又ハ之ニ協力スル者ノガ爲傷病ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條第二項(第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ防空ノ實施又ハ訓練ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官第五條ノ四又ハ第五條ノ六ノ規定ニ依リ建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却、改築其ノ他ノ措置ヲ命ズル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ四ノ規定ニ依リ禁止若ハ制限アリタルガ爲又ハ第五條ノ五ノ規定ニ依リ區域若ハ地區ノ指定アリタルガ爲既ニ着手シタル建築ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ至リタルニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

前三項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用、使用、除却、改築、廢止、變更其ノ他ノ措置ノ後六月ヲ經過シテ補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其ノ期間經過シタル日ヨリ六月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 第六條(第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者、特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者又ハ第三

前項ノ場合ニ於テハ現場附近ニ在ル者ハ同項ニ掲グル者ノ爲ス應急防火ニ協力スベシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第五條第二項、第六條、第八條、第八條ノ二及第八條ノ五ノ規定ヲ準用ス

第十條ノ二 防空計畫ノ設定者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキ者ヲシテ防空上必要ナル事項ニ關スル講習ヲ受ケシムルコトヲ得

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ行政官廳又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ秘密ニ關スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入り場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入り場合ハ其ノ證據ヲ携帯スベシ

第十二條 行政官廳、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償スベシ

前條第四項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス但シ監視及之ニ伴フ通信ニ付テハ其ノ實施、實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依リ訓練ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條第一項ノ規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス

第五條ノ二又ハ第五條ノ三ノ規定ニ依リ防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔トス

物件ノ管理者又ハ所有者第五條ノ七ノ規定ニ依リ物件ノ移轉ヲ爲スニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ負擔トス

第十二條第一項ノ規定ニ依リ扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ給スル場合ニ於テハ國庫、第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者之ヲ給スル場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

第十二條第二項ノ規定ニ依リ扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ損失補償ヲ爲スニ要スル費用ハ北海道又ハ府縣ノ負擔トス

特別ノ事情アルモノニ付テハ第一項、第二項及第五項ノ規定ニ對シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

三

第十六條 前條第三項ノ規定ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ市町村ハ其ノ三分ノ二以內ヲ補助スベシ
前條第四項ノ規定ニ依リ物件ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ北海道又ハ府縣ハ其ノ二分ノ一以內ヲ補助スベシ
第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以內ヲ補助ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ負擔スル費用
二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用
三 第十五條第五項又ハ第六項ノ規定ニ依リ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者又ハ市町村ノ負擔スル扶助金
四 第十五條第七項ノ規定ニ依リ北海道又ハ府縣ノ負擔スル損失補償金

五 前條ノ規定ニ依リ北海道、府縣又ハ市町村ノ負擔スル補助金
第十七條ノ二 第五條ノ三ノ規定ニ依リ市町村長ノ施行スル防火改修工事ニ要スル費用ハ市町村費ヲ以テ一時繰替支辨スベシ
前項ノ規定ニ依リ繰替支辨シタル費用ノ辨償金ノ徵收ニ付テハ市町村稅徵收ノ例ニ依ル

前項ノ辨償金ニシテ辨償ヲ得ザルモノアルトキハ國庫ハ市町村ニ對シ其ノ損失ノ二分ノ一ヲ補償ス
第十八條 防空ノ實施ニ從事スル者ノ業務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ舉行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス威力又ハ偽計ヲ用ヒ其ノ業務ヲ妨害シタル者亦同ジ
第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條ノ二 第一項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者
第十八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ同條ノ規定ニ依ル光ノ遮蔽ヲ妨害シタル者
第十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第五條ノ三ノ規定ニ依リ防火改修工事ノ施行ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
二 第五條ノ四ノ規定ニ依リ禁止若ハ制限ニ違反シ又ハ同條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者
三 第五條ノ五又ハ第八條ノ二乃至第八條ノ四ノ規定ニ依リ禁止又ハ制限ニ違反シタル者
四 第五條ノ六、第五條ノ七又ハ第六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者
第十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第八條ノ五第一項ノ規定ニ違反シタル者
二 第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者
第十九條ノ四 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方官廳ニ委任スルコトヲ得
第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要ナルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(昭和十二年勅令第五百四十八號ヲ以テ昭和十二年十月一日ヨリ施行)

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(昭和十六年勅令第千三百三十四號ヲ以テ昭和十六年十二月二十日ヨリ施行)

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(昭和十六年勅令第千三百三十四號ヲ以テ昭和十六年十二月二十日ヨリ施行)

防空法施行令

昭和十二年九月二十九日勅令第五百四十九號
改正 昭和十五年勅令第六一六號
改正 昭和十六年勅令第九七三號
改正 昭和十六年勅令第一一三五號

第一條 主務大臣ハ全國又ハ敷道府縣ノ區域ニ互リ計畫スベキ事項其ノ他重要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
陸軍大臣及海軍大臣ハ陸海軍ノ行方防衛ニ則シテシムル爲防空計畫ノ設定上基準ト爲ルベキ事項ヲ定メ之ヲ主務大臣ニ提示スベシ
內務大臣ハ防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ他ノ主務大臣ニ提示スベシ

第一條ノ二 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ道府縣ノ全區域又ハ數市町村ノ區域ニ互リ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
前項ノ防空計畫ハ內務大臣ノ認可ヲ受クベシ

防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ區域内ニ於テ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
前項ノ防空計畫ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二條 防空法第三條第一項ノ事業又ハ施設ハ工場、鐵山、鐵道、軌道、水道又ハ電氣、瓦斯、石油、電氣通信、海運若ハ航空ニ關スル事業若ハ施設トス
第三條 防空法第五條第一項ノ規定ニ依リ整備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス
一 電氣工作物、工場、鐵山、鐵道、軌道、電氣通信施設、診療所、船舶ノ類ニ付テハ燈火管制ニ關シ必要ナルモノ
二 水道、下水道、電氣工作物、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鐵山、鐵道、軌道、電氣通信施設、道路、橋梁、港灣、堰堤、堤防、水門、倉庫、學校、診療所、高層建築物、飛行場ノ類ニ付テハ偽裝、防彈又ハ應急復舊ニ關シ必要ナルモノ
三 水道、下水道、電氣工作物、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鐵山、電氣通信施設、學校、診療所ノ類ニ付テハ消防又ハ防火ニ關シ必要ナルモノ
四 劇場、學校、診療所、百貨店、高層建築物、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

防空法第五條第二項ノ規定ニ依リ供用セシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス
一 高層建築物、船舶、電氣通信施設ノ類ニ付テハ監視又ハ通信ニ關シ必要ナルモノ
二 號報器ヲ有スル施設ニ付テハ警報ニ關シ必要ナルモノ

五

三 學校、寺院、集會場、劇場、診療所、浴場、百貨店、高層建築物、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物、避難上有効ナル空地ヲ有スル工場其ノ他ノ建築物、公園、運動場ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

第三條ノ二 防空法第五條ノ七ノ物件ハ左ニ掲グルモノトス

一 爆發性、發火性又ハ引火性ノ物品

二 有毒性ノ物品

三 食糧、燃料其ノ他重要ナル總動員物資

四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムル物

第四條 防空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

一 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、產婆、保健婦及看護婦

二 前號ニ掲グルモノノ外内務大臣ノ認可ヲ受ケテ地方長官ノ定ムル者

防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ同法第六條第三項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキモノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得ズ

第四條ノ二 防空法第六條第一項若ハ第二項(同法第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令又ハ同法第六條ノ二ノ規定ニ依ル指定若ハ命令ハ此等ノ處分ヲ受ケベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能又ハ教育訓練ノ程度、身體ノ狀態、家庭ノ狀況等ヲ斟酌シテ之ヲ爲スベシ

第四條ノ三 地方長官ハ特殊技能ヲ有スル者又ハ特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニシテ當該道府縣ノ区域内ニ居住スルモノニ對シ防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方長官、市町村長又ハ同法第六條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ同法第六條第三項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキモノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得ズ

三 空襲警報 航空機ノ來襲ノ危險アル場合

四 空襲警報解除 航空機ノ來襲ノ危險ナキニ至リタル場合

當該區域ノ防衛ヲ擔任スル軍司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官若ハ警備府司令長官(以下陸海軍司令官ト稱ス)又ハ其ノ指定スル者ノ發スル防空警報ヲ以テ前項ノ防空警報トス

第七條ノ二 内務大臣ハ防空上必要アルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ防空法第八條ノ三ノ規定ニ基キ空襲ニ因ル危害ヲ避クル目的ヲ以テテスル退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 國民學校(之ニ準ズベキ學校ヲ含ム)初等科兒童又ハ年齢七歳未滿ノ者

二 妊婦、產婦又ハ褥婦

三 年齢六十五年ヲ超ユル者、傷病者又ハ不具癡疾者ニシテ防空ノ實施ニ從事スルコト能ハザルモノ

四 前各號ニ掲グル者ノ保護ニ缺クベカラザル者

前項第四號ニ掲グル者ノ範圍ハ内務大臣之ヲ定ム

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ同法第五條ノ二若ハ第五條ノ四乃至第五條ノ六ニ掲グル建築物(工事中ノモノヲ含ム)、第二條ニ掲グル事業若ハ施設、第三條ニ掲グル特殊施設又ハ第三條ノ二ニ掲グル物件ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス

防空法第十一條第三項ノ證據ハ別記様式ニ依ル

第九條 防空法第十三條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル

第十條 防空法第十四條ノ規定ニ依ル實費辨償ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官ノ辨償ニ係ルモノニ在リテハ内務大臣ノ認可ヲ受ケテ地方長

三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ハ防空法第十條ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ四 防空法第六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ同法第六條ノ二ノ規定ニ依ル指定ハ從事令書又ハ指定書ノ交付ヲ以テ之ヲ行フ

前項ノ從事令書又ハ指定書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 防空ノ實施ノ開始及終止ハ内務大臣(航海中ノ船舶ニ付テハ選信大臣)之ヲ命ズ

前項ノ命令ハ關係アル地方長官ニ對シテハ内務大臣、航海中ノ船舶ニ對シテハ選信大臣、關係アル市町村長及防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對シテハ内務大臣ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ發ス

内務大臣又ハ選信大臣第一項ノ命令ヲ爲スニ付テハ其ノ時期及區域ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ通知ニ依ルベシ

第六條 前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始命令アリタルトキハ監視及之ニ伴フ通信ハ直ニ之ヲ實施シ防空上必要ナル其ノ他ノ事項ハ直ニ之ヲ準備シ適宜之ヲ實施スベシ

監視及之ニ伴フ通信ハ前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ終止命令アル迄之ヲ繼續スベシ

第七條 防空ノ實施スル場合ニ於テ航空機ノ來襲ニ關シテハ左ノ各號ノ区分ニ依リ防空警報ヲ發ス

一 警 戒 警 報 航空機ノ來襲ノ虞アル場合

二 警 戒 警 報 解除 航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合

官之ヲ定メ市町村長又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ辨償ニ係ルモノニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當該防空計畫ノ設定者之ヲ定ムベシ

第十一條 防空法第五條ノ二又ハ第五條ノ三ノ規定ニ依ル木造建築物ノ防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該建築物ノ所有者ノ負擔トス

特定ノ街廓内ニ在ル木造建築物ニシテ所有者ヲ異ニスルモノヲ一郡トシテ防火改修工事ヲ施行スル場合ニ於ケル當該工事ノ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該工事ニ因リテ利益ヲ受ケタル建築物ノ所有者ノ負擔トシ其ノ負擔ノ割合及方法ハ防空法第五條ノ二ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ當該所有者間ノ協議ニ依リ同法第五條ノ三ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ協議整ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官之ヲ裁定ス

第十二條 協議ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十三條 防空法第十七條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス但シ寄附金其ノ他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

前項ノ規定ニ依リ交付シタル國庫補助金ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

一 設備又ハ資材ヲ廢棄又ハ變更シ當初ノ目的ヲ達シ得ザルニ至リタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

第十三條 主務大臣ハ地方長官又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對シ、地方長官ハ同法第二條ノ規定ニ依リ指定

セラレタル市町村長ニ對シ防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ指示スベシ

第十四條 陸海軍司令官ハ監視網構成ノ概要ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ地方長官ニ、陸海軍ノ行方防衛ノ必要上使用ヲ禁止スルコトアルベキ土地建物ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ地方長官、防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ニ通知スベシ

第十四條ノ二 防空計畫ヲ設定スル場合ニ於テハ内務大臣以外ノ主務大臣ハ内務大臣ニ、陸海軍ノ行方防衛ニ則シテシムル爲必要ナル事項ニ關シテハ主務大臣ニ在リテハ陸軍大臣及海軍大臣ニ、地方長官ニ在リテハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第十五條 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ陸海軍ノ行方防衛ニ則シテシムル爲必要ナル事項ニ關シテハ行政官廳ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第十六條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ主務大臣ハ關係各大臣ニ、行政官廳ハ關係地方官廳ニ協議スベシ
一 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ當該計畫中國ニ於テ管理スル土地家屋物件ノ使用ニ關スル事項

二 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル事項
三 防空法第三條第一項ノ規定ニ依リ指定及同條第二項ノ規定ニ依リ認可

四 設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五條ノ規定ニ依リ命令

四

鐵道ノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ鐵道大臣、軌道ノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項及鐵道又ハ軌道ノ應急復舊ノ實施ニ付テハ内務大臣及鐵道大臣

第十六條ノ五 防空法第三條第一項及本令第十六條第三號前段ニ規定スル主務大臣ノ職務ニ關シテハ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依ル
一 鐵山又ハ石油ニ關スル事業若ハ施設ニ付テハ内務大臣及商工大臣

二 電氣、電氣通信、海運又ハ航空ニ關スル事業又ハ施設ニ付テハ内務大臣及通信大臣
三 鐵道又ハ軌道ニ付テハ内務大臣及鐵道大臣

第十六條ノ六 防空法第三條第二項及本令第十五條及第十六條第三號後段ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ地方長官ノ行方但シ第十六條ノ四第一號ニ掲グル事項(石油タンクニ關スルモノヲ除ク)ニ付テハ鐵山監督局長、同條第二號ニ掲グル事項ニ付テハ通信局長、同條第三號ニ掲グル事項ニ付テハ通信局長(應急復舊ノ實施ニ付テハ地方長官及通信局長)、同條第四號ニ掲グル事項ニ付テハ鐵道局長(軌道ノ防空ノ設備若ハ資材ニ關スル事項又ハ鐵道若ハ軌道ノ應急復舊ノ實施ニ付テハ地方長官及鐵道局長)之ヲ行フ

防空法第十一條ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ内務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、商工大臣、通信大臣、鐵道大臣、地方長官、鐵山監督局長、通信局長又ハ鐵道局長之ヲ行フ

第十六條ノ七 防空法第五條ノ二、第五條ノ三、第五條ノ六、第五條ノ七、第八條ノ二及本令第十一條中地方長官トアルハ東京府ニ在リ

五 建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却又ハ改築ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五條ノ四又ハ第五條ノ六ノ規定ニ依リ命令

六 防空法第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ニ對スル同法第十條第一項ノ規定ニ依リ命令

第十六條ノ二 防空ノ實施ニ際シ内務大臣ハ防空ノ實施ニ付必要ナル事項ヲ他ノ主務大臣ニ、陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空ノ實施ニ付陸海軍ノ行方防衛ニ則シテシムル爲必要ナル事項ヲ主務大臣ニ請求スルコトヲ得

緊急ノ必要ニ因リ内務大臣又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣ニ對シ前項ノ措置ヲ稟請スル暇ナキトキハ地方長官ハ防空ノ實施ニ付必要ナル事項ヲ他ノ地方官廳ニ、陸海軍司令官ハ防空ノ實施ニ付陸海軍ノ行方防衛ニ則シテシムル爲必要ナル事項ヲ地方官廳ニ請求スルコトヲ得

第十六條ノ三 第十六條ノ四及第十六條ノ五ニ規定スルモノヲ除クノ外防空法及本令ニ規定スル主務大臣ノ職務ハ内務大臣之ヲ行フ

第十六條ノ四 防空法第二條及第五條及本令第一條、第十三條、第十四條ノ二、第十六條第四號及第十六條ノ二ニ規定スル主務大臣ノ職務ニ關シテハ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依ル
一 鐵山又ハ石油タンクノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣

二 航海中ノ船舶ニ於テ行方防衛ノ實施ニ關スル事項ニ付テハ通信大臣
三 船舶、航路標識、航空機、航空標識、電氣工作物又ハ電氣通信施設ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ通信大臣、應急復舊ノ實施ニ付テハ内務大臣及通信大臣

テハ警視總監トス
第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附 則
本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(昭和十二年勅令第五百四十八號ヲ以テ昭和十二年十月一日ヨリ施行)

附 則
本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(昭和十六年勅令第千三百三十四號ヲ以テ昭和十六年十二月二十日ヨリ施行)

防空委員會令ハ之ヲ廢止ス
(昭和十六年勅令第千三百三十四號ヲ以テ昭和十六年十二月二十日ヨリ施行)

官廳防空令第五條中「第十條第三項」ヲ「第十條第二項」ニ改ム
(別記様式)
日本標準規格第九十二號B列八番
(Column x 91mm)

第 號 年 月 日 交付
防空法第十一條第三項
ノ規定ニ依ル證票

行政官廳 印
又ハ市町村

官 職 氏 名

防空法摘要

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲ニ必要ナルトキハ行政官廳又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ヲ提出シ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅竝ニ業務上ノ秘密ニ關スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證據ヲ携帶スベシ

第十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ五第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十一條第一項ノ規定ニ依リ資料ヲ提出シテ爲サズ若ハ虛偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ妨グ若ハ忌避シタル者

防空法施行令摘要

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ同法第五條ノ二若ハ第五條ノ四乃至第五條ノ六ニ掲グル建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ第二條ニ掲グル事業若ハ施設ノ第三條ニ掲グル特殊施設又ハ第三條ノ二ニ掲グル物件ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス

防空法第十一條第三項ノ證據ハ別記様式ニ依ル

第十六條ノ六第二項 防空法第十一條ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ内務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、商工大臣、逓信大臣、鐵道大臣、地方長官、鑛山監督局長、逓信局長又ハ鐵道局長之ヲ行フ

防空從事者扶助令

(昭和十六年十二月十七日勅令第千三百三十七號)

第一條 防空法第十二條ノ規定ニ依リ扶助金ノ支給ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 扶助金ハ左ニ掲グル防空從事者(恩給法ニ依リ公務員又ハ之ニ準ズベキ者ニシテ職務上防空ノ實施ニ從事スルモノヲ除ク)ニ付テ給ス

一 防空監視隊員

二 警防團員

三 防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ基ク地方長官ノ命令ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者

四 防空法第九條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者

五 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外地方長官又ハ市町村長ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スル者ニシテ内務大臣ノ指定スルモノ

六 防空法第八條ノ五ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ又ハ之ニ協力スル者

七 防空法第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ其ノ防空計畫ニ基キ防空ノ實施ニ從事スルモノ

第三條 扶助金ノ支給者ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 前條第一號又ハ第二號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ當該防空監視隊員又ハ警防團ヲ設置シタル地方長官

二 前條第三號ニ掲グル者ニシテ地方長官又ハ市町村長ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スルモノニ付給スル扶助金ニ在リテハ從事令書ヲ發シタル地方長官、防空法第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スルモノニ付給スル扶助金ニ在リテ

ハ當該防空計畫ノ設定者

三 前條第四號又ハ第五號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ其ノ者ガ防空ノ實施ニ從事スル地方管轄スル地方長官

四 前條第六號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ其ノ者ノ從事スル應急防火ニ係ル建築物ノ所在市町村ノ市町村長

五 前條第七號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ當該防空計畫ノ設定者

第四條 扶助金ハ療養費、障害扶助金、打切扶助金、遺族扶助金及葬祭費ノ五種トシテ區別ニ從ヒテ給ス

一 療養費ハ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スル者ニシテ官公費ノ治療ヲ受ケザルモノニ之ヲ給ス

二 障害扶助金ハ傷病又ハ疾病ノ治癒シタル時ニ於テ仍身體ニ障害ヲ存スル者ニ之ヲ給ス

三 打切扶助金ハ療養ノ期間一年ヲ經過スルモ傷病又ハ疾病ノ治癒セザル者ニ之ヲ給ス

四 遺族扶助金ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給ス

五 葬祭費ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ之ヲ給ス葬祭ヲ行フ遺族ナキ場合ニ於テハ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ給スルコトヲ得

打切扶助金ヲ給スベキトキハ以後本令ニ依リ他ノ扶助金ハ之ヲ給セズ

防空從事者重大ナル過失ニ因リ傷病ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ障害扶助金又ハ遺族扶助金ハ之ヲ給セザルコトヲ得

第五條 扶助金ノ額ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 地方長官ノ給スルモノニ在リテハ別表第一欄ニ掲グル金額

二 防空法第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ給スルモノニ在リテハ當該支給者ガ別表第一欄ニ掲グル金額ノ範圍内ニ於

テ地方長官ノ認可ヲ受ケ定ムル金額

三 市町村長ノ給スルモノニ在リテハ別表第二欄ニ掲グル金額ノ範圍内ニ於テ當該市町村長ガ地方長官ノ認可ヲ受ケ定ムル金額

障害扶助金又ハ打切扶助金ハ前項ノ規定ニ依リ金額ノ範圍内ニ於テ傷病ノ程度、身體障害ノ輕重等ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ給スベシ

第六條 防空從事者障害扶助金ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ者ガ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル日ヨリ起算シ三年以内ニ當該傷病ノ再發ニ因リ身體障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ障害扶助金ノ額ハ新ニ之ヲ定メ既ニ給シタル障害扶助金ノ金額ヲ控除シテ之ヲ給ス

第七條 本令ニ於テ遺族トハ本人ノ配偶者、子、孫、父、母、祖父、祖母及兄弟姉妹ニシテ本人死亡ノ當時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ在ル者ヲ謂フ本人ノ死亡後二年以内ニ昭和十五年法律第四號(委託又ハ郵便ニ依リ戸籍届出ニ關スル法律)ノ適用ヲ受ケ本人死亡ノ當時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ在ルコトト爲ルニ至リタル者ニ付亦同ジ

本人死亡後分家シタル遺族又ハ分家シタル遺族ニ伴ヒ其ノ家ニ入りタル遺族ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ引續キ本人ト同一戸籍内ニ在ルモノト看做ス

届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係同様ノ事情ニ在ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同一戸籍内ニ在ル配遇者ト看做ス

本人死亡當時胎兒タル子又ハ孫出生シタルトキハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ本人死亡ノ當時之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第八條 遺族扶助金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順序ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ同順位ノ子又ハ孫數人アルトキハ本人ヲ被相続人トシタル家督相續ノ順位ニ準ジ之ヲ定ム

父母及祖父母ニ付テハ雙方ヲ先ニシテ實方ヲ優ニス
兄弟姉妹ニ遺族扶助金ヲ給スルハ其ノ者ガ未成年又ハ不具癡疾ニシ
テ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限り前條第
一項後段ニ規定スル者ニ遺族扶助金ヲ給スルハ既ニ之ヲ受ケタル者
ナキ場合ニ限ル

第九條 遺族扶助金ヲ給スベキ順位ニ在ル遺族左ノ各號ノ一ニ該當ス
ルトキハ遺族扶助金ハ其ノ次順位ニ在ル遺族ニ之ヲ給ス

一 死亡シタルトキ
二 所在不明ナルトキ
三 分家ノ場合ヲ除ク外同一戸籍内ニ在ラザルニ至リタルトキ

第十條 扶助金ヲ受クベキ者ガ扶助金ヲ受クベキ事由ノ生ジタル日ヨ
リ起算シ二年以内ニ請求ヲ爲サザルトキハ當該扶助金ハ之ヲ給セズ

第十一條 扶助金ヲ受クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ
受ケタルトキハ其ノ金額ハ扶助金ノ額ヨリ之ヲ控除ス

第十二條 扶助金ヲ受クベキ者同一ノ原因ニ付他ノ法令ニ依ル扶助、
給付又ハ給與ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ扶助、給付又ハ給與ガ本令
ノ扶助金ト同種ノモノナルトキハ本令ノ扶助金ハ之ヲ給セズ但シ其
ノ額ガ本令ノ扶助金ノ額ヨリ少額ナルトキハ其ノ差額ニ付テハ此ノ
限ニ在ラズ

前項ノ他ノ法令ニ依ル扶助、給付又ハ給與ニシテ本令ノ扶助金ト同
種ノモノハ内務大臣之ヲ指定ス

附 則
本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十六年勅令第千三百三十四號ヲ以
テ昭和十六年十二月二十日ヨリ施行)

(別表)

種 別	療 養 費		打 切 扶 助 金	遺 族 扶 助 金	葬 祭 費
	第一欄	第二欄			
障害扶助金	終身自用ヲ辨ズルコト能 ハザルモノ	終身業務ニ服スルコト能 ハザルモノ	一、五〇〇圓	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	其ノ他身體ニ著シキ障害 ヲ存スルモノ又ハ女子ニ シテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘 シタルモノ		七〇〇	一、五〇〇	七〇〇
			一、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇〇
			一、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇〇

防空法施行規則 (昭和十六年十二月十八日
内務省令第三十九號)

第一條 防空法第五條ノ四ノ建築物ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス
一 市街地建築物法施行令第三條第四號ニ掲グル物品ノ製造、貯藏
又ハ處理ニ供スル建築物ニシテ建築面積三十平方米以上又ハ同一
敷地内ノ建築面積ノ合計二百平方米以上ノモノ
二 前號ニ掲グルモノノ外地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以
下之ニ同ジ)空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アリト認メ命

許可ヲ受クベシ
第五條 第一條第二項、第三條又ハ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建
築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ變更スルトキハ其ノ用途
ニ供スル建築物ヲ新築スルモノト看做ス

第六條 第一條第二項、第三條又ハ第四條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ
申請ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第七條 地方長官防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ内務大
臣ノ定ムル學校ノ學生生徒ヲ防空ノ實施ニ從事セシムル場合ニ於テ
ハ豫メ當該學校長ノ意見ヲ徵スベシ

第八條 防空法施行令第四條ノ四ノ規定ニ依ル從事令書又ハ指定書ニ
ハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 命令又ハ指定ヲ受クベキ者ノ氏名、出生ノ年月日及居住ノ場所
二 從事スベキ防空業務及場所
三 從事スベキ期間
四 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 防空法第八條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官ハ左ノ各號ニ掲グル
警響ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得
一 空襲警報又ハ空襲警報解除ノ信號ニ類似スル警響
二 航空機ノ爆音ニ類似スル警響
三 監視ヲ著シク妨害スル虞アル警響

第十條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官ハ防空法第
八條ノ四ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ヲ爲スコトヲ得

第十一條 防空法第八條ノ四ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ハ地域、期間、
移動ノ方法等ヲ定メ之ヲ爲スモノトス

令ヲ以テ指定スル建築物

前項ノ建築物ヲ新築、増築、改築又ハ移轉セントスル者ハ地方長官
ノ許可ヲ受クベシ但シ地方長官ノ指定シタル區域内ニ於テハ此ノ限
ニ在ラズ

第二條 防空法第五條ノ四ノ規定ニ依ル前條第一項ノ建築物(工事中
ノモノヲ含ム)ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ノ命令ハ地
方長官ヲシテ之ヲ爲サシムルモノトス

第三條 防空法第五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル區
域内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ヲ新築又ハ増築セントス
ル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

一 建築面積ノ合計二千平方米ヲ超過スル工場
二 常時使用スル原動機馬力數ノ合計二百ヲ超過スル工場
前項ノ區域内ニ於テ特ニ内務大臣ノ指定スル區域ニ付テハ前項ノ規
定ハ左ノ各號ニ掲グル建築物ニ之ヲ適用ス

一 建築面積ノ合計六百平方米ヲ超過スル工場
二 常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場

第四條 防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル地
區内ニ於テハ建築物ハ左ノ各號ニ掲グルモノヲ除クノ外之ヲ新築又
ハ増築スルコトヲ得ズ

一 農業、林業又ハ畜産業ヲ營ム者ノ業務又ハ居住ノ用途ニ供スル
建築物

二 公園、運動場ノ類ノ施設ニ附隨スル建築物

三 防空上必要ナル施設ノ用途ニ供スル建築物

四 前各號ニ掲グルモノノ外防空上空地ノ效用ヲ害スル虞ナシト認
メラルル建築物

前項各號ニ掲グル建築物ヲ新築又ハ増築セントスル者ハ地方長官ノ

第十二條 左ノ各號ニ掲グル者ニシテ當該建築物ニ付空襲ニ因ル火災ノ危険ヲ生ジタル現場ニ在ルモノハ防空法第八條ノ五第一項ノ規定ニ依ル應急防火ヲ爲スベシ

- 一 建築物ノ管理者、所有者又ハ居住者
 - 二 建築物内ニ勤務、就業又ハ修業ノ場所ヲ有スル者
- 防空法施行令第七條ノ二第一項各號ニ掲グル者其ノ他正當ノ事由アル者ハ防空法第八條ノ五第一項ノ規定ニ依ル應急防火又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル應急防火ノ協力ヲ爲スコトヲ要セズ
- 第十三條 防空法第十條ノ二ノ規定ニ依リ講習ヲ受クベキ者ノ範圍、講習ノ期間及内容等ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム
- 第十四條 防空法第十五條第四項ノ規定ニ依リ物件ノ移轉ヲ爲スニ要スル費用ハ物件ノ所有者ノ負擔トス但シ當該物件ノ管理者アルトキハ契約等ニ依リ特別ノ定アル場合ヲ除クノ外所有者及管理者ノ共同ノ負擔トス

附 則

本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十六年勅令第百三十四號ヲ以テ昭和十六年十二月二十日ヨリ施行)

防空従事者扶助令第二條第五號ノ規定ニ依ル指定

(昭和十六年十二月二十七日) 内務省告示第六百八十九號

學校報國隊員

防空従事者ノ御救恤ニ關スル件

(昭和十七年一月三十日) 内務省防第一號 各廳府縣長官宛

今般異キ邊ヨリ別紙寫ノ通大東亞戰爭ニ關シ防空従事者ニシテ空襲ニ因リ死傷スル者アル場合 思召ヲ以テ祭料又ハ御菓子料ヲ下賜アラセラル旨官内次官ヨリ内務次官宛通達有之候條依命此段及通知候 追而之方該當者發生ノ場合ハ關係書類ヲ添へ速ニ報告相成度

別紙寫略

防空従事者ノ御救恤ニ關スル件

(昭和十七年三月三日) 内務省發防第十四號

各廳府縣長官宛

一月三十日付内務省内防第一號ヲ以テ及通知候防空従事者ノ御救恤ニ關スル官内省通達ノ取扱方針及該當者報告ニ必要ナル關係書類別紙ノ通相定メ候條依命此段及通達候

防空従事者御下賜金ニ關スル取扱方針

- 一 官内省通達中「之ニ準ズベキ者」ノ範圍ハ差當リ左記ニ掲グル者トス
 - (一) 船舶(航海中)監視ニ従事スル者
 - (二) 防護監視ニ従事スル者
 - (三) 公衛ノ防空ニ従事スル者
 - (四) 特殊技能者防空法第六條第一項ノ規定ニ依ルニ非ズシテ警防團等ニ協力シ防空ニ従事スル者
 - (五) 戦時災害保護法第七條ノ規定ニ依リ救助ノ實施ニ従事スル者
- 二 祭料ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ下賜相成ルモノトシ遺族ノ範圍及順序ハ防空従事者扶助令ノ規定ニ準ズ
- 三 御菓子料ハ負傷セル本人ニ下賜相成ルモノトス
- 四 官内省防第一號ニ付テハ當該官廳ニ於テ該當者ヲ調査ノ上關係書類ヲ内務省ニ送付スルコト
- 五 船舶(航海中)監視ニ従事スル者ニ付テハ選信省ニ於テ該當者ヲ調査ノ上關係書類ヲ内務省ニ送付スルコト
- 六 前二項以外ノ該當者ニ付テハ地方長官之ヲ調査シ内務省ニ報告スルコト
- 七 同一ノ原因ニ付テハ御下賜金アルトキハ本御下賜金ノ取扱ヲ爲サザルコト

關係書類

- 一 負傷ノ場合
 - (一) 地方長官報告書(様式一)
 - (二) 所屬長ノ事實證明書又ハ其ノ寫(様式二)
 - (三) 診斷書又ハ診斷書寫(治療三週間以上ヲ要シタル旨ヲ明示スルコト)
- 二 死亡ノ場合
 - (一) 地方長官報告書(様式一)
 - (二) 所屬長ノ事實證明書又ハ其ノ寫(様式二)
 - (三) 戶籍謄本(該當事者事實上婚姻關係ニ在リタル者ナラバトキハ市區町村長又ハ警察署長ノ證明書)
 - (四) 死亡診斷書又ハ之ガ寫

備考

- 一 所屬長ハ官廳防空ニ在リテハ其ノ防空計畫ニ定ムル特設防護團長、團長、部、班長又ハ之ニ準ズル者ヲ謂ヒ一般防空ニ在リテハ地方長官、警察、消防署長、市區町村長、防空監視隊長、副隊長、哨長、副哨長、警防團長、團長、部、班長又ハ之ニ準ズル者ヲ謂フ
- 二 前號ノ者官公吏以外ノ場合ハ地方長官、警察、消防署長又ハ市區町村長ノ稟書ヲ爲スコト
- 三 診斷書寫ナルトキハ警察署長又ハ市區町村長ニ於テ照合済ナル旨證明スルコト
- 四 封書ノ表書ハ内務省防空局企畫課長宛ニテ親展トスルコト

年 月 日 官 職 氏 名 印

内務大臣宛

防空従事者空襲ニ因ル負傷(死亡)報告書

該當者氏名(及死亡者トノ續柄)	同 本 籍	同 現 住 所	同 負傷(死亡)者氏名	同 年 月 日 生	同 本 籍	同 現 住 所	從事シタル防空業務	當時ノ情況ノ概要	其ノ他參考ナルベキ事項

様式二 (B五版) (寫)

事實證明書

住 所

職 業

氏 名

右者昭和 年 月 日午前(后) 時何地ニ於テ何々(防空業務ノ種類)トシテ何々ニ從事中何々ニ因リ負傷(死亡)シタリ

右證明ス

年 月 日 現住所

所屬長(官職) 氏 名 印

右ハ調査シタルニ事實相違ナキモノト認ム

何市町村長
(何警察署長) 氏 名 印

防空法施行ニ關スル件 (昭和十二年九月三十日)

(内務省發部第二十八號) 各府縣長官宛

防空法ハ十月一日ヨリ之ヲ施行スル旨九月二十九日付公布セラレ同時ニ防空法施行令及官廳防空令公布相成候處本法ノ施行ハ極メテ重要ノ事項ニ屬シ慎重ナル用意ヲ必要トスル共ニ時局ニ鑑ミ速急ニ其ノ適切ナル效果ヲ發揮セシムルノ要アルヲ以テ左記事項ヲ知ノ上着々防空計畫ノ設定、防空計畫ヲ設定スベキ市町村長ノ指定等ノ措置ニ出テ施行上遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ本法ノ施行ニ關シテハ上記二勅令ノ外後日防空委員會ニ關スル勅令及燈火管制ニ關スル命令ノ公布アルベキモ施行規則ハ之ヲ設ケズ運用ニ依リ遺漏ナキヲ期スル方針ニ付承知セラレ度

記

一 防空計畫ヲ設定スベキ市町村長ノ指定

概テ別記(第一號)標準ニ依ルベキモ防空計畫設定費並ニ防空委員會費ニ對スル國庫補助ノ關係モアリ當分ノ内指定前本省ト打合スベキコト

二 地方長官ノ設定スベキ防空計畫ト市町村長ノ設定スベキ防空計畫

ト稱スノ設定ニ關シ關係地方長官及市町村長ト十分協議ヲ遂ゲ認可申請ニ當リテハ地方長官ヲ經由シ其ノ意見ヲ附申達スベキコト

五 防空ニ關スル指揮系統

(一) 防空監視ノ指揮ハ地方長官、警察署長之ヲ爲スコト
(二) 防空警報傳達ノ指揮ハ地方長官、警察署長及市町村長夫々之ニ任ズルコト

(三) 燈火管制ノ監督ハ警察署長之ヲ爲スコト

(四) 消防ニ關シテハ消防署長又ハ警察署長ノ指揮ニ依ルベキコト

(五) 防毒、避難、救護ノ實施上警察ニ關スル事項ニ付テハ警察署長ノ指示ニ依ルベキコト

六 設備資材ノ整備ニ關スル事項

防空ノ實施ニ關シ整備ヲ必要トスル設備資材ノ範圍ハ甚ダ廣汎ナルベキモ差當リ最モ緊要ナル地方ニ付差措キ難キ事項ニ關シ之ヲ考慮シ漸次他ニ及ボス方針ニシテ本年度國庫補助豫算ノ計上セラレタルモノハ別記(第三號)ノ如クニシテ右ニ關シテハ別途通牒スベキコト

七 特別防空計畫設定者ノ指定

防空法第三條ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ指定ハ追テ之ヲ爲ス見込ナルコト(右指定ノ場合ハ關係地方長官又ハ市町村長ニ通知スルモノトス)

(別記第一號)

防空計畫ヲ設定スベキ市町村長指定ノ標準
防空計畫ヲ周密適正ナラシムル爲當初ニ於テハ指定ハ緊要ニシテ缺ク

トノ區分

概テ別記(第二號)ニ準據シ先ヅ地方長官ニ於テ大綱的事項ヲ定メ之ニ基キ市町村長ハ細目的事項ヲ定ムベキコト

三 防空計畫ノ設定

(一) 防空計畫ハ防空實施計畫及設備資材整備計畫トスルコト
(二) 防空實施計畫ハ現有ノ人的要素及物的設備資材並ニ防空ノ實施ニ際シ直ニ整備シ得ベキ設備資材ヲ以テスル防空實施ニ關スル計畫ヲ謂ヒ毎年度之ヲ更新スルコト

(三) 設備資材整備計畫ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備資材ニシテ豫メ整備ヲ必要トスルモノニ關スル計畫ヲ謂ヒ適宜永年ニ互ル計畫及其ノ年度別計畫トシ又ハ一年度ノ計畫トスルコト

(四) 防空計畫ハ本來各般ノ事項ニ互リ綜合的ニ考慮シ成ルベク速カニ全般ノ計畫ヲ設定スベキモノナルモ現下ノ情勢ニ鑑ミ差當リ局部的ニ例ヘバ監視、通信等ノミニ關スル計畫或ハ設備資材整備計畫ノミニ付之ヲ設定シ將來漸次追加整理スルモ妨ゲナキコト

四 防空計畫ノ設定及認可ノ手續ニ關スル事項

(一) 貴縣(道府)關係陸海軍司令官ハ別途通牒スベキコト
(二) 他官廳ニ關係アル事項ニ付テハ豫メ充分ナル協議ヲ遂ゲ遺漏ナキヲ期スルコト

(三) 教府縣ニ跨ル事項及市町村長ノ設定スル防空計畫ニ於テ教市町村ニ關聯スル事項ニ關シテハ關係地方長官又ハ市町村長ト充分ナル協議ヲ保ツベキコト

(四) 東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋ノ各市長其ノ他別ニ指示スル市町村長ノ設定スル防空計畫ノ認可ニ關シテハ當分ノ内本省ニ打合スベキコト

(五) 法第三條ノ防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫(特別防空計畫

ベカラザルモノニ限定スルコト

指定ハ大體左記ノ要地ヲ標準トスルモ、其ノ附近地市町村ニシテ之ト一體トシテ考慮ヲ要シ特ニ必要ト認ムルモノハ之ヲ加フルコト

イ、六 大 都 市

ロ、軍 要 地

ハ、重 要 港 灣

ニ、重 要 工 業 地

ホ、重 要 礦 業 地

ハ、道 府 縣 廳 所 在 地

(別記第二號)

地方長官ノ設定スル防空計畫ノ概目

一 監視ノ配置及編成ニ關スル事項

二 地方長官ノ爲ス防空ノ實施ニ必要ナル通信ニ關スル事項

三 道府縣ノ區域全般ノ警報ノ傳達ニ關スル事項

四 燈火管制及消防ニ關スル事項但シ地方長官ノ定ムル所ニ依リ市町村長ニ於テ計畫スベキモノヲ除ク

五 防毒、避難及救護ニ關スル大綱的事項

六 道府縣ノ營造物ニ關スル事項

七 地方長官ノ爲ス防空ノ實施ニ必要ナル人員ノ配當及其ノ補充ニ關スル事項

八 前各號ニ掲グルモノノ外地方長官ニ於テ計畫スルヲ必要ト認ムル事項

市町村長ノ設定スル防空計畫ノ概目

一 市町村長ノ爲ス防空ノ實施ニ必要ナル通信ニ關スル事項

二 市町村長ノ爲ス警報ノ傳達ニ關スル細目的事項

三 燈火管制及消防ニ關スル事項ニシテ地方長官ノ定ムルモノ

- 四 防衛、避難及救護ニ關スル細目の事項
- 五 市町村ノ營造物ニ關スル事項
- 六 市町村長ノ爲メ防空ノ實施ニ必要ナル人員ノ配當及其ノ補充ニ關スル事項
- 七 前各號ニ掲グルモノノ外市町村長ニ於テ計畫スルヲ必要ト認ムル事項

防空法等施行ニ關スル件 (昭和十六年十二月十九日) (内務省發防第三二二號)

各府縣長官宛

防空法、同施行令ノ改正並ニ防空監視隊令、防空從事者扶助令及防空法施行規則公布セラレ十二月二十日ヨリ之ヲ施行スルコト相成候處本法令ノ施行ハ時局ニ鑑ミ急速ニ適切ナル效果ヲ發揮セシムルノ要アルヲ以テ不取敢左記事項了知ノ上之ガ施行上萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候

- 一 改正ニ依リ防空ノ範圍擴大セラレ且防空計畫ノ設定者タル主務大臣及特別防空計畫設定者ヲ指定スベキ主務大臣、特別防空計畫ヲ認可スベキ地方官職モ増加セラレタルニ伴ヒ關係各官廳及關係各部課トノ關聯事項著シク増大スルヲ以テ此ノ間ノ連絡協調ニ關シテハ特段ノ意ヲ用ヒラレ防空計畫ノ設定及認可、防空ノ設備資材ノ整備、防空ノ實施ニ際スル一體性ノ保持ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- 二 昭和十七年度ノ防空計畫ニ付テハ追テ主務大臣ヨリ指示セラルルヲ以テ之ニ基キ設定スルコト

- 三 施行規則第一條第二項但書ニ依リ地方長官ノ指定スル區域ハ原則トシテ市街地建築物法ヲ適用スル區域以外トスルコト但シ地方長官地方ノ實情ニ依リ之ト異ル區域ヲ指定スルヲ適當ト認ムルトキハ内務大臣ニ經何スルコト
- 四 施行規則第一條第二項ノ規定ニ依リ許可ノ運用及施行規則第六條ノ規定ニ依ル事項ニ關シテハ別途通牒スベキヲ以テ之ニ依ルコト
- 五 施行令第四條第一項第二號ノ規定ニ依リ特殊技能者ハ建築、土木、電氣通信其ノ他應急復舊等ニ關スル技能ヲ有スル者ニシテ地方長官ニ於テ必要ト認ムルモノニ付認可申請ヲ爲スコト
- 六 防空法第六條第二項ノ規定ニ依リ從事命令ハ概ネ警防團員、學校報國隊員等ニシテ特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニ對シ必要ト認ムル場合ニ之ヲ爲スコト
- 七 施行令第四條ノ四ノ規定ニ依リ從事命令書ハ一定ノ形式ニ依リ印刷シ適宜交付シ得ル豫メ準備シ置クコト
- 八 防空監視隊員ハ防空監視隊令第三條但書ニ規定スル者ヲ除クノ外總テ防空法第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ指定書ヲ以テ之ヲ指定スルコト但シ防空監視及情報通信指導要領ニ示ス必要限度ノ要員ニ限定スルコト
- 九 防空監視隊務規程ニ付テハ防空監視隊令ニ規定シアル事項ヲ除外スル様之ヲ改正スルコト
- 十 施行規則第七條ノ規定ニ依リ學校長ノ意見ノ聽取ハ從事セシムベキ學生生徒ノ人員及範圍等ニ關スル學校長トノ事前ノ協議ヲ以テ之ヲ爲スコト
- 十一 施行規則第九條ノ規定ニ依リ警備ノ禁止制限ニ付テハ保安上眞ニ已ムヲ得ザル警備ハ之ヲ除外スルコト

防空法施行規則第一條及第二條ノ施行ニ關スル件依命通牒 (昭和十七年一月十六日) (内務省發防第二二號)

各府縣長官宛

防空法施行規則第一條及第二條ノ施行ニ關シテ本年十二月十九日內務省發防第三二二號依命通牒ニ依ルノ外左記ニ依リ取扱相成度依命此段及通牒候

- 一 一般許可方針
 - 六大都市其ノ他防空重要都市(内務大臣ノ指定シタル三十四都市)ノ區域ニ於テハ施行規則第一條第一項第一號ニ該當スル建築物ハ其ノ一建築物ノ貯藏、製造又ハ處理スル危險物ノ數量ガ別表第一數量ヲ超ユル場合又ハ同一敷地内ニ在ル建築物ノ取扱數量ノ合計ガ別表第二數量ヲ超ユル場合ニ於テハ本條ノ許可ヲ爲サザルコト、但シ石油類ノ如キモノニシテ國民ノ日常生活ニ缺クベカラザルモノ又ハ生産擴充其ノ他地方長官已ムヲ得ズト認ムルモノニ付テハ豫メ内務大臣ニ經何ノ上許可シ得ルコト

防空法施行規則第一條及第二條ノ施行ニ關スル件依命通牒 (昭和十七年一月十六日) (内務省發防第二二號)

各府縣長官宛

- 二 許可標準
 - (一) 許可標準
 - 許可セントスル危險物ノ數量ガ別表第一數量ノ二十分ノ一以上ノ場合ニ於テハ別紙(一)ノ許可標準ニ依ルコト
 - 尙鈍砲火藥類取締法、壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法等ノ取締ヲ受クベキモノニ付テ夫々ノ法規ニ依リ保有距離、構造制限ガ別紙(一)ノ許可標準ト異ル場合ニ於テハ其ノ制限ノ嚴ナルモノニ依リ許可スルコト
 - (二) 本條ノ許可申請ハ別紙(二)ノ書式ニ依リ之ヲ爲サシムルコト
 - (三) 本條ノ施行ハ市街地建築物法主管課ニ於テ主管スルコトトシテ先申請ヲ先議スルコト
 - (四) 本條ニ依リ許可ヲ爲シタルモノハ別紙(二)ノ書式ニ掲グル事項ヲ記載セル臺帳ヲ作製スルコト但シ「四」「五」「八」ハ之ヲ省略スルコトヲ得ルコト
 - (五) 本條ニ依リ許可ヲ爲シタルモノニ付テハ毎年六月、十二月迄ノ各半年分ヲ取纏メ七月、一月末迄ニ防空局長宛報告スルコト
- 三 施行規則ノ制定
 - 規則第一條ニ關シテハ許可標準、許可ノ申請手續其ノ他必要ナル事項ニ付應府縣令ヲ以テ施行規則ヲ制定スルコト
 - 施行規則ノ制定ハ内務大臣ニ經何スルコト
 - 五、規則第一條第一項第二號ニ依リ建築物ヲ指定セントスル場合ハ内務大臣ニ經何スルコト

六 第二條ノ取扱方針

規則第一條第一項第一號ニ該當スル既存建築物ニシテ新ニ建築セラレタリトセバ不許可ト爲スベキ種類ニ屬スルモノナルトキ又ハ許可標準ニ示ス條件ニ合致セザルモノナルトキハ危險物ノ數量、建築物ノ構造、保有距離又ハ周圍ノ情况等勸告シ防空上ノ見地ヨリ其ノ不適當ト認メラルル程度ニ應ジテ其ノ構造施設ヲ強化セシメ又ハ敷地ノ擴張若ハ移轉等ニ依ル敷地内ノ疎開ヲ圖ラシムル等必要ナル措置ヲ命ジテ危險ノ排除ニ努メ尙支障アルトキハ之ガ除却ヲ命ズルコト除却其ノ他重要ナル措置ヲ命ズル場合ハ内務大臣ニ經何スルコト

別表

品名	種別	第一數量	第二數量
火藥	甲	五、〇〇〇 _斤	一五、〇〇〇 _斤
爆藥	甲	二、〇〇〇 _斤	六、〇〇〇 _斤
銃用實包	甲	二、五〇〇、〇〇〇 _個	七、五〇〇、〇〇〇 _個
銃用雷管	甲	五、〇〇〇、〇〇〇 _個	一五、〇〇〇、〇〇〇 _個
工業用雷管	甲	六〇〇、〇〇〇 _個	一、二〇〇、〇〇〇 _個
鹽素酸鹽類	甲	一〇、〇〇〇 _斤	四〇、〇〇〇 _斤
過鹽素酸鹽類	甲	一〇、〇〇〇 _斤	四〇、〇〇〇 _斤
硝酸鹽類	乙	八〇、〇〇〇 _斤	三二〇、〇〇〇 _斤
黃燐	甲	四、〇〇〇 _斤	一六、〇〇〇 _斤
赤燐	甲	八、〇〇〇 _斤	三二、〇〇〇 _斤

硫化燐	甲	八、〇〇〇 _斤	三二、〇〇〇 _斤
金屬カリウム	甲	五〇〇 _斤	二、〇〇〇 _斤
金屬ナトリウム	甲	五〇〇 _斤	二、〇〇〇 _斤
キシロール	甲	四〇、〇〇〇 _斤	一六〇、〇〇〇 _斤
ピクリン酸	甲	四〇、〇〇〇 _斤	一六〇、〇〇〇 _斤
ピクリン酸鹽類	甲	四〇、〇〇〇 _斤	一六〇、〇〇〇 _斤
テレピン油	甲	四〇、〇〇〇 _立	一六〇、〇〇〇 _立
第一種石油	甲	一六、〇〇〇 _立	六四、〇〇〇 _立
第二種石油	甲	四〇、〇〇〇 _立	一六〇、〇〇〇 _立
第三種石油	乙	四〇、〇〇〇 _立	一六〇、〇〇〇 _立
燐寸	乙	五〇、〇〇〇 _個	二〇〇、〇〇〇 _個
セルロイド	甲	三〇、〇〇〇 _斤	一二〇、〇〇〇 _斤
壓縮ガス	甲	三〇〇 _{立方尺}	一、二〇〇 _{立方尺}
液體ガス	甲	三、〇〇〇 _{立方尺}	一二、〇〇〇 _{立方尺}
石炭ガス	甲	一〇〇、〇〇〇 _{立方尺}	四〇〇、〇〇〇 _{立方尺}
可燃性ガス	甲	一〇、〇〇〇 _立	四〇、〇〇〇 _立
カーバイト	乙	五〇、〇〇〇 _斤	二〇〇、〇〇〇 _斤
マグネシウム	甲	一、〇〇〇 _斤	四、〇〇〇 _斤
過酸化水素水	甲	四〇、〇〇〇 _立	一六〇、〇〇〇 _立

過酸化カリ	甲	一〇、〇〇〇 _斤	四〇、〇〇〇 _斤
過酸化ソーダ	甲	一〇、〇〇〇 _斤	四〇、〇〇〇 _斤
過酸化ベリウム	甲	一〇、〇〇〇 _斤	四〇、〇〇〇 _斤
二硫化炭素	甲	八、〇〇〇 _立	三二、〇〇〇 _立
メタノール	甲	二〇、〇〇〇 _立	八〇、〇〇〇 _立
アルコール	甲	四〇、〇〇〇 _立	一六〇、〇〇〇 _立
エーテル	甲	八、〇〇〇 _立	三二、〇〇〇 _立
アセトン	甲	四〇、〇〇〇 _立	一六〇、〇〇〇 _立
醋酸エステル	甲	四〇、〇〇〇 _立	一六〇、〇〇〇 _立
ニトロセルローズ	甲	一、〇〇〇 _斤	四、〇〇〇 _斤
ベンゾール	甲	二〇、〇〇〇 _立	八〇、〇〇〇 _立
トルオール	甲	二〇、〇〇〇 _立	八〇、〇〇〇 _立

備考

一 石油ト稱スルハ原油、原油ノ分溜製品（殘渣ヲモ含ム）及其ノ分溜製品並ニ天然「ガス」ノ分溜製品ニシテ常温ニ於テ液狀ヲ爲スモノヲ謂フ
 「タール」類ノ分溜油、頁岩油、石炭液化油及其ノ他之ニ類スル燃料油ハ之ヲ石油ト看做ス
 石油ニシテ「アール」又ハ「ペンスキート、マルテンス」閉塞發焔試験器ヲ用ヒ七六〇耗ノ氣壓ニ於テ攝氏二十一度未滿ノ温度ニテ發焔スルモノヲ第一種、二十一度以上七十度未滿ニテ發焔スル

別紙(一)

許可標準

- モノヲ第二種、七十度以上ノ温度ニ達セザレバ發焔セザルモノヲ第三種トス
- 一 燐寸一包トハ普通燐寸十個入ヲ謂フ
 - 二 「セルロイド」中ニハ「フィルム」ヲ除ク加工品ヲ含マズ
 - 三 「アルコール」中ニハ變性「アルコール」ヲ含ム
 - 四 「可燃性「ガス」トハ石炭ガス以外ノモノニシテ例ヘバ水素ガス天然ガス、メタンガス等ヲ謂フ
- 一、保有距離
- (イ) 宮城、離宮、御用邸、神宮又ハ御陵ヨリ 一、〇〇〇米以上
 - (ロ) 特ニ重要ナル發焔電所、堰堤、港灣、水道又ハ瓦斯事業場、飛行場、橋梁、兵營、中央官公衙、工場、停車場、中央卸賣市場、電氣通信施設、其ノ他爆撃目標トナルベキ重要施設ヨリ 一、〇〇〇米以上
 - (ハ) 別構ノ危險物製造、貯藏、處理場ヨリ 三〇〇米以上
 - (ニ) 社寺、學校、病院、劇場、百貨店、其ノ他多衆ヲ收容スル建築物、公園、運動場ノ類、重要ナル道路、鐵道、軌道等ヨリ 一〇〇米以上
 - (ホ) 敷地境界線ヨリ 五〇米以上
 - (ヘ) 同一敷地内ノ他ノ建築物ヨリ 二五米以上
- 地下槽ノ場合ハ保有距離ハ各々ノ二分ノ一トスルコトヲ得但シ別表第一數量未滿ノモノハ右保有距離ヲ必要トセザルコト、危險物ノ種類、建築物ノ構造設備其ノ他周圍ノ狀況等ニ依リ地方長官特ニ支障ナシト認メ又ハ已ムヲ得ズト認メタルトキハ右ノ保有距離ヲ斟酌シ得ルコト

二、構 造

- (イ) 平家建トナスコト
 - (ロ) 別表甲ニ屬スル物品ヲ貯藏處理ニ供スル場合
一 建築物ノ建築面積ハ六〇平方米以下トシ、乙ニ屬スル物品ヲ取扱フ場合ハ二〇〇平方米以下トスルコト
 - (ハ) 製造ノ用ニ供スル場合ハ一建築物ノ建築面積ハ六〇〇平方米以下トスルコト
 - (ニ) 外壁、床又ハ隔壁ハ耐火構造トナスコト
 - (ホ) 屋根ハ耐火構造トナスコト但シ煙發ノ虞アル不安定ナル物品ヲ取扱フ場合ハ特ニ輕量ナル不燃材料(但シ金屬板ヲ除ク)トナシ得ルコト
 - (ヘ) 窓、出入口ノ開口部ハ内部ニ網入不透明硝子戸ヲ外部ニ甲種防火戸ヲ設クルコト
 - (ト) 有效ナル避雷設備ヲナスコト
 - (チ) 地上油槽ニ在リテハ貯藏容量ニ等シキ漏油ヲ收容シ得ベキ防火油壁ヲ設クルコト
 - (リ) 地下槽ニ在リテハ覆土厚ヲ一米以上トナスコト
- 危險物ノ製造若ハ處理ニ供スル建築物又ハ別表乙ニ屬スル物品ヲ貯藏スル建築物ニシテ危險物ノ種類、數量又ハ周圍ノ狀況等ニ依リ、防空上特ニ支障ナシト認ムルトキハ右ノ制限ヲ輕減シ又ハ免除スルコトヲ得ルコト

別 紙(二)

- 一 申請者ノ住所氏名
- 二 設置ノ場所
- 三 製造、貯藏又ハ處理物品ノ種類及最大數量

- 四 建築物又ハ設備ノ構造、仕様書及圖面
- 五 周圍ノ狀況ヲ示ス圖面(設置ノ場所ヨリ一、〇〇〇米以内)
- 六 作業又ハ處理ノ方法
- 七 設置ノ目的
- 八 其ノ他必要ト認ムル事項

廳府縣連絡廳ニ關スル件 (昭和十六年八月十九日 防第五六九〇號)

各廳府縣長官宛

標記ノ件ニ關シテハ昭和十三年二月二十三日附内務省發令第十六號ヲ以テ通牒致置候處爾後關係陸海軍中一部異動ヲ生ジタルヲ以テ今回前記通牒ノ指定ヲ廢止シ新ニ左ノ通り陸海軍トノ連絡廳ヲ指定相成候條前通牒ノ主旨ニ基キ一般防空業務ニ關シテハ連絡廳ニ於テ關係陸海軍當局ト協議ヲ爲シ其ノ結果ヲ關係府縣ニ通報シ重要ナル事項ニ關シテハ當局ニモ報告相成候條

追テ前通牒ノ通り防空訓練ニ際シテハ別ニ連絡廳ヲ指定セラルルコトアルベキ見込ニ付申添候

關係陸海軍		連絡廳	
東部軍司令部	警視廳	東部軍司令部	警視廳
中部軍司令部	大阪府	中部軍司令部	大阪府
西部軍司令部	福岡縣	西部軍司令部	福岡縣
北部軍司令部	北海道廳	北部軍司令部	北海道廳
東京師團	警視廳	東京師團	警視廳
宇都宮師團	板木縣	宇都宮師團	板木縣
仙臺師團	宮城縣	仙臺師團	宮城縣
金澤師團	石川縣	金澤師團	石川縣

七月末日迄ニ本通牒ニ依リ計畫ヲ改定シ認可申請相成候條

記

- 一、防空計畫ハ永年防空計畫及年度防空計畫トニ分チ之ヲ設定シ各防空實施計畫ト設備資材計畫トニ區分スルコト
- 二、永年防空實施計畫ハ數ヶ年ヲ目途トスル防空實施ニ關スル計畫ヲ謂ヒ必要ニ應ジ適宜之ヲ更新スルコト
- 三、年度防空實施計畫ハ各年度ニ於ケル現有ノ人的要素及物的設備資材並ニ防空實施ニ際シ直ニ整備シ得ベキ設備資材ヲ以テスル防空實施ニ關スル計畫ヲ謂ヒ永年防空計畫ニ基キ各年度之ヲ設定スルコト
- 四、設備資材計畫ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備資材ニシテ豫メ整備ヲ必要トスルモノニ關スル計畫ヲ謂ヒ永年計畫ニハ適宜永年ニ互ル計畫並ニ其ノ年度別計畫ノ基準ヲ定メ年度計畫ニハ永年計畫ニ基キ當該年度ニ於テ整備スベキ設備資材及特ニ其ノ年度ニ於テ整備スベキ設備資材ニ關スル事項ヲ定ムルコト

防空法施行ニ關スル件 (昭和十二年十二月十六日 監第七八四一號内務次官宛)

照 會

防空法施行ニ關シテハ左記各項ニ依リ之ガ取扱相成候條此段及照會候

記

- 一、地方長官又ハ東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋ノ各市長ノ設定スル防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ計畫中地方鐵道、軌道又ハ自動車運輸事業ニ關係アル事項ハ豫メ鐵道大臣ニ協議スルコト但シ協議事項ハ逐次重要ナルモノニ限定スルモノトス
- 二、地方長官防空法第五條ニ依リ地方鐵道業者、軌道經營者又ハ自動

名古屋師團	愛知縣
京都師團	京都府
大阪師團	大阪府
兵庫師團	兵庫縣
廣島師團	廣島縣
善通寺師團	香川縣
熊本師團	熊本縣
久留米師團	福岡縣
旭川師團	北海道廳
弘前師團	青森縣
横須賀鎮守府	神奈川縣
吳鎮守府	廣島縣
佐世保鎮守府	長崎縣
舞鶴鎮守府	京都府
大湊鎮守府	青森縣
大阪鎮守府	大阪府
鎮海鎮守府	長崎縣

防空計畫ノ設定ニ關スル件 (昭和十五年二月十六日 内務省發令第十八號)

各廳府縣長官宛

防空法ニ基テ防空計畫ノ設定ニ關シテハ昭和十二年九月三十日附内務省發令第二八號「防空法施行ニ關スル件」ヲ以テ通牒致置候處今般之ガ設定方針ノ一部ヲ左記ノ通變更相成候ニ就テハ御了知ノ上計畫設定上萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

追テ準備ノ都合等モ可有之昭和十五年度防空計畫ニ付テハ不取敢從前ノ例ニ依リ之ヲ設定相成候條無之、此ノ場合ニ於テハ昭和十五年

車運轉事業者ニ對シ當該事業ノ用ニ供スルモノニ關シ防空ノ實施ニ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ供用ヲ命ズルトキハ豫メ鐵道大臣ニ協議スルコト但シ協議事項ハ逐次重要ナルモノニ限定スルモノトス

- 三、國有鐵道、地方鐵道、軌道及自動車運轉事業ノ從業員ハ其ノ業務ノ性質上大體ニ於テ其ノ殆ンド全部ガ防空法施行令第四條ノ「正當ノ事由アル者」ニ該當スルモノトシテ取扱フコト
- 四、防空法第十條ノ命令ヲ發スル場合地方鐵道、軌道又ハ自動車運轉事業ヲ之ニ參加セシムルトキハ豫メ鐵道大臣ニ協議ヲ爲スコト
- 五、防空法施行令第五條第二項ノ命令ヲ發シタル場合其ノ地域ニ地方鐵道、軌道又ハ自動車運轉事業アルトキハ同時ニ鐵道大臣ニ通知スルコト

答(昭和十二年十二月二十四日)
內務省鐵道第二號鐵道次官宛

本年十二月十六日監第七八四一號ヲ以テ御協議相成候標記ノ件異存無之候

追テ第一項ニ於テ地方長官ガ認可ヲ爲ス場合及第二項ニ於テ地方長官ガ命ズル場合ノ協議ニ關シテハ便宜當省ヨリ貴省ニ協議スル取扱ト致度

防空法施行ノ主管部課ニ關スル件

(昭和十二年十一月一日)
內務省發書第一號

各廳府縣長官宛

防空法施行ニ關シテハ本日內務省官制、北海道廳官制、警視廳官制及地方官制ノ改正ノ件夫々公布相成本省ニ於テハ新ニ計畫局ヲ設ケ之ニ庶務課、都市計畫課、防空課ノ三課ヲ置キ都市計畫ニ關スル事項及

市町村長ノ設定スル防空計畫ノ認可ノ他事務處理ニ關シテハ昭和十二年九月三十日內務省發都第二十八號依命通牒ノ趣旨ニ依ルベキハ勿論ナルモ尙左記留意ノ上之ガ處理ニ關シテハ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一、函館、札幌、川崎、横須賀、尼崎、長崎、佐世保、新潟、宇治山田、静岡、仙臺、廣島、吳、下關、福岡、門司、小倉、戸畑、八幡、若松各市長ノ設定スル防空計畫ノ認可ニ際シテハ當分ノ内本省ニ打合せ
- 二、市町村長ノ設定スル防空計畫ヲ認可シタルトキハ其ノ防空計畫ノ寫ヲ添附シ認可ノ年月日ヲ報告スルコト、但シ認可ニ際シ本省ニ打合せタルモノニ在リテハ防空計畫ノ寫ヲ添附スルヲ要セズ
- 三、防空計畫ヲ設定スベキ市町村長ヲ指定シタルトキ又ハ市町村長ノ設定スル防空計畫ヲ認可シタルトキハ其ノ市町村ノ關係陸海軍司令官ニ其ノ旨通知スルコト、但シ市町村長ノ設定スル防空計畫ヲ認可シタルトキハ其ノ寫ニ添附スルコトヲ要ス

市町村防空計畫設定認可ノ打合せ

關スル件(昭和十四年六月九日)
計第五千三百七十八號

各廳府縣長官宛

市町村長ノ設定スル防空計畫ノ認可ニ際シ本省ニ打合ヲ要スベキモノニ關シテハ昭和十二年十二月十五日計第二六二一號「市町村防空計畫認可ノ他事務處理ニ關スル件」ヲ以テ通牒致置候處今般同通牒中左記ノ通變更改シ候條御了知相成度

追テ昭和十二年九月三十日內務省發都第二十八號「防空法施行ニ關スル件依命通牒」左記第四項第四號ノ各市長ノ設定スル防空計畫ハ從前通打合ヲ要スベキモノニ有之爲念

二四

防空ニ關スル事項ヲ處理セシムルコトトスル共ニ廳府縣ニ在リテハ警察部(警視廳ニ於テハ警務部、東京府ニ於テハ學務部)ニ於テ防空ニ關スル事務ヲ處理スルコトニ相定メラレタル次第ナルモ本事務ハ各部課ニ關聯ヲ有シ之等各部課ノ協力援助ハ最モ必要ナル事項ニ屬スルヲ以テ此ノ間ノ連絡協調ニ關シテハ特段ノ意ヲ用ヒラレ度尙本法施行事務ニ關スル職員ノ配當ニ付テハ別途通牒セラルベキモ左記事項夫々御考慮相成度

記

- 一、事務官ヲ配當スル場合ニ於テハ新ニ一課ヲ設ケタルコト
- 二、前項以外ノ場合ハ警察部警務課ニ屬セシムル様取計ハレタキコト
- 三、適宜警部補、巡查等ヲ配シ事務處理上遺憾ナキヲ期セラレタキコト

防空法施行ニ伴フ職員増置ニ關スル件

(昭和十二年十月十一日)
內務省發書第八號

各廳府縣長官宛

今般防空法ノ施行ニ伴フ內務省官制、北海道廳官制、警視廳官制及地方官制ノ改正ニ依リ貴廳ニ配置セラレタル左記職員ハ防空ニ關スル事務ノ樞要且ツ複雑ナルニ鑑ミ特ニ増置セラレタルモノナルヲ以テ直接關係アル事務ノ外ハ他ノ事務ニ從事セシメザル様度依命及通牒候

記

市町村防空計畫設定認可ノ他事務處理ニ關スル件

(昭和十二年十二月十五日)
計第二千六百二十一號

各廳府縣長官宛(東京府ヲ除ク)

記

- 一、左記第一項中左ノ通知ム
静岡、仙臺各市長ヲ削除シ新ニ東舞鶴、舞鶴、堺、西宮、川口、徳山、大牟田、小樽、室蘭、各市長及大湊町長ヲ追加ス

防空計畫設定ニ關スル件

(昭和十四年二月三日)
計第五千二百七十六號

各廳府縣長官宛

道府縣防空計畫及市町村防空計畫ノ設定ニ關シテハ昭和十二年九月三十日內務省發都第二十八號依命通牒致置候處我國現下ノ情勢ニ鑑ミ防空計畫ノ整備充實ヲ期スルハ最モ急務ノ急務ナルヲ以テ之ガ設定ニ當リテハ從來ノ防空計畫ノ内容ヲ充分再檢討スルト共ニ特ニ別記留意事項參酌ノ上之ガ整備充實ニ萬遺憾ナキ様格段ノ御配慮相成度

尚防空計畫ハ防空委員會附議以前ニ於テ必ず關係陸海軍司令官ト充分ナル打合ヲ了シ昭和十四年度道府縣防空計畫ノ認可申請ハ三月五日迄ニ、市町村防空計畫ノ認可ハ三月末日迄ニ之ヲ爲ス様御配慮相煩度

道府縣防空計畫設定ニ關シ留意スベキ事項

- 一、道府縣防空計畫ハ現有ノ人的要素及物的設備資材並ニ防空ノ實施ニ際シ直ニ整備シ得ベキ設備資材ヲ以テ具體的ニ計畫スルコト
- 二、設備資材整備計畫ニ關シテハ防空上必要ナル設備資材ノ範圍ハ甚ダ廣汎ナルモ先ヅ最モ緊要ナルモノニ付キ計畫シ漸次他ニ及ボス可ク緩急順序ニ付キ慎重考慮スルコト
- 三、防空計畫ハ防空法、同施行令、燈火管制規則、防空監視隊服務規程等ノ條文ヲ羅列シ又ハ根本原則ノミヲ掲グルコトナク具體的事項ヲ掲グルコト

- 四、防空實施ノ開始ノ傳達ニ必要ナル事項ヲ定ムルコト
- 五、防空法第五條及同施行令第三條ノ規定ノ運用ニ關スル事項ヲ考慮スルコト
- 六、市町村防空計畫トノ關係ヲ考慮シ其ノ準據計畫トナリ得ル様注意スルコト
- 七、警察署長及市町村長ノ防空實施ニ關スル分擔範圍ヲ明瞭ナラシムルト共ニ兩者ノ連携協力ニ付考慮スルコト
- 八、警防團ノ運用ニ關シ特ニ考慮スルト共ニ之ニ關スル警察署長及市町村長ノ關係ヲ明瞭ニスルコト
- 九、家庭防空組合及工場等ノ特設防護團體ニ關スル原則ヲ掲グルコト
- 十、防空ノ實施ニ際シ必要ナル事項ト平時ニ於ケル指導ニ關スル事項トヲ混同シ其ノ區別明瞭ナラザル向アルモ兩者ノ區別ヲ明瞭ニスルコト
- 十一、防空監視隊配置表、燈火管制甲乙程度地域別表等特ニ秘密取扱ヲ必要トスルモノハ之ヲ別冊トシ機密取扱ト爲スコト
- 十二、從來ノ防空計畫ノ內容特ニ防空監視隊ノ編成、任免、配置等ニシテ監視隊服務規程ト抵触スル事項ハ之ヲ改ムルコト
- 十三、監視隊服務規程所定ノ事項（編成、組織、任務、指揮、服務方法、報告要領）ハ特ニ重複シテ掲ゲザルコト
- 十四、監視隊ノ配置及其ノ指揮ハ地方長官之ヲ爲スノ原則ニ抵触シ市町村長ヲシテ之ニ當ラシムルガ如キ例多キニ付此ノ點明瞭ニスルコト
- 十五、防空監視哨配置區分（甲、乙、丙）ヲ明ニスルコト
- 十六、監視隊員ノ呼集方法及交響ニスル事項ハ具體的ニ定ムルコト
- 十七、情報通信ノ方法及其ノ系統ヲ具體的ニ明確ニシ特ニ副通信ノ方

防空監視

- 十八、防空監視隊ノ設備資材特ニ情報通信施設ノ管理ニ關スル事項ヲ定ムルコト
- 十九、防空通信規則ノ運用ニ付キ考慮スルコト
- 二十、情報、警報及指揮連絡報用ニ使用スル通信網ノ系統ヲ各別ニ明瞭ニシ通信施設ノ綜合的利用ニ付キ考慮スルコト
- 二十一、通信施設ニ故障ヲ生ジタル場合等ニ對スル副通信ニ付キ考慮スルコト
- 二十二、警報發令地區ヲ明瞭ニスルコト
- 二十三、警報發令官ト地方長官トノ連絡通信ヲ明瞭ナラシムルコト
- 二十四、市町村ニ於ケル警報傳達責任者ヲ明瞭ニスルコト特ニ市町村長ト警察署長トノ擔當區分ヲ明確ニスルコト
- 二十五、航路標識ヘノ傳達ヲ留意スルコト
- 二十六、道府縣内全般ヘノ傳達系統ニ關シテハ利用スベキ通信施設其ノ他ニ關シ關係當局ト特ニ緊密連絡スルコト
- 二十七、特別警報受領者ノ指定及其ノ傳達方法ヲ具體的ニ計畫スルコト
- 二十八、サイレン、汽笛等ニシテ警報用ニ使用スルモノノ指定ニ付キ考慮スルコト
- 二十九、警報信號ハ昭和十三年六月本省ニ於テ制定セルモノニ統一スルコト
- 三十、警報傳達ノ副方法ヲ計畫スルコト
- 三十一、燈火管制甲、乙程度ノ適用區域ヲ明瞭ニスルコト

防空警報

燈火管制

- 三十二、公共用燈火ノ管制責任者及殘置燈ノ選定並ニ之ガ管制責任者ヲ明瞭ニスルコト
- 三十三、消防、防毒、避難、救護其ノ他及或ハ防空施設ノ整備ノ勸奨ニ止マルモノアルモ實施ニ關シ必要ナル具體的計畫事項ヲ規定スルコト
- 三十四、道府縣ニ直屬スル防空機關ノ編成配置ニ關シ計畫スルコト
- 三十五、防護警報ノ種類及發令者ヲ明瞭ニスルコト
- 三十六、交通管制及警報制限ニ關シ考慮スルコト

消防、防毒、避難、救護其ノ他

- 三十三、消防、防毒、避難、救護其ノ他及或ハ防空施設ノ整備ノ勸奨ニ止マルモノアルモ實施ニ關シ必要ナル具體的計畫事項ヲ規定スルコト

市町村防空計畫設定ニ關シ留意スベキ事項

- 一、市町村防空實施計畫ハ道府縣防空計畫ニ準據シ現有ノ人的要素及物的設備資材並ニ防空ノ實施ニ際シ直ニ整備シ得キ設備資材ヲ以テ具體的ニ細目ニ互リ計畫スルト共ニ其ノ市町村ノ防空上ノ重要性ニ應ジ夫々重點ヲ明ニシ適確ナル計畫ヲ樹立スルコト
- 二、設備資材計畫ニ關シテハ防空上必要ナル設備資材ノ範圍ハ甚ダ廣汎ナルモ先ツ最モ緊要ナルモノニ付キ計畫シ漸次他ニ及ボス可ク緩急順序ニ付キ慎重考慮スルコト
- 三、市町村長ノ擔當スル防空業務ヲ明瞭ニスルコト
- 四、防空實施時ニ於ケル市町村ノ防空組織ヲ明瞭ニスルコト
- 五、警防團令第十八條ノ團體ヲ設置スル市ニ於テハ其ノ運用ニ關スル具體的計畫ヲ定ムルコト
- 六、防空ノ實施ニ際シ必要ナル事項ト平時ニ於ケル指導ニ關スル事項トノ區別ヲ明瞭ニスルコト
- 七、市町村長ノ擔當スル防空業務ニ必要ナル警報及指揮連絡報用ニ使

通信

- 用スル通信網及設備ニ付キ計畫スルコト
- 八、防空通信規則ノ運用ニ付キ考慮スルコト
- 九、通信施設ニ故障ヲ生ジタル場合等ニ對スル副通信ニ付キ考慮スルコト
- 十、市町村長ノ擔當スル一般市町村民ニ對スル警報傳達方法ヲ具體的ニ計畫スルコト
- 十一、警報傳達ニ付テハ關係方面ト緊密ニ連絡提携スルト共ニ特ニ警察署長ト協議ノ上計畫スルコト
- 十二、市町村長ノ警報受領及ビ市役所ヨリ區役所ヘノ傳達ニ關シ計畫スルコト
- 十三、市町村長又ハ區長ヨリ直接警報ヲ傳達スル指定警報受領者及之ニ對スル傳達方法ヲ明瞭ニスルコト
- 十四、關係方面ト連絡シ沿岸、港灣内ニ於ケル船舶、漁船ニ對スル警報傳達ニ付市町村長ノ擔當スル部分ニ付キ計畫スルコト
- 十五、サイレン、警鐘其ノ他警報傳達施設ノ配置、運用及之ガ管理ニ關シテ考慮スルコト
- 十六、通信施設破壊セラレタル場合又ハ警報傳達施設ニ故障アリタル場合ノ措置ニ付キ考慮スルコト
- 十七、燈火管制甲乙程度ノ適用區域ヲ明瞭ニスルコト
- 十八、市町村長ノ擔當スル公共用燈火及市町村ノ營造物ノ燈火ノ管制責任者及其ノ管制方法ニ付キ明瞭ニスルコト
- 十九、消防ニ關シテハ警察署長、消防署長ト協議ノ上市町村長ニ於テ計畫スルヲ必要トスル事項ニ付キ掲グルコト

消防

防 護

- 二十、市町村ノ擔當スル防護、救護及避難所管理等ノ機關編成、配置ニ關シ計畫スルコト
- 二十一、公共防護室、救護所防護室、避難所及通行人ノ待避設備ノ配置、割當及管理並ニ防護用資材ノ配備ニ關シ計畫スルコト
- 二十二、物資ノ調達、配給ノ組織及方法ニ付キ計畫スルコト
- 二十三、配給ニ要スル設備資材ノ配備ニ關シ計畫スルコト
- 二十四、工作機關ノ編成配置及其ノ出動ニ關シ計畫スルコト
- 二十五、工作ニ要スル資材ノ配備ニ關シ計畫スルコト

防空緊急方策 (昭和十三年十一月二日 中央防空委員會答申)

- 近時航空界ノ驚異ノ發達ニ伴ヒ防空ハ國土防衛ノ要素トシテ其ノ重要性ヲ増大シ荷クモ國防ノ完備、防空ナクシテ到底之ヲ期シ得ザルニ到レリ殊ニ今次ノ支那事變及ビ之ニ伴フ國際情勢ノ複雜微妙ナル推移ハ愈々防空ノ喫緊性ヲ高メ之ガ方策ヲ確立強化シテ時局ニ對處スルハ最モ緊要ノ要務トナリタリ而シテ國民防空ノ全キヲ期スル爲ニハ其ノ方策多々アリト雖モ就中最モ緊急ヲ要スル方策トシテ左記事項ノ充實ヲ期セントス
- 一、防空研究機關ノ創設
- 二、防空要員ノ養成機關ノ創設
- 三、防空施設ノ整備充實
- 四、防空訓練ノ徹底
- 五、防空思想ノ普及
- 六、防空ニ關スル學校教育ノ徹底

要 旨

- 一、防空研究機關ノ創設
防空ハ其ノ關係スル所極メテ廣汎多岐ニ涉リ各専門的技術ヲ要スルヲ以テ國民防空ニ關スル綜合研究機關トシテ防空研究所ヲ設置シ技術及應用ノ調査研究ヲ爲シ防空指針ノ確立ニ資セントス
- 二、防空要員ノ養成機關ノ創設
平時ニ於ケル一般ノ指導ニ付テハ勿論一旦有事ニ際シ防空機關ノ有效ナル機能ノ遂行ヲ圖リ以テ所期ノ效果ヲ發揮スル爲ニハ防空要員殊ニ其ノ幹部タルベキ者ノ防空ニ對スル適應ナル識能ノ保持向上ヲ最モ必要トスルヲ以テ防空講習機關ヲ設置シ以テ防空上必要ナル學術ヲ教育シ其ノ運用ヲ修得セシメテ防空ノ中樞タルベキ者ヲ養成セントス
- 三、防空施設ノ整備充實
防空上必要ナル施設ニ付テハ土地ノ狀況ニ應ジ緩急順序ニ從ヒ而モ可及的平戰兩時ヲ通ジ使用シ得ル様速ニ之ガ充實ヲ圖ルノ要アリ就中我國都市構築ノ現狀ニ鑑ミ防火施設ノ整備ハ焦眉ノ急務ナリトス右主旨ニ基キ整備ヲ要スル事項ノ概要左ノ如シ
- (一) 監視施設
(1) 陸上及海上ノ監視網ノ充實
(2) 防空監視隊ノ設備及資材ノ整備
- (二) 通信施設
(1) 監視、警報、通信施設ノ完備
(2) 警察通信網ノ整備
(3) 本土ト離島間及防空上重要ナル區間ノ各種通信連絡施設ノ整備
- (三) 警報傳達施設

(一) 警報器ノ増設

- (1) 船舶ニ對スル警報傳達施設ノ整備
- (2) 燈火管制施設
(1) 燈火管制設備ノ整備
(2) 街路燈ノ燈火管制設備ノ整備
- (五) 防火施設
(1) 木造家屋ノ防火の構造化特ニ既設家屋ノ改修ノ強制
(2) 防火區劃ノ設定
(3) 防火地區ノ擴張
(4) 火災危險地區ノ整理
(5) 消防機械器具ノ整備及家庭防火用消火器ノ普及
(6) 水利施設ノ充實
(イ) 貯水槽及自家用防火水槽ノ設置
(ロ) 上水道水源、配水池等ノ増設
(ハ) 上水道送配水幹線相互連絡
(ニ) 水道消火栓ノ増設
(ホ) 自家用防火水道ノ相互連絡並ニ公共用消火栓設置
(ヘ) 水道ノ普及、井戸、池水其ノ他水利施設ノ整備
- (六) 防護施設
(1) 建築物ノ防空の構造化
(2) 公共防護室及自家用防護室ノ設置
(3) 地下道ノ新設
(4) 架空電線路ノ整理並ニ地下化
(5) 重要施設ノ防護
(6) 防護上必要ナル空地ノ保存
(7) 防護上必要ナル工作器具材料ノ整備

(七) 防空壕築造方法ノ指導

- (8) 防空壕築造方法ノ指導
- (七) 防空施設
(イ) 防空要員ノ使用スル防毒具ノ整備
(ロ) 各個人ノ使用スル防毒具ノ整備
- (八) 救護施設
(1) 救護所防護室ノ設置
(2) 救急藥品及器具ノ整備
- (九) 其ノ他
(1) 線地ノ増設
(2) 道路ノ擴張整備
(3) 建築物ノ疎開
- 四、防空訓練ノ徹底
防空實施ニ際シテノ國民一般ノ沈着ナル心構ヘト統制アル行動ニ資スルト共ニ防空機關ヲシテ其ノ機能ヲ發揮セシメ有效ナル活動ヲ期スルガ爲ニハ防空訓練ノ徹底ハ最モ必要ナルヲ以テ周到ナル計畫ト別切ナル指導ノ下ニ國民一般ニ對スル普遍的訓練並ニ防空機關ニ對スル特殊訓練ノ眞摯ナル實施ヲ爲サントス
- 五、防空思想ノ普及
國民防空ノ實ヲ舉グルニハ國民ノ防空ニ對スル理解ト協力トニ俟ツモノ多キヲ以テ荷クモ防空ハ國民ノ國家ニ對スル義務ニシテ國民全般ノ自衛行爲ヲ基調トスルモノナルコトヲ認識セシメ以テ有事ニ際シテノ覺悟ニ資セン爲各種ノ方法ニ依リ防空思想ノ普及徹底ヲ圖ラントス

六、防空ニ關スル學校教育ノ徹底
防空ノ緊要性ニ鑑ミ小學校ニ在リテハ防空一般事項ヲ、中等學校以上ニ在リテハ防空一般事項並ニ關係學科目ニ於テ防空特殊事項ヲ教授訓練スルノ要アルト共ニ右ノ教育ニ當ル者ニ對シテハ適當ナル機關ニ於テ克ク防空事項ヲ習得セシメ以テ防空ニ關スル教育ノ徹底ヲ期セントス

空襲ノ際ニ於ケル警備ニ關スル件

(昭和十三年三月五日)
警保局警發甲第二十四號

各廳府縣長官宛

空襲ノ際ニ於ケル警備ニ關シテハ豫テ充分ナル措置ヲ講ゼラレツツアリト存候得共最近ニ於ケル臺灣空襲ノ事實モ有之吐際防空上萬全ノ措置ヲ講ズルノ外特ニ左記事項ニ留意シ警備上萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一、警戒警報又ハ空襲警報發令セラレタル場合
1 警察官吏、消防官吏、救護醫療關係職員、警察電話關係者ヲ召集スルコト
但シ警察官吏ノ召集ニ付テハ各府縣ノ實狀ニ應ジ現ニ在所、派出所ニ勤務中ノモノハ召集セザルコトトスル等適宜措置スルコト
- 2 消防組員ハ原則トシテ各部ニ召集待機セシムルコト
- 3 防空ニ關係アル補助團體ニ付テハ直チニ部署ニ就カシムルコト
- 4 前三號ニ付テハ警戒警報長期ニ互リ發令サル時ハ適宜考慮シ實狀ニ應ズル措置ヲ講ズルコト
- 5 燈火管制ノ實施ニ付テハ其ノ監督ヲ嚴シ徹底ヲ期スルコト
- 6 避難ニ付テハ原則トシテ避難セシメザル様指導シ老幼者病者或

防空ニ關スル諸情報ノ蒐集取扱ノ件

(昭和十六年十二月八日)
防第五七八四號

各廳府縣長官宛

爾今防空ニ關スル諸情報ハ左記ニ依リ蒐集シ即報相成度
尙報告ハ判明セル分ヨリ逐次電話(不通ノ場合ハ電報等)ヲ以テ之ヲ行ヒ更ニ一括文書ヲ以テ速ニ報告ヲ爲ス等機ヲ失セザル様御配意相成度

一、防空實施ノ場合

- (一) 防空實施ノ開始命令ノ傳達狀況並ニ之ニ伴フ一般民心ノ動向
- (二) 防空監視ノ實施及監視哨員ノ勤務狀況
- (三) 防空實施長期ニ互ル場合生産日常生活等ニ及ボシタル影響
- (四) 防空實施ニ關シ發シタル通牒、訓令、布告等ニシテ重要ナルモノ

二、防空警報發令アリタル場合

- (一) 防空警報(解除ヲ含ム)發令ノ狀況ハ其ノ都度之ヲ即報スルコト
- (二) 防空機關ノ配置及其ノ勤務狀況
- (三) 燈火管制實施ノ狀況、燈火管制下ニ於ケル就業日常生活ノ狀況及發生シタル事故ノ狀況

三、空襲ヲ受ケタル場合

- (一) 被害ノ狀況
- 1 空襲ノ日時
- 2 敵機ノ機數、來襲方向、高度

ハ空襲ニ因ル破壊、火災、被害等ノ爲已ムヲ得ザルモノ及屋外通行者等ノ避難ニ付テハ之ニ依リ不詳事ヲ惹起セシメザル様特ニ留意スルコト
空襲時ノ交通統制ニ付テハ都市ノ實狀ニ應ジ適宜制限ヲ加フルコト

七 警報發令(解除ヲ含ム)アリタルトキハ計畫局ニ速報スルコト

此ノ場合ニ於ケル直通電話ノ優先使用ニ付テハ別途通牒ニ依ルコト(北海道廳、沖縄縣ハ除ク)

以下同ジ

三、空襲ヲ受ケタル場合

- 1 空襲ヲ受ケタル地方
イ、空襲ニ因ル被害ニ對スル應急措置ヲ爲スハ勿論ナルモ特ニ火災及毒ガスニ對シテハ消防組及補助團體ノ活動ヲ促シ防火及防毒ニ遺憾ナキヲ期スルコト
ロ、別途通牒スル方針ニ依リ各種報導機關ノ利用、新聞記事ノ取締等ヲ實施シ人心安定ヲ圖ルコト
ハ、敵國人及在留外國人ノ保護取締ニ付遺憾ナキヲ期スルコト
ニ、被害狀況、人心ニ及ボシタル影響其ノ他重要ナル事項ハ警保局ニ速報スルコト
- 2 空襲ヲ受ケザル地方
イ、別途通牒スル方針ニ依リ各種報導機關ノ利用、新聞記事ノ取締等ヲ實施シ人心安定ヲ圖ルコト
ロ、敵國人及在留外國人ノ保護取締ニ付遺憾ナキヲ期スルコト
ハ、人心ニ及ボシタル影響其ノ他重要ナル事項ハ警保局ニ速報スルコト

- 3 空襲ヲ受ケタル地域及主ナル被彈地點
- 4 投下彈(物)ノ種類及數量
- 5 投下彈ノ性能
- 6 死傷者及罹災者ノ數
- 7 建築物其ノ他破壊狀況
- 8 火災發生ノ場所及延燒又ハ燒失戶數

(二) 應急處置

被害ニ對スル一般の應急措置ノ狀況

(三) 救護

負傷者及罹災者救護ノ狀況

(四) 物資

食糧品、復舊資材、救護資材其ノ他防空用及生活必需物資配給ノ狀況

(五) 交通、通信

交通通信機關ニ及ボシタル影響

(六) 防空機關ノ活動狀況

警防團、特設防護團、隣保班、學校報國隊員等ノ活動狀況及之等相互間ノ連絡共助ノ狀況

(七) 不發彈及不時着機ノ數及其ノ處置

(八) 空襲ニ際シ他ノ官署其ノ他トノ連絡狀況

(九) 空襲ニ因ル人心ノ動向

(十) 他ノ地方ニ空襲アリタル場合ニ於ケル人心ノ動向

(十一) 其ノ他

空襲ノ際ニ於ケル新聞紙其ノ他出版物
取締ニ關スル件 (昭和十三年三月二十八日)
警保局圖發甲第十二號

各廳府縣長官宛

空襲ノ際ニ於ケル警備ニ關シテハ本月五日附警保局警發甲第二四號ヲ以テ通牒ノ次第モ有之候處新聞紙其ノ他出版物ノ取締ニ付テハ概ネ左記各項ニ留意シ取締上萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

第一、一般安寧上ノ記事(寫眞ヲ含ム)取締事項

一、事實ノ報道ハ原則トシテ差支ナシ但シ被害地點其ノ他特別ノ事由アル場合ハ記事差支ヲ爲スコトアリ

二、事實ヲ誇大ニ報道シ或ハ筆致慘虐其ノ他徒ニ刺戟的ニ互リ人心ヲ惑亂セシムルガ如キ事項

三、被害状況又ハ罹災者狼狽ノ状況等ヲ誇大ニ報道シ其ノ他敵國ニ利セラルルガ如キ事項

四、流言蜚語ヲ流布シ人心ヲ惑亂セシムルガ如キ事項

第二、昭和十二年七月陸軍省令第二十四號ニ依ル記事取締事項

新聞掲載禁止事項ノ標準中抜萃 (昭和十二年七月)

四、國土防衛ニ關スル事項

1 防衛(戰時警備、防空要塞防衛)ノ方針又ハ其ノ計畫ノ内容

2 防衛部隊ノ隷屬系統、部隊號、部隊數、人馬數又ハ裝備

3 現在及將來ニ互ル防衛部隊ノ任務、企圖、部署、配備又ハ行動

4 現在及將來ニ互ル防衛ノ準備又ハ實施ニ關スル命令ノ内容

5 要塞ノ編成又ハ堡壘、砲臺其ノ他國防ノ爲建設シタル諸般ノ

(2) 警報發令ノ時刻及警備區域ノ細部

(時刻ヲ何時何分ト示シ、區域ヲ縣別等ニヨリ正確ニ示スコトヲ得ズ、但シ午前、午後、朝、夕、夜、臺灣北部、九州南部等トスルハ差支ナシ)

四、國民防空ニ關シテハ軍ノ行フ防空中掲載禁止事項ヲ暴露セシメザルモノニ限リ掲載ヲ許可ス

國民防空トハ陸海軍ノ行フ防衛ニ則シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、消防、防毒、避難、救護並ニ之等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ云フ

義勇飛行隊、國防自動車隊、國防鳩隊等ハ國民防空ノ範圍ニ屬スルモノト看做ス

許可ノ例

1 防護團、家庭防火群、家庭防空等ノ訓練並ニ活動狀況

2 燈火管制ノ要領

五、防空下令地域ノ内外ヲ問ハズ防空ニ關スル訓練並ニ演習ニモ本要領ヲ適用ス

第三、昭和十二年八月海軍省令第二十二號ニ依ル記事取締事項

新聞掲載禁止事項ノ標準中抜萃 (昭和十二年八月)

五、作戰又ハ用兵ニ關スル事項

(一) 國防及作戰ニ關スル計畫ノ内容

(二) 國防、作戰若ハ用兵ノ準備又ハ實施ニ關スル事項

新聞(雜誌)掲載事項許否判定要領中抜萃

(昭和十二年九月改正)

海軍省

一五、海軍ニ於テ實施セル國土防衛ニ關スル事項ハ、海軍省、鎮守府又ハ艦隊ニテ公表スルモノヲ除クノ外掲載ヲ禁止ス

防禦營造物ノ位置、構成、施設又ハ強度

6 要塞備付兵器ノ種類、員數、性能又ハ備付位置

國土防衛中防空ニ關スル新聞掲載許否判定要領

(昭和十二年九月改正)

陸軍省

一、東部、中部、西部防衛司令部、關係師團司令部並ニ關係要塞司令部ノ各公示ハ陸軍大臣許可濟ト看做ス

二、軍ノ行フ防空ニ關シテハ特ニ定ムルモノノ外一般ニ掲載ヲ禁止ス

(1) 軍ノ行フ防空トハ昭和十二年七月陸軍省新聞掲載禁止事項ノ標準ノ外次ノ各事項ヲ總稱ス

(イ) 防空下令ノ事實

(ロ) 防衛司令部、防衛諸部隊(高射砲、高射機關銃、照空燈、聽音器等ヲ含ム)防空監視隊本部、防空監視哨ノ各名稱、

内部組織、諸施設、編成、配備、位置及指揮系統並ニ活動

(ハ) 防空ニ關スル通信(通信部隊、同官廳、位置、回線、使用通信線ノ名稱並ニ其ノ種類、通信要領、通信速度等)

(ニ) 防空氣球(機構、機能、構造、位置、繫留施設、運搬法、氣球ノ内容等)

(ホ) 工作物ノ偽裝並ニ遮蔽

(ヘ) 防空實施ノ區域

(ト) 義勇高射砲隊、國防無線通信隊ノ前各項ニ該當スル事項

(1) 敵ノ爆撃效果判定ノ資料トナルベキ事項

(被彈地域ヲ某工場、某地點等トスルヲ得ザルモ某市外、某市北部等ト示シ又ハ個々ノ民家ノ被害状況等ヲ示スハ差支ナシ)

掲載禁止事項ノ標準中抜萃

(イ) 軍港要港其ノ他作戰要地ノ防備方針又ハ計畫ノ内容

(ロ) 防空部隊ノ編制及行動

(ハ) 防空施設ノ位置、機構又ハ性能

(ニ) 防空ニ關スル命令ノ内容

(ホ) 防空ニ關スル通信ノ内容

(ト) 工作物ノ偽裝並ニ遮蔽

(ヘ) 防空實施ノ經過概要並ニ成果

第四、記事取締上執ルベキ措置

一、各種報道機關ニ對シ記事取締事項ノ周知徹底ヲ圖ルコト

二、記事取締ノ機宜ヲ失セザル機留意スルコト

三、軍其ノ他關係當局ノ發表事項ニシテ記事取締上參考トナルベキモノハ即報スルコト

四、記事取締上ノ諸情勢ニ關シ參考トナルベキモノハ速ニ報告スルコト

五、關係當局(無線放送監督當局ヲ含ム)トノ連絡ヲ緊密ニスルコト

要スレバ關係當局ノ發表事項ニ齟齬ヲ生ゼザル機連絡ニ努ムルコト

防空法ノ疑義ニ關スル件

(昭和十二年十二月二十四日)

兵防發第四三號兵庫縣知事

防空法第十二條ニ依ル療養費發給付方ニ關シ左記甲乙ノ如キ疑義ヲ生ジ候モ甲ノ如ク解釋相成可然該御回答相煩度此段及照會候也

記

三三

甲、條文中ノ「療養又ハ葬祭ニ要スル費用ヲ給スベシ」ヲ療養ニ要スル費用又ハ葬祭ニ要スル費用ヲ給スベシト解釋シ何レモ金錢給付ヲ本則トス

乙、右條文ヲ療養ヲ給シ又ハ葬祭ニ要スル費用ヲ給スベシト解釋シ療養ハ現物給付ヲ葬祭ハ金錢給付ヲ夫々本則トス

昭和十三年一月十三日
計第六千七百七十四號計畫局長

客年十二月二十四日兵防發第四三號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件右ハ貴見(甲)ノ通り解シ可然候ト存ジ候

防空訓練實施中ニ死傷セル防護團員ニ對シ療養費、葬祭費ノ支給方ニ關スル件

昭和十三年七月九日
岡山防第五百六十九號岡山縣知事

本縣ニ於テハ本年度第二次防空訓練ヲ七月三日ヨリ五日迄三日間實施シタルガ訓練實施中管下眞庭郡美和村大字余野三七二農政保國太郎ハ美和村防護團警報班員トシテ訓練開始ヨリ出動シ熱心ニ勤務シ居リタル所七月五日午前九時四十分頃自轉車ニテ極西分團ヨリ極西尋常小學校ニ空襲警報ヲ傳達シ其ノ歸途余ノ下縣道(幅員四米)ヨリ自轉車諸共夜來ノ豪雨ニ一米半増水シタル日來川(幅員二十米)ノ濁流中ニ墮落行方不明トナリ捜査ノ結果一千米下流ノ丹六橋ニ死體トナリテ懸リ居リタルヲ發見シ葬祭ハ七月七日午後四時余ノ下積ニテ消防組員タリシ關係上美和消防組非トシテ盛大ニ執行シタリ、而シテ防空訓練實施中死亡シタル防護團員ニ對シテハ相當弔慰ノ方法ヲ講ゼザルベカラザルモノナルニ防空法及其他ノ法令ニ依リ弔慰金又ハ葬祭料等支給ノ方途ナク就テハ將來斯クノ如キ事案ノ發生ハ有之ト認メラレ候條此ノ際防

空訓練時ニ於ケル死傷者ニ對スル弔慰及葬祭料又ハ治療費等ノ支給方法ニ關シ至急何分ノ御指示相成候致度
右及申報候也

昭和十三年七月二十三日
計第六千六百二十九號局長

七月九日岡山防第五六九號稟請ニ係ル標記ノ件右ハ本人ガ警察官ノ指揮下ニ行動シ之ト同様ノ働ヲ爲シ死傷セルモノト認メラルル場合ニ於テハ明治十五年十二月太政官總第六十七號ニ依リ御措置相成リ可然ト存候

防空訓練實施中ニ死亡セル防護團員ニ對シ葬祭費ノ支給ニ關スル件

昭和十三年十月七日
防第七百八十三號佐賀縣知事

右者本年九月二十九日ヨリ十月五日迄七日間實施シタル防空訓練中佐賀市防護團唐人町部隊第四分隊長トシテ訓練開始當初ヨリ出動シ一般防護團員ヲ指揮監督シ連日連夜綜合訓練ノ實施ニ服務シ居タルガ本月四日午後二時三十分警察官指揮ノ下ニ佐賀市唐人町道路ニ於テ實施セラレタル消防訓練ニ從事中顔面蒼白トナリ分隊員ヨリ休養方注意セラレタルモ之ニ應ゼズ訓練終了ヲ待チ歸隊、横尾部隊隊長ニ結果報告ヲナシタル後突然昏倒シ其間心臓痙攣ヲ起シ應急手當ノ甲斐ナク同日

午後三時三十分死亡セリ、本件ハ明治十五年十二月太政官總第六十七號ニ該當スルモノト認メラレ且ツ本名ハ一家ノ柱石トシテ活動シ居タル關係上其ノ死亡ハ遺家族ノ生計ニ打撃ヲ與ヘルモノナルヲ以テ弔祭料並遺族扶助料ノ最高額ヲ支給致度候條至急何分ノ御指示相成候致度
右及申報候也

昭和十三年十一月四日
計第六千九百三十六號局長

十月七日防空第七八三號ヲ以テ稟請ニ係ル標記ノ件右ハ明治十五年十二月太政官總第六十七號ニ依リ弔祭料及遺族扶助料ノ最高額ヲ支給シ差支ヘナキ義ト存候

防空監視哨員ノ殉職ニ關スル件

昭和十三年十月三日
警防第九百三十九號局長

左記ノ通本縣防空監視哨員ニシテ殉職シタル者有之候處之ニ對スル療治料及葬祭料等支給ニ關スル規程未ダ設定ナク右ハ明治十五年十二月太政官總第六十七號「一般人民巡查同様ノ働ヲ爲シ死傷セル者弔祭扶助療治料支給方」ノ件ニ依リ取扱支障無之候哉聊カ疑義有之候ニ付何分ノ御指導相願度右及稟候也

一、殉職者

島根縣那賀郡美川村大字横山三一〇番地
平民 戸主 米 一長 男

二、殉職者所屬監視哨

島根縣濱田町防空監視哨

三、殉職日時場所

昭和十三年九月十四日午前七時三十五分頃
那賀郡長濱村大字熱田鐵道踏切

四、狀 況

坂井政好ハ本年五月一日濱田防空監視哨員ヲ拜命爾來最モ忠實格勤克ク勤務シ精勵シ居タリシガ偶々九月十四日所屬監視隊長タル濱田警察署長ハ監視隊員及哨員ノ點檢其ノ他特別訓練ヲ實施スル爲、當日午前七時三十分迄ニ出動スベク命令シタリ而シテ同入ハ約一週間前ヨリ風邪ノ爲、療養中ナリシガ豫テヨリ其ノ責任ノ重大ナルコトヲ痛感シ同僚石田武雄ト共ニ自轉車ニテ出發シタルモ途中身體ノ不工合ヨリ前記石田ニ遅レ長濱村熱田ノ鐵道踏切ニ差掛リタリ而シテ同時刻ニハ通常列車ノ通過ナキ時刻ナルモ折惡シク濱田驛午前七時十六分發下り列車ハ定期ヨリ約十分間遅延通過セシ爲、遂ニ之ニ激突シ自轉車諸共ニ約二百米ヲ引摺ラレ列車ノ急停車ニヨリテ身柄ヲ線路外ニ取出シタルニ全クノ人事不省ニシテ右手足各一ヶ所及肋骨等ノ外傷ヲ受ケ直ニ醫師ノ應急手當ヲ受ケタルモ約二時間後午前九時三十分絶命シタルモノナリ
右ハ寔ニ不慮ノ災厄ニシテ之ヲ案ズルニ本人ハ日頃責任感強ク最モ確實ニ服務シ殊ニ當日ハ相當身體ニ苦痛アリタルモノノ如クナルモ之ヲ推シテ出動ノ途ニ就キ而モ途中同僚ニ遅レタルヲ焦慮シ尙列車ノ遅延遲延シ來ルコトモ無我無中ノ爲、遂ニ之ヲ發見シ得ズ不運ニモ此ノ危禍ニ差着シタルモノニシテ一般ニ多大ノ同情ヲ寄セラレツ

アリ實家ニハ父母及本人ヲ頭ニ六人ノ子女アリ寔ニ開談スベキモノアリ

昭十四年一月二十六日
計第六千五百九十九號
局長

十月三日警防第九三九號ヲ以テ照會ニ係ル標記ノ件右ハ明治十五年十二月太政官達第六十七號ニ依リ措置相成可然ト存ジ候

防空訓練中ニ於ケル防護團員ノ業務上ノ死亡ニ關スル件

昭和十三年十二月十六日
十三警視第二千七百十九號
局長

長崎縣下縣郡仁位村字佐志賀區
農業 日高善次郎
齡 三十六年

右者本年九月二十九日ヨリ内務大臣ノ訓練命令ニ依リ實施セラレタル西部防空訓練ニ際シ縣下下縣郡仁位防護團員トシテ警察署長ノ指揮命令下ニ警報班長トシテ全力ヲ竭シ訓練ニ從事中十月一日幾分疲勞ノ色アリタルヨリ妻女ガ「今晚一晩位ハ休養セザレバ平素ノ持病ガ昂進スベシ」ト注意シタルモ責任感厚ク頑トシテ之ヲ聞入レズ引續キ其ノ職務ニ從事中同月三日午前十時頃偶々發セラレタル警報傳達ニ努メツツアルトキ身體ニ異狀ヲ感ジタルモノノ如ク直ニ自宅ニ立寄り土間ヨリ家人ニ對シ「少シ體ノ具合ガ悪イ」ト告ゲ穿チ屋タル地下足袋モ脱スル能ハズシテ心臟痙攣ノ爲、其ノ儘昏倒シ遂ニ死亡スルニ至レルモノニシテ防空訓練ニ從事シ激務ニ努メタルハ死ノ結果ニ對シ原因ヲ與ヘタルモノト稱スルヲ得ベク又警報傳達事務ハ内務大臣ノ訓練命令ニ依

ト同時ニ防空擔任者トシテ之ニ參加シ活動中本月二十六日午後八時頃同町世界館附近ニ機夷彈落下想定ノ下ニ警察官及防護團員ノ指導ヲ受ケ一般組合員ト共ニ之ガ消火ニ努メ更ニ同日午後十時頃同町市江川町三丁目ニ機夷彈落下ノ想定アリタルヲ以テ再ビ之ガ消火訓練ニ協力、組合員トシテ模範的ノ活動ヲ爲シタルガ演習終了後歸宅セムトスルヤ途上ニ於テ突然心臟痙攣ヲ起シ人事不省ニ陥リ直チニ自宅ニ收容醫師ノ手當ヲ受ケシメタルモ翌二十七日午前五時二十分終ニ死亡セリ
本件ハ明治十五年十二月太政官達第六十七號ニ該當スルモノト認メラレ尙同家ハ夫芳太郎日傭ニシテ極メテ貧困ナル生活ヲ爲シ本名ノ賃仕事等ノ助力ニヨリ辛ウジテ生計ヲ營ミ居ルノ實情ニアリ其ノ死亡ハ忽チ遺家族ノ生計ニ打撃ヲ與ヘルモノナルヲ以テ弔祭料並遺族扶助料ノ最高額ヲ支給致度俟條至急何分ノ御指示相仰度
右及申報候也

昭十四年十一月十一日
計第七千六百六十號
局長

客月三十一日付警防第一三〇三號ヲ以テ稟請ニ係ル標記ノ件右ハ家庭防空組合員トシテ訓練ニ從事シ其ノ歸途發病死亡シタルモノニシテ家計ノ實狀等憫諒スベキモノナルモ巡査ト同様ノ働ヲナシ死亡シタルモノトシテ明治十五年太政官達第六十七號ニ依リ弔祭料及扶助料ヲ支給スルハ困難ト被認ニ付他ノ方途ヲ以テ適宜弔慰救濟相成致度

重要都市ニ於ケル土木關係事項ノ合議方ニ關スル件

昭十三年十一月十日
計防第五千二百二十號
局長

リ行ハレタル防空訓練ニ際シ所轄警察署長ノ指揮命令ニ依リ警察署長ノ補助機關トシテ之ヲ爲シタルモノナルヲ以テ明治十五年太政官達第六十七號「一般人民巡査同様ノ働アル者弔祭扶助及治療料」ノ規定ニ所謂「一般人民ニシテ巡査同様ノ働ヲナシ死亡セル者」ト認ムルヲ得ベキヲ以テ同達ニ依リ弔祭料並遺族扶助料ノ最高額ヲ給與スベキモノト被存候ヘ共聊カ疑義有之候ニ就テハ差迫リタル儀有之至急何分ノ御指示相煩度此段及照會候也

昭十四年一月二十六日
計第七千四百七十五號
局長

昭和十三年十二月十六日十三警視第二七一九號ヲ以テ照會ニ係ル標記ノ件
右ハ御見込ノ通り措置相成可然存候

防空訓練中ニ死亡セル家庭防空組合員ニ對スル弔祭・扶助費ノ支給ニ關スル件

昭和十四年十月三十一日
警防第二千三百三十三號
局長

本籍 佐賀縣東松浦郡濱崎町大字東山田三番地
住所 佐賀縣唐津市大字唐津字朝日町乙ノ一〇五七番地
戸主 仙太郎 長男 日備 芳太郎 妻 米倉ツヅキ

右者本年十月二十一日ヨリ同月二十八日迄八日間實施シタル防空訓練中同町ニ於ケル家庭防空組合設立ニ率先盡力シテ結成セシメ訓練開始

左記重要都市ニ於ケル上下水道、道路ノ隣道、地下鐵道、港灣及高架鐵道ノ新設、増設及擴張並ニ港灣、河川、濠渠池ノ埋立ニ關シテハ防空上格別ノ考慮ヲ必要ト致候ニ付爾今之等ノ諸項ニ付テハ其ノ都度合議相成候譯御配慮相煩度及御依頼候也

- | | |
|------|-----------------|
| 北海道 | 室蘭市、函館市、札幌市、小樽市 |
| 東京府 | 東京市、舞鶴市、東舞鶴市 |
| 京都府 | 京都市、大坂市、堺市、岸和田市 |
| 大阪府 | 大阪市、川崎市、須賀野市 |
| 神奈川縣 | 横浜市、川崎市、西宮市 |
| 兵庫縣 | 神戸市、尼崎市 |
| 長崎縣 | 長崎市、佐世保市 |
| 新潟縣 | 新潟市 |
| 愛知縣 | 名古屋市 |
| 廣島縣 | 廣島市、吳市 |
| 山口縣 | 下關市、徳山市 |
| 福岡縣 | 福岡市、門司市、戸畑市、小倉市 |
| 若松市 | 八幡市 |

昭十三年十二月十日
來第七百十四號内務省土木局長

本年十一月十日計第五二二〇號ヲ以テ御申越ニ係ル標記ノ件防空上重要ナル關係ヲ有スト認メラルモノニ付テハ豫メ合議可致候
追テ防空法第二條、第三條ニ依リ防空計畫ノ設定及同法第五條ニ依リ設備、資材ノ整備又ハ供用ニシテ當局所管事項ニ重大ナル關係アルモノハ豫メ當局ニ合議相成候

防空ニ關スル實驗實施計畫報告方ノ件

(昭和十四年八月三十日)

(計第五千四百六十二號)

各廳府縣長官宛

貴廳(道府縣)ニ於テ防空ニ關スル各種ノ實驗實施ノ場合ニ於テハ當局ニ於テモ可及的便宜ヲ供與可致ト共ニ他府縣ニ於ケル之等實驗ト重複セザル様實施致度候條之ガ計畫樹立ノ上ハ直ニ其ノ旨報告相煩度

防空思想ノ普及徹底ニ關スル件

(昭和十二年十二月十五日)

(計第二千六百二十二號)

各廳府縣長官宛

標記ノ件ニ關シテハ種々御配慮ノコトト存候處參考ニ表シ度ニ付爾今左記ニ依リ報告相成度

- 一、講習會、講演會、映畫會等開催ノ場合ハ開催前豫メ日時、會場、講師職氏名、演題(映畫ハ題名)出席者範圍、經費豫算等報告ノコト
二、博覽會、展覽會等開設ノ場合ハ開設前豫メ日時、會場、出席者範圍、經費豫算等報告ノコト(出品物ニシテ防空思想普及上特ニ有效ニシテ永ク保存ヲ要スト認ムベキモノアラバ其ノ品名、數量、價格出品者氏名等同時ニ報告ノコト)
三、前各項ノ外防空思想普及上參考トナルベキ事項ハ其ノ都度報告ノコト
尙參考トナルベキ物品ニシテ無償ニテ寄贈差支ナキモノハ計畫局庶務課宛送付ノコト

防空ニ關スル印刷物等送付方ノ件

(昭和十二年十二月十五日)

(計第二千六百二十三號)

各廳府縣長官宛

參考ニ致度ニ付爾今貴縣及貴管下ニ於テ防空ニ關スル「パンフレット」、「ポスター」、「ピラ」其ノ印刷物發行ノ場合ハ其ノ都度二部宛送付相成度
追テ從來發行セル印刷物等アラバ至急送付相成度

學校ニ於ケル瓦斯防護教育ノ徹底方ニ

(昭和十二年十月十四日)

(官普第二七七號文部次官)

直轄學校長、公私立大學、高等專門學校長(東京育、聲啞及女子ヲ除ク)、各廳府縣長官宛

本年五月三十一日文部省訓令第二十六號ヲ以テ學校教練教授目改正相成リ新ニ瓦斯防護ニ關スル事項ヲ挿入セラレタル處之ガ知識ノ普及訓練ノ徹底ヲ圖ルハ刻下緊急ノ要務ト被認ニ付キ此ノ際學生生徒ヲシテ一層瓦斯防護ニ習熟セシメ以テ處置機宜ニ適セバ毒瓦斯ハ敢テ恐ルベキモノニ非ズトノ信念ヲ培養スルト共ニ更ニ進ンデ家庭ニ於ケル瓦斯防護ノ指導ニ當ルヲ得シムル機度就テハ※「此ノ旨關係學校長ニ御示達ノ上」左記事項ノ實行方充分御配慮相成度
(※括弧内ハ地方長官宛ノ分)

一、物理化學其ノ他適當ナル學科目中ニ於テ適宜毒瓦斯ニ關スル基礎

一般國民ノ防空思想普及ニ資スルハ最モ肝要ニシテ右ハ普ニ國民防空ノ確立強化ニ寄與スルニ止マラズ心身鍛鍊ノ上ニモ効果不尠ルコトト被存ニ付大要左記ニ依リ右趣旨ノ達成ニ格段ノ御配慮相成度此段通牒ス

記

- 一、小學校ニ於テハ防空一般事項ヲ教授訓練シ防空ガ國民ノ國家ニ對スル義務タルコトヲ理解セシムルト共ニ國民防空ノ要領ノ概略ヲ知得セシムルコト
二、中等學校及青年學校等ニ於テハ防空一般事項ノ外關係學校科目ニ於テ夫々適當ナル事項ヲ教授訓練スルコト
三、學校教員ニ對シテハ防空關係ノ講習會、研究會等ヲ開催シ又ハ他ノ講習會研究會等ニ於テモ防空ニ關スル事項ヲ加ヘテ防空知識ノ徹底ヲ圖ルコト
四、學生生徒兒童ニ對シテ防護ニ關スル團體的實地訓練ヲ施シ有事ニ於ケル統制アル活動ト心構ヘトヲ涵養スルコト
五、學校防空ニ關シテハ防空業務書(防空計畫書)ヲ定メ自衛防護上必要ナル事項ヲ計畫シ之ニ必要ナル設備資材ヲ整備セシムルト共ニ成ルベク防護ニ關スル適當ナル團體ヲ組織シ學校内ノ自衛防護ニ當ラシムルコト
一、防空訓練ニ際シテハ土地ノ狀況ニ應ジ適切ナル訓練ヲ行フコト
二、適切ナル防空設備ノ築造ニ際シテハ集團勤務作業等ヲ考慮スルコト

防空教育及學校防空ノ徹底ニ關スル件

(昭和十四年四月二十八日)

(發文第七十四號文部次官)

三五九

的知識ヲ與フルコト

- 一、學校教練教授要目中ノ瓦斯防護ニ關シテハ特ニ次ノ諸點ニ重キヲ置キ其ノ知識體驗ヲ深ムルコト
イ、各種毒瓦斯ノ性情ト檢知
ロ、制毒並ニ瓦斯傷害ノ救急
ハ、瓦斯警戒
ニ、家庭防護
一、經費ノ許ス範圍内ニ於テ次ノ資材ヲ整備スルコト
(括弧内ハ標準ノ數ヲ示ス)
イ、防毒面及所要ノ消毒具(少クモ一教練班ノ半數)
ロ、瓦斯試臭器(數個)
一、醫學、藥學ニ關スル學校ノ教練ニ於テハ特ニ卒業後ノ職能ニ鑑ミ其ノ素養ヲ利用シテ瓦斯防護教育ノ向上ニ資ヲ用ヒ必要アラバ師團司令部其ノ他ト連絡シテ軍醫ノ協力ヲ求メ集團防護指導ノ能力ヲモ得シムルコト

防空教育及學校防空ノ徹底ニ關スル件

(昭和十四年四月四日)

(發文第七十四號)

文部次官、內務次官

各廳府縣長官宛

現下内外ノ情勢ニ鑑ミ軍防空ニ關シテ國民防空ノ強化充實ヲ圖ルノ要極メテ緊切ナルモノ有之處學校ニ於テモ防空教育ノ徹底ニ努メ學生生徒兒童ヲシテ防空ニ對スル正確ナル認識ヲ得シメ一朝有事ニ際シテ沈着、冷靜明カモ動ゼザル心構ヘヲ堅持セシムルト共ニ學校防護團ノ組織其ノ他學校防空上適切ナル考慮ヲ拂ヒ進ンデ學校教育ヲ進ジテ

直轄學校 各校長宛
私立大學 各校校長宛
高等學校 各校校長宛
專門學校 各校校長宛

防空上必要ナル通牒等ノ通知方ニ關スル件

照會 (昭和十四年六月一日)
官發第二百四十五號宮内大官

防空上必要ナル通牒並資料等ノ御送付ニ關シテハ豫テ種々御配慮ヲ相煩シ居候處尙宮城防護ニ遺憾ナキヲ期スル爲今後各地ニ防空實施ヲ命ゼラレタル場合ニハ速ニ御通牒ヲ得度又地方長官ニ發セラルベキ通牒等ニシテ必要ナルモノハ當省ニモ御通知相成候致度此段得貴官候

回答 (昭和十四年六月十日)
計第八千二百二十二號内務大官

六月一日官發第二百四十五號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御照會相成候處右ハ了承爾今防空實施ヲ命ジタル場合及其ノ他ノ通牒等ニシテ必要ナルモノニ付テハ其ノ都度貴官へ御通知可致候條御了知相成度此段及回答候也

現下内外ノ情勢ニ鑑ミ軍防空ニ則シテ國民防空ノ強化充實ヲ圖ルノ要極メテ緊切ナルモノ有之處學校ニ於テモ防空教育ノ徹底ニ努メ學生生徒兒童ヲシテ防空ニ對スル正確ナル認識ヲ得シメ一朝有事ニ際シテ沈着冷靜カモ動セザル心構ヘテ堅持セシムルト共ニ學校防護團ノ組織其ノ他學校防空上適切ナル考慮ヲ拂ヒ進ンデ學校教育ヲ通ジテ一般國民ノ防空思想普及ニ資スルハ最も肝要ニシテ右ハ當ニ國民防空ノ確立強化ニ寄與スルニ止マラズ心身鍛鍊ノ上ニモ効果不尠ルコトト被存ニ付大要左記ニ依リ右趣旨ノ達成ニ遺憾ナキヤウ格段ノ配慮相成度此段通牒ス

記

- 一、學生生徒ニ對シテハ關係科目又ハ課外講義等ニ於テ防空ニ關スル一般事項其ノ他適當ナル事項ヲ教授訓練スルコト
- 一、教職員ニ對シテハ防空關係ノ講習會、協議會、研究會等ヲ開催シ又ハ他ノ主催ニ係ル講習會、研究會等ニ參加セシメ防空知識ノ徹底ヲ圖ルコト
- 一、學生生徒兒童ニ對シ防護ニ關スル團體的實地訓練ヲ施シ有事ニ於ケル統制アル活動ト心構ヘトヲ涵養スルコト
- 一、學校防空ニ關シテハ防空業務書(防空計畫書)ヲ定メ自衛防護上必要ナル事項ヲ計畫シ漸次之ニ必要ナル設備資材ノ整備ニ努ムルト共ニ學校防護團等成ルベク防護ニ關スル團體ヲ組織シ時々必要ナル訓練ヲ行ヒ以テ學校内ノ自衛防護ニ當ルコト
- 一、防空ノ設備工作等ニ關シテハ集團勤務作業ヲ考慮スルコト

豫

算

民防空監視船ニ關スル件 (昭和十七年一月十六日)

(内務省防空局企畫課長)

各廳府縣警察部長宛

(警視廳ニ在リテハ警務部長)

防空實施命令ノ下命ニ伴ヒ民防空監視船ノ配置命令相成リタルモノニ關シテハ配置命令年月日、一日ノ所要經費及之ガ算出内課等速報相成度

尙解除命令アリタル場合モ其ノ旨速報相成度

道府縣防空計畫設定費補助ニ關スル件

(昭和十七年二月廿六日)

(内務省發防第十號)

各廳府縣長官宛 (東京府ヲ除ク)

標記ノ件ニ關シ昭和十七年度ヨリ道府縣防空計畫設定ニ要スル經費ニ對シ左記補助基本額ノ範圍内ニ於テ之ガ二分ノ一國庫補助可相成ニ付防空計畫設定ニ方リテハ適宜連絡協議會等ヲ設ケ關係方面ト緊密ニ連絡協議シ防空計畫設定上萬遺憾ナキヲ期セラレ度
追而國庫補助申請書ハ關係歳入歳出豫算書及之ニ關スル明細書添附ノ上毎年八月末日迄内務大臣宛提出相成度

區分	金額
應分	
印刷費	
消耗品費	
通信費	
雜費	
連絡協議會費	
合計	

市町村防空計畫設定費補助ニ關スル件

(昭和十七年二月廿六日)

(内務省發防第十號)

各廳府縣長官宛 (東京府ヲ除ク)

防空法第二條ニ依リ指定セラレタル市町村ノ防空計畫設定ニ要スル經費ニ對シテハ昭和十二年十一月二十二日内務省發防第二十三號通牒ニ基キ夫々國庫補助相成居候處昭和十七年度ヨリ左記補助基本額ノ範圍内ニ於テ之ガ二分ノ一國庫補助可相成ニ付防空計畫ノ設定ニ方リテハ適宜連絡協議會等ヲ設ケ關係方面ト緊密ニ連絡協議シ周到ナル防空計畫ヲ設定スル様貴管下關係市町村ニ御示達相成度

追而補助申請、補助指令、補助豫算要求等ノ事務處理ニ關シテハ從來通昭和十三年八月十六日内務省發防第六十七號及同日付計第五千百六十六號通牒ニ基キ御處理相成度爲念

區分	金額
職員給料	
旅費	
雜給及雜費	
雇傭人給	
雜費	
連絡協議會費	
合計	

市町村ニ對スル防空計畫設定費及防空訓練費國庫補助ニ關スル件 (昭和十三年八月十六日 內務省發令第六十七號)

各廳府縣長官宛 (東京府除ク)
 防空法第十七條ノ規定ニ依ル國庫補助中市町村ニ對スル防空計畫設定費及防空訓練費補助ニ關シテハ內務大臣ニ於テ之ガ補助交付ノ指令其ノ他ニ關スル事務ヲ處理シ來リ候處右ハ爾今貴官ニ於テ御處理相成度依命此段及通牒候也

市町村ニ對スル防空計畫設定費及防空訓練費國庫補助ニ關スル件 (昭和十三年八月十六日 計第五千六百六十六號)

各廳府縣長官宛 (東京府ヲ除ク)

標記ノ件ニ關シ八月十六日內務省發令第六十七號ヲ以テ依命及通牒候處右取扱ニ關シテハ左記事項御了知ノ上萬遺憾ナキヲ期セラレ度

- 一、防空計畫設定費補助
- (一) 補助基本額及補助率ハ昭和十二年十一月二十五日內務省發令第二三號及昭和十三年二月十四日內務省發令第一三號通牒ニ基キ右ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ算定スルコト
 - (二) 當該年度補助所要額ハ市町村長ヨリノ補助申請書ニ基キ調査シ補助指令ヲ爲シタル上別紙様式第一號ニ依リ調査ヲ二通添附シ毎年七月末日迄內務大臣ニ豫算要求書ヲ提出スルコト但シ本年度ニ限リ十一月末日迄トス
 - (三) 市町村長ヨリノ補助申請書ハ別紙様式第二號ニ依リ毎年四月末日迄之ヲ提出セシムルコト

但シ本年度ニ限リ九月末日迄トス

- (四) 市町村ニ對スル補助ノ指令ハ別紙様式第三號ニ依リ地方長官ニ於テ之ヲ爲スコト
 - 二、防空訓練費補助
 - (一) 防空訓練費補助ハ防空法第十條第一項ニ依リ內務大臣ノ命令ニ基キ實施シタル費用ノミニ付補助スルコト
 - (二) 當該年度補助所要額ハ別紙様式第四號ニ依リ調査ニ通添附シ毎年十二月末日迄計畫局長宛ニ報告スルコト
 - (三) 市町村長ヨリノ補助申請書ハ當分ノ內計畫局長ヨリノ補助額決定ノ通牒ニ基キ別紙様式第五號ニ依リ提出セシムルコト
 - (四) 市町村ニ對スル補助ノ指令ハ別紙様式第六號ニ依リ地方長官ニ於テ之ヲ爲スコト
- 三、決算報告
- 市町村ノ決算調ハ別紙様式第七號ニ依リ毎年六月末日迄前年度決算額調ヲ提出セシムルコト

(様式第一號)

昭和何年度防空計畫設定費國庫補助所要額調

市町村名	豫算額	補助基本額	補助所要額	備考
何々市	円	円	円	
何々町				
何々村				
計				

職員(雇員以上)ノ職名別及人員ヲ備考欄ニ記載スルコト

(様式第二號)

年 月 日、
 番 號
 何 市 長 理
 何 郡 何 町 (村) 長 理

警視總監
 北海道廳長官
 府縣知事

昭和何年度防空計畫設定費國庫補助申請ノ件
 一金 圓也
 右之通り補助相成度別紙關係議決豫算書及同內譯相添(此段及申請候也)

(様式第三號)

番 號
 昭和何年何月何日第何號申請防空計畫設定費國庫補助ノ件別紙條件ヲ附シ金何圓ヲ補助ス
 何 郡 何 町 (村) 市
 何 縣 知 事 氏 名 理

(様式第三號ノ一)

- 補助條件
- 一、補助金ハ防空計畫設定費以外ノ費途ニ充當スルコトヲ得ズ
 - 二、年度終了後ハ直ニ收支決算書ヲ提出スベシ
 - 三、支出精算ノ結果補助金ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ剩餘金ハ之ヲ國庫ニ返納スベシ

(様式第三號ノ二)

年 月 日、
 番 號
 何 市 (町) (村) 長 宛
 何 縣 知 事 理

防空計畫設定費國庫補助ノ件通牒
 標記ノ件本日別途指令相成候處右ハ左記ノ通補助相成タル儀ニ付御了知相成度

昭和何年度防空訓練費國庫補助所要額調

補助基本額	補助額	備考
円	円	

(様式第四號)

昭和何年度防空訓練費所要額調

市町村名	豫算額	寄附金 其ノ他 控除額	差引 補助額 ルベキ額	國庫補助額	備考
何 市	円	円	円	円	
何 町 (村)					
合 計					

(様式第四號ノ一)

内譯別紙ノ通り
 昭和何年度防空訓練費所要額内譯
 市 町 村 名

道府縣防空訓練費國庫補助ニ關スル件

(昭和十三年八月十六日)
計第五千六百六十六號

北海道廳長官、各府縣知事宛

記ノ件ニ關シテハ左記事項御了知ノ上爾今右ニ依リ御取扱相成度

- 一、防空訓練費補助ハ防空法第十條第一項ニ依リ内務大臣ノ命令ニ基キ實施シタル費用ノミニ付補助セラレ
- 二、當該年度所要額ハ別紙様式ニ依リ調査ニ通添附シ毎年十二月末日迄計畫局長宛ニ報告スルコト
- 三、前年度決算額ハ別紙様式ニ依リ毎年七月末日迄計畫局長宛ニ報告スルコト

(様式第一號)

昭和何年度防空訓練費國庫補助所要額調

道府縣名

豫算額	寄附金其ノ他控除額	差引國庫補助ノ對照トナルベキ額	備考
-----	-----------	-----------------	----

内課別紙ノ通

昭和何年度防空訓練費決算額調

科	目	支出決算額	寄附金其ノ他控除額	差引國庫補助基本額	同上ニ對スル補助額	國庫補助受入額	差引額	備考
防空訓練費	一、法第十條第一項ノ規定ニ依ル分							
	二、其ノ他ノ分							
計								

注意 一、本表ハ出納閉鎖後速カニ調査シ誤入誤出決算抄本ヲ添附ノ上七月末日迄提出スルコト
二、寄附金其ノ他控除額アルトキハ其ノ内課ヲ添附スルコト

(様式第二號)

昭和何年度防空訓練費所要額内課

道府縣名

訓練期間	費目	金額	算出内課
自何月何日	至何月何日	何々費	何々費
小計			
合計			

注意

- 一、算出内課ハ詳細ニ之ヲ記載スルコト
- 二、寄附金其ノ他控除額アルトキハ算出内課欄ニ朱書記載スルコト

指定市町村防空計畫設定費國庫補助ニ關スル疑義ノ件

照會 (昭和十四年十二月二十二日)
警防第五百七十一號佐賀縣知事

指定市町村ニ於ケル防空主任者ノ給料ハ防空計畫設定ニ要スル人件費トシテ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助セラルルガ其ノ補助ヲ受ケツツアル防空主任(町吏員)今般應召シ同町ニ於テハ應召中モ吏員トシテノ給料ヲ支給スルヲ以テ之ニ對スル國庫補助ノ有無照會アリ應召者ハ防空計畫設定ニ關係無キヲ以テ國庫補助ハ後任タル防空主任者ニ對シテノミナサルベキモノト認メラルルガ爲念何分ノ御回示相煩度此段及稟申候也

回答 (昭和十五年二月六日)
計第七千六百六十四號
局長

標記ノ件ニ付客年十二月二十二日警防第一、五七一號ヲ以テ稟申相成候處右ハ當該市町村ニ於ケル國庫補助基本額ノ範圍内ニ於テ左記ニ依リ御取扱相成可然ト存候

- 一、防空計畫設定ノ事務ニ從事スル吏員應召ノ場合依然當該事務擔任者タル地位ノ變更ヲナサズシテ便宜他ノ吏員其事務ヲ取扱ハシムルガ如キ場合ニ於テハ當該應召吏員ヲ防空計畫設定事務ニ從事スルモノトシテ國庫補助ノ對象トナスコト
- 二、應召吏員ヨリ防空計畫設定事務ノ擔任者タル地位ヲ解キ新ニ後任者ヲ定ムルニ於テハ後者ヲ國庫補助ノ對象トナスコト

參考

防空設備資材整備費國庫補助申請書記載例

番號	年月日	何市長團
内務大臣宛		
昭和何年度設備資材整備費國庫補助申請ノ件		
一金 四也 申請額		
右之通國庫補助相成度別紙關係書類相添ヘ此段及申請候也		

(注意) 一、關係書類トシテハ關係豫算書、圖面(市街地圖ニ施設箇所ヲ記入シタルモノ)設計圖及設備費内課ヲ添附スルコト

(例二)

區分	數量	單價	金額	補助額	備考
貯水槽設備費	ヶ所	円	円	円	
消防ポンプ設備費	臺	円	円	円	
防毒面設備費	箇	円	円	円	
公共防護室設備費	坪	円	円	円	
救護所防護室設備費	坪	円	円	円	

何々設備費	
何々設備費	
合計	

(例三)

貯水槽設備費内譯		設備箇所		何區何町何番地		(圖面對照)	
名稱	形式	容積	何立方丈	何區何町何番地	(圖面對照)	番號	何番
埋工	壘工	呼稱	數量	單價	金額	摘要	
埋工	壘工	立米					
發土運搬工		立米					
基礎割栗工		立米					
區體混凝工	一、二、四	立米					
鐵筋工	地						
防水膠泥工	一、二	平米					
型枠工		平米					
人孔設備		箇所					
地上地下物件		箇所					
整理費		平米					

山園費	
水替費	
雜費	
計	

注意

設備箇所毎ニ其ノ内譯ヲ調製スルコト、但シ設備數多キ向ハ設備費總額ノ内譯ヲ調製シタル上設備箇所調ハ別紙ニ作製シ添付スルコト
(別紙)

貯水槽設備箇所調		設備箇所名		型式		容積		工事費		圖面對照	
區	分	數量	單價	金額	摘要	區	分	數量	單價	金額	摘要
計											

(例四)

消防ポンプ設備費内譯		設備箇所名		型式		容積		工事費		圖面對照	
區	分	數量	單價	金額	摘要	區	分	數量	單價	金額	摘要
計											

小型ガンリンポンプ	
(大型ガンリンポンプ)	
計	

(例五)

防毒服設備費内譯		區分		數量		單價		金額		摘要	
區	分	數量	單價	金額	摘要	區	分	數量	單價	金額	摘要
隔離式防毒面											
直結式防毒面											
防毒衣											
防毒手袋											
防毒靴											
計											

(例六)

公共防護室設備費内譯		設備箇所		何區何町何番地		(圖面對照)			
名稱	員數	單價	金額	摘要	名稱	員數	單價	金額	摘要
シャッター					防護室面積	何坪			
					收容室(前室)	何坪			
					收容室(後室)	何坪			
					窓其ノ他不要開口部				
					防弾用取付費ヲ含ム				
計									

防毒幕	
防彈防毒扉	
防毒扉	
鐵筋	
コンクリー	
空氣濾過器	
雜費	
計	

注意

設備箇所毎ニ其ノ内譯ヲ調製スルコト、但シ設備箇所多キ向ハ設備費總額ノ内譯ヲ調製シタル上設備箇所調ハ別紙ニ作製シ添付スルコト
(別紙)

公共防護室(又ハ救護所防護室)設備箇所調		設備箇所名		坪數		内		工事費		圖面對照	
區	分	數量	單價	金額	摘要	區	分	數量	單價	金額	摘要
計											

(例七)

救護所防護室設備費内譯				
設備箇所	何區何町何番地	何坪	何坪	何坪
防護室面積	何坪	收容室	前室	番號何番
名	員數	單價	金額	摘要
シヤツター		円		窓其ノ他不要開口部 防弾用取付費ヲ含ム
防 毒 幕				
防 毒 屏 風				
防 毒 屏 風				
鐵 筋 窓 枠				
防 空 壕 防 護 施 設				トツブライトヲ含ム
空 氣 濾 過 器				取付其ノ他ノ費用ヲ 含ム
雜 費				
計				收容室坪當リ 何圓

注意 設備箇所毎ニ其ノ内譯ヲ調製スルコト、但シ設備箇所多キ向
ハ設備費總額ノ内譯ヲ調製シタル上設備箇所別ハ別紙ニ作製シ添
附スルコト

参考

防空設備資材整備費國庫補助支拂豫算
要求書記載例

五〇

年 月 日		内 務 大 臣 宛		何 縣 知 事 宛	
昭 和 何 年 度 防 空 設 備 資 材 整 備 費 國 庫 補 助 支 拂 豫 算 要 求 ノ 件		一 金 何 圓		要 求 額	
月 別	工 事 費	支 出 見 込 額	國 庫 補 助	支 拂 見 込 額	備 考
何 月					
何 月					
何 月					
計					内 譯 別 紙 ノ 通 リ

(別紙)

内 譯		支 出 見 込 額		支 拂 見 込 額		備 考	
區 別	工 事 費	支 出 見 込 額	支 拂 見 込 額	支 拂 見 込 額	支 拂 見 込 額	支 拂 見 込 額	備 考
貯水槽設備費							
消防ポンプ設備費							
防毒面設備費							
防毒服設備費							
公共防護室費							

救護所防護室設備費		何 坪		何 坪		何 坪	
計	何 坪	何 坪	何 坪	何 坪	何 坪	何 坪	何 坪

参考

設備資材整備要綱

第一、貯水槽

- 貯水槽ノ設置位置ハ河川、濠渠、池沼等自然水利ノ利用不能區域内トシ貯水槽相互ノ有效範圍ヲ互ニ重複セシメザルコト
- 自然水利ノ利用不能區域内ニ對シ貯水槽ノ利用ニ依リ其ノ有效範圍ヲ以テ全區域ヲ覆フ様設置スルコト(此ノ場合貯水槽ノ有效範圍ハ半徑二〇〇米ヲ以テ畫ケル圓ノ區域トス)
- 消防自動車ノ接近容易ナル場所ヲ選ブコト
- 學校、公園、官公衙敷地又ハ神社佛閣ノ境内等成ル可ク用地費不要ノ位置ヲ選ブコト
- 貯水容量ハ一〇〇立方米ヲ標準トスルコト
- 唧筒ノ吸水高ヲ考慮シ深サ五米以内トスルコト
- 貯留水ノ補給設備ニツキ考慮スルコト
- 必要ニ應ジ吸水設備、導水設備ニツキ考慮スルコト
- 「プール」ニ兼用スルヲ得ルコト

第二、小型消防「ポンプ」

- 現在配置シアル動力「ポンプ」ノ到達距離及消防上ノ危険地域ヲ考慮シテ小型消防「ポンプ」ノ配置數ヲ決定スルコト
- 「ポンプ」一臺ノ防禦有效面積ハ直徑二〇〇米ヲ標準トシ「ポンプ」ノ種類及地理、水利、建物等ノ狀況ニ依リ「ポンプ」ニ適當

ナル範圍ノ移動性ヲ認メテ計畫スルコト

第三、防毒面及防毒服

- 防毒面ハ差當リ都市ニ於ケル警防團員數ノ三分ノ一ノ數ヲ標準トシテ設備スルコト

第四、公共防護室及救護所防護室

一、收容者ノ範圍

- 公共防護室ニ收容スベキモノハ老幼者、病者並ニ空襲時ニ於ケル通行者ニシテ防空活動ニ從事シ得ザルモノトス
- 救護所防護室ニ收容スベキモノハ空襲ニ因リ負傷セル者ニシテ救護スルヲ必要ト認メタルモノトス

二、設置計畫標準

- 防護室ハ主要都市特ニ其ノ中樞地域及重要ナル施設ノ附近ニシテ家屋密集セル地域ヨリ之ヲ設ケルコト
- 防護室ノ位置ハ鐵筋「コンクリート」構造又ハ鐵骨鐵筋「コンクリート」構造ノ建築物又ハ工作物内ニ選ブコト
- 防護室ハ成ルベク分散セシメ且利用ニ便ナル位置ニ設ケルコト
- 收容室ノ面積ハ公共防護室ノ場合ハ五〇平方米、救護所ノ場合ハ一〇〇平方米(成ルベク小ナルヲ可トス)ヲ標準トスルコト
- 收容室ノ床面積ハ公共防護室ニ在リテハ一人當一平方米、救護所ニ在リテハ一人當一・五平方米ヲ標準トスルコト
- 空襲ニ對スル安全度(構造、位置、出入ノ便、火災ニ對スル安全性等)ニ依リ之等標準ニ參酌ヲ加ヘ得ルコト

五一

三、防護室規格

- (1) 防護室ハ防護防火防毒上有效ナルコト
- (2) 防護室ハ地下室又ハ床下ニ設クルコト、地下室又ハ床下ヲ利用シ得ザル場合ハ最下階ノ適當ナル室ニ之ヲ設クルコト
- (3) 汽罐室、變電室、爆發物、引火物ノ貯藏室等ハ之ヲ防護室ニ充テザルコト
- (4) 防護室ニ充テタル室ハ平常ニ在リテハ他ノ用途ニ充ツルコトヲ得但シ其ノ用途ハ必要ノ場合直ニ防護室本來ノ目的ニ供シ得ルモノタルコト
- (5) 防護室ニハ前室ト收容室トヲ設ケ收容室ヘノ出入ニハ必ず前室ヲ經由スルモノトス
- (6) 防護室ニハ二ツ以上ノ出入口ヲ互ニ距リタル位置ニ設クルコト、之ヲ設ケ得ザルトキハ出入口ヨリ成ルベク距リタル位置ニ非常用ノ出入口ヲ設クルコト
- (7) 防護室及收容室ノ出入口ノ扉ハ防毒的ニシ且防護室出入口ノ扉ニシテ外氣ニ面スルモノ其ノ他必要アルモノハ耐毒的ニスルコト
- (8) 前室ニ於テハ其ノ大サ並ニ出入口ノ幅員ハ收容室ノ面積ニ應ジ適當ニ定メ又室内ニハ給水及排水ノ設備ヲ爲スコト、救護所ノ出入口ハ擔架ノ通行ニ支障ナキモノタルコト
- (9) 收容室ニハ其ノ收容人員ニ應ジ適當ナル空氣濾過裝置ヲ設クルコト
前項ノ空氣濾過裝置ハ人力ヲ以テ運轉シ得ル裝置トナシ置タ
コト
- (10) 防護室ノ構造ハ左ニ依ルコト

- (イ) 直上床版厚ハ鐵筋「コンクリート」四〇「センチメートル」以上タルコト但シ其ノ位置ニ依リ防護上支障ナキモノニ在リテハ上階ノ床版厚ヲ適當ニ加算スルコトヲ得
- (ロ) 周壁ハ建物ノ外壁トセズ周壁ト外壁トノ合計厚ハ鐵筋「コンクリート」二五「センチメートル」以上ト爲スコト
周壁建物ノ外壁タル場合ハ其ノ厚ヲ鐵筋「コンクリート」三〇「センチメートル」以上ト爲スコト但シ無筋「コンクリート」又ハ貼石ノ類アル場合ニ在リテハ其ノ厚ノ三分ノ一ヲ鐵筋「コンクリート」ノ厚ニ加算スルコトヲ得
- (ハ) 前室ト收容室トノ隔壁ハ總テ防毒上有效ナルモノトシ又ハ直ニ防毒的ニ爲シ得ル如ク準備シ置タコト
- (ニ) 周壁其ノ他開口部ハ總テ防毒上有效ナルモノトシ必要アル場合ニハ防護設備ヲ爲シ又ハ之ニ要スル資材ヲ整備シ置タコト
- (ホ) 各種配管等ノ天井周壁及床ヲ貫通スル部分ハ防毒的ニスルコト
- (11) 防護室ニハ適當ナル照明設備ヲ爲スコト
- (12) 防護室内ニハ窓「ガラス」ノ類ヲ使用セザルコト

監

視

防空監視隊令

(昭和十六年十二月十七日)
勅令第千三百三十六號

- 第一條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ハ航空機ノ來襲ノ監視(之ニ伴フ通信ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ從事セシムル爲防空監視隊ヲ設置スベシ
- 各道府縣ニ於ケル防空監視隊ノ配置及編成ハ地方長官防空計畫ニ於テ之ヲ定ムベシ
- 第二條 防空監視隊ハ本部及監視哨(專ラ監視ニ從事セシムル防空監視船ヲ含ム以下之ニ同ジ)ヨリ成ル
- 第三條 防空監視隊員ハ防空法第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ指定シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス但シ警察官吏其ノ他ノ官吏(待遇官吏ヲ含ム)ヲ之ニ加フルコトヲ得
- 第四條 防空監視隊本部ニ隊長一名、副隊長若干名及本部員若干名ヲ置ク
- 防空監視哨ニ哨長一名、副哨長若干名及哨員若干名置ク
- 前二項ニ掲グル者ハ地方長官之ヲ命免ス
- 第五條 隊長ハ隊員ヲ統率シ隊務ヲ掌理ス
- 副隊長ハ隊長ヲ補佐シ隊長事故アルトキハ隊長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ代理ス
- 哨長ハ上長ノ命ヲ承ケ哨員ヲ指揮シテ業務ニ從事ス
- 副哨長ハ哨長ヲ輔佐シ哨長事故アルトキハ哨長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ代理ス
- 第六條 防空監視隊ハ地方長官之ヲ指揮監督ス
- 警察署長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ防空監視隊ヲ指揮監督ス

第七條 地方長官ハ防空監視隊員ヲシテ必要ナル訓練ヲ受ケシムルコトヲ得

第八條 防空監視隊ノ業務ニ關シ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ニ付テハ當該區域ノ防衛ヲ擔任スル軍司令官、艦團長若ハ要塞司令官又ハ鎮守府司令長官若ハ警備府司令長官ノ定ムル基準ニ依ルモノトス

第九條 第三條本文ニ掲グル防空監視隊員監視又ハ其ノ訓練ニ從事シタルトキハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ之ニ手當及旅費ヲ支給ス

第十條 防空監視隊員ノ服務方法、服務紀律等ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

防空監視隊令第九條ノ規定ニ依ル防空監視隊員ニ對スル手當及旅費支給規程

(昭和十六年十二月十七日)
内務省訓令第三十三號
應府縣(東京府ヲ除ク)

- 第一條 防空監視隊員ニ對スル手當ハ別表ニ掲グル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス
- 第二條 防空監視隊員ニ對スル手當ハ二十四時間服務ヲ以テ一日トス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ一日ニ滿タザルトキハ左ノ各號ニ依リ之ヲ支給ス
 - 一 十二時間以上服務シタル場合ハ手當定額ノ全額
 - 二 六時間以上服務シタル場合ハ手當定額ノ二分ノ一額
- 官ノ都合ニ依リ服務一日ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ手當

定額ノ全額ヲ支給ス

第三條 防空監視隊員ニ對スル旅費ハ鐵道貨、軌道貨、省營自動車貨、船貨ノ各其ノ最低賃金（通行稅ヲ含ム）ニ依リ、陸路雜費ハ別表ニ掲グル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス但シ陸路雜費ニ付テハ通算上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨トス
防空監視隊本部又ハ防空監視哨ノ所在地市町村ニ居住スル防空監視隊員ガ自己ノ服務場所ニ往復スル場合ハ前項ノ旅費ハ之ヲ支給セズ但シ前項前段ノ交通機關ヲ利用スルノ已ムナキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十六年十二月二十日ヨリ之ヲ適用ス

(別表)

區 分	手當一日ニ付	陸路雜費一里ニ付
防空監視隊長	二四六十錢	
防空監視隊副隊長	二四三十錢	
防空監視哨長	二 十 錢	
防空監視哨副哨長	一四八十錢	
防空監視隊本部員及防空監視哨員	一四六十錢	

防空監視隊ノ服務ニ關スル件

(昭和十三年七月九日
內務省發令第六十號)

各廳府縣長官宛

標記ノ件ニ關シ陸海軍當局ト協議ノ上別紙ノ通り防空監視隊服務規程

五四

準則ヲ定メ候條之ニ準據シテ關係陸海軍司令官ト協議ノ上防空監視隊ノ服務ニ關スル規程(訓令)ヲ設ケ防空監視上遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒候也

尙規程ヲ設ケタルトキハ其ノ寫ヲ添へ報告スルト共ニ之ガ取扱ニ付テハ關係者以外ニハ公表セザル様御配意相成度申添候
追而右準則ニ關シテハ左記各項ニ付特ニ御留意相成度

記

- 一、第三條ニ陸海軍防空擔任官ノ定ムル所ニ依ルトアルハ防空監視隊ニ對シ包括的ニ又ハ其ノ都度指圖シ得ベキコトヲ明ニシタル義ナルコト
- 二、對空連絡ニ付テハ第三條ノ規定ニ依リ特定ノ監視隊本部ヲ指定シテ之ヲ行ハシムルコトアルベキ見込ナルコト
- 三、第十三條ノ監視隊長ノ地方長官ニ對スル報告ノ時刻ハ通信ニ支障ナキトキヲ選定スルコトスルコト
- 四、第二十一條第一號ノ監視哨ニ於ケル時刻ノ整合ハ成ルベク第十五條第二號ノ監視隊本部トノ連絡ノ際ニ之ヲ行フコトスルコト
- 五、各種用紙ノ大サニ付適當ナル標準ヲ定ムルコト(成ルベク日本標準規格B5トスルコト)

(別紙)

防空監視隊服務規程

第一章 總 則

- 第一條 防空監視隊(以下監視隊ト稱ス)ノ主要ナル任務ハ航空機ヲ監視シ之ニ關シ得タル情報ヲ報告スルニ在リ
- 第二條 監視隊ハ第三條ノ場合ヲ除キ地方長官及警察署長ノ指揮ヲ承ケ

第三條 監視及通信ニ關シ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應スル爲必要ナル事項ニ付テハ當該區域ノ防衛ヲ擔任スル陸海軍司令官又ハ其ノ指定スル者(以下陸海軍擔任官ト稱ス)ノ定ムル所ニ依ル

第二章 編 成

第四條 監視隊ハ防空監視隊本部(以下監視隊本部ト稱ス)一及防空監視哨(以下監視哨ト稱ス)若干ヲ以テ編成ス

第五條 監視隊本部ニ監視隊長一名、監視隊副隊長若干名及監視隊本部員若干名(監視隊副隊長及監視隊本部員ノ定數ハ交代ヲ考慮シテ定ム)ヲ置ク

第六條 監視哨ニ監視哨長一名、監視哨副哨長若干名及監視哨員若干名(監視哨副哨長及監視哨員ノ定數ハ交代ヲ考慮シテ定ム)ヲ置ク

第七條 監視隊長、監視哨副隊長、監視隊本部員、監視哨長、監視哨副哨長及監視哨員ハ地方長官之ヲ命免ス

第八條 監視隊本部ハ其ノ所在地名ヲ、監視哨ハ番號及其ノ所在地名ヲ冠シテ之ヲ何々監視隊本部又ハ何番何々監視哨ト稱ス

第九條 監視隊本部及監視哨ニハ概ネ第一號表備付物品規程表ニ掲グル物品ヲ備付スルモノトス

第三章 服 務

第一節 監視隊本部

第十條 監視隊長ハ監視隊ヲ指揮シ監視及報告ニ關シ其ノ責ニ任ズ

監視隊副隊長ハ監視隊長ヲ輔佐シ監視隊長事故アルトキハ之ニ代ル

第十一條 監視隊長ハ監視隊ノ配置完了シタルトキハ直ニ其ノ旨地方長官及陸海軍防空擔任官ニ報告スルモノトス

第十二條 監視隊長ハ第五條第二項ノ規定ニ依リ常時勤務スル者ノ中若干名ヲ通信係トシテ通信連絡ニ、他ノ若干名ヲ事務係トシテ給與、氣象觀測其ノ他ノ事務ニ服セシメ、殘餘ヲ控員トシテ休憩セシメ適宜交代セシムルモノトス

第十三條 監視隊長ハ毎日所定ノ時刻ニ監視隊勤務ノ狀況ニ關シ地方長官ニ報告スルモノトス

第十四條 監視隊本部監視哨ヨリ航空機ニ關スル報告ヲ受ケタルトキハ取捨選擇スルコトナク第二號表情報通信要目ニ依リ直ニ之ヲ陸海軍防空擔任官ニ報告スベシ

第十五條 監視隊本部ハ左ニ掲グル事項ヲ遵行スベシ

- 一 毎日放送局ノ時報毎二時刻ヲ整合スルコト但シ之ニ依リ難キ場合ニ於テハ陸海軍防空擔任官ニ就キ整合スルモノトス
- 二 毎日所定ノ時刻ニ陸海軍防空擔任官及所屬監視哨ニ連絡シ且其ノ都度通信ノ狀態ヲ點檢スルコト
- 三 通信ノ都度通信用紙(第一號樣式及第二號樣式)ニ必要ナル記載ヲ爲スコト
- 四 毎日所定ノ時刻及天候急變シタル場合ニ第三號表氣象觀測及報告要目ニ依リ氣象ヲ觀測シ陸海軍防空擔任官ニ報告スルコト
- 五 前號ノ報告ノ都度氣象觀測報告用紙(第三號樣式)ニ必要ナル記載ヲ爲スコト
- 六 勤務日誌(第四號樣式)ヲ作製シ毎日之ニ必要ナル記載ヲ爲スコト

五五

七 每月十日、二十日及末日毎ニ勤務旬報(第五號様式)ヲ作製シ
 地方長官及陸海軍防空擔任官ニ夫々一部ヲ提出スルコト
 八 前各號ノ外地方長官又ハ第三條ノ規定ニ依リ陸海軍防空擔任官
 ノ定ムル事項

第二節 監視哨

第十六條 監視哨長ハ監視哨ヲ指揮シ監視及報告ニ關シ其ノ責ニ任ズ
 監視哨副哨長ハ監視哨長ヲ輔佐シ監視哨長事故アルトキハ之ニ代ル
 第十七條 監視哨長ハ監視哨ノ配置完了シタルトキハ直ニ其ノ旨監視
 隊長ニ報告スルモノトス

第十八條 監視哨長ハ第六條第二項ノ規定ニ依リ常時勤務スル者ノ中
 通常二名ヲ監視員トシテ上空ノ監視ニ、他ノ二名ヲ通信員トシテ通
 信連絡ニ服セシメ、殘餘ヲ控員トシテ休憩セシメ所定ノ時間(通常
 三十分乃至二時間トシ監視隊長之ヲ定ム)毎ニ順次交代セシムルモ
 ノトス

監視員ノ交代ニ當リテハ監視哨長之ニ立會スルモノトス

第十九條 監視哨長ハ監視哨副哨長及監視哨員ニ第四號表監視哨守則
 要目ニ依リ守則ヲ與ヘ了知セシムルモノトス

第二十條 監視哨航空機ヲ發見シ又ハ其ノ爆音ヲ聞キタルトキハ第二
 號表情報通信要目ニ依リ直ニ監視隊本部ニ報告スベシ

航空機視界又ハ聽界ヲ去リタルトキ亦同ジ

第二十一條 監視哨ハ左ニ掲グル事項ヲ遵行スベシ
 一 毎日所定ノ時刻ニ監視隊本部ニ就キ時刻ヲ整合スルコト

二 通信ノ都度通信用紙(第二號様式及第六號様式)ニ必要ナル記
 載ヲ爲スコト

三 勤務日誌(第四號様式)ヲ作製シ毎日之ニ必要ナル記載ヲ爲ス
 コト

四 每月十日、二十日及末日毎ニ勤務旬報(第七號様式)ヲ作製シ
 監視隊長ニ提出スルコト
 五 前各號ノ外地方長官又ハ第三條ノ規定ニ依リ陸海軍防空擔任官
 ノ定ムル事項

第四章 雜則

第二十二條 監視隊通信施設ニ故障アルコトヲ發見シタルトキハ速ニ
 復舊ノ處置ヲ講ズルト共ニ故障中通信ヲ爲ス必要アル場合ニ於テ
 ハ他ノ通信施設等ニ依リ迅速確實ニ通信ヲ爲スモノトス

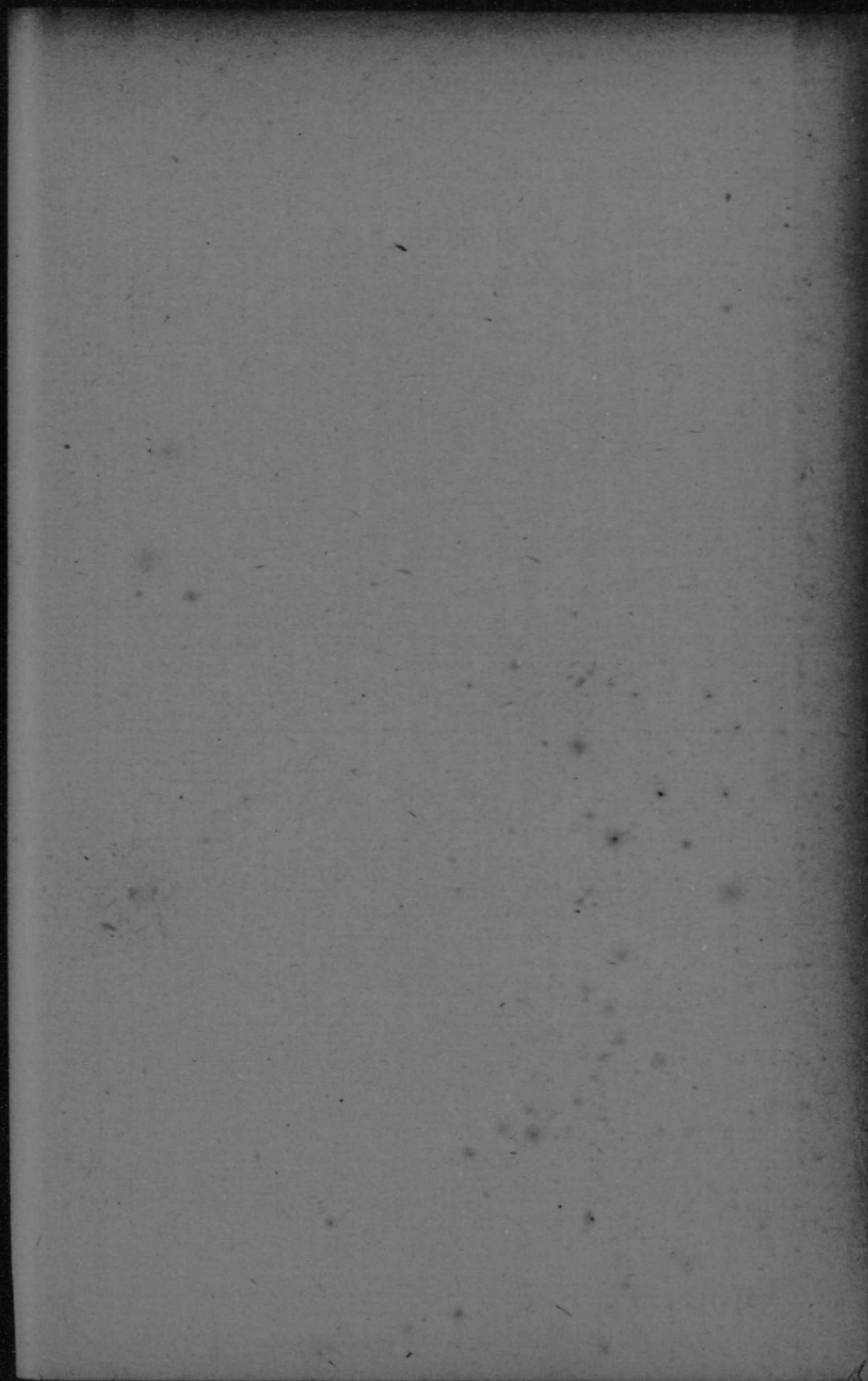
第二十三條 情報通信機ノ取扱ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十四條 監視隊長、監視隊副隊長、監視隊本部員、監視哨長、監
 視哨副哨長及監視哨員ハ其ノ勤務中知り得タル事項ニ付秘密ヲ嚴守
 スベシ

第二十五條 監視隊長、監視隊副隊長、監視隊本部員、監視哨長、監
 視哨副哨長及監視哨員ハ其ノ勤務中所定ノ記章ヲ附スルモノトス

第一號表 備付物品規準表

時 計	雙 鏡	時 計	雙 鏡
聽 取	無 線 電 話 機 (ラジオ)	航 空 機 識 別 圖	航 空 機 識 別 圖
風 向	風 速 計	監 視 隊 服 務 規 程	監 視 隊 服 務 規 程
携 帶	溫 度 計	監 視 哨 守 則	監 視 哨 守 則
航 空 機 識 別 圖	航 空 機 識 別 圖	情 報 通 信 級	情 報 通 信 級
擔 任 地 域 圖	擔 任 地 域 圖	指 揮 連 絡 報 警 報 通 信 級	指 揮 連 絡 報 警 報 通 信 級
關 係 法 令 級	關 係 法 令 級	勤 務 日 誌	勤 務 日 誌
指 揮 連 絡 報 警 報 通 信 級	指 揮 連 絡 報 警 報 通 信 級	勤 務 旬 報	勤 務 旬 報
氣 象 觀 測 報 告 級	氣 象 觀 測 報 告 級		
勤 務 旬 報 級	勤 務 旬 報 級		



欠

MISSING

第二號表 情報通信要目

報告順序

一 電報 = 依リ報告スル場合
 一 聽取監視哨ノ名稱

一 電信 = 依リ報告スル場合
 一 聽取監視哨ノ名稱
 一 聽取監視哨ノ番號ヲ省略ス

他ノ其	種 機	敵味方	向方行進及向方見發			
			北	南	南	北
訂	爆	味	敵	西	南	東
正	音	方	西	西	東	東
ナ	コ	ミ	八	七	六	五
サ	チ	オ	レ	八	七	六
オ	オ	ミ	レ	八	七	六
ト	コ	チ	オ	ミ	レ	八
ホ	ル	ト				

備考 監視隊本部名ノ略號ハ別ニ之ヲ定ム

第二號表 情報通信要目

第一 航空機ヲ發見シタル場合ニ於ケル通信ハ左ニ依ル

報告事項ノ順序及要領	
一 發見監視哨ノ名稱 電話(口頭ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ依リ報告スル場合	一 發見監視哨ノ名稱 監視隊本部報告スルトキハ其ノ略號ヲ記シ其ノ次ニ普通通辭ヲ以テ、發見監視哨報告スルトキハ普通通辭ヲ以テ示ス(發見監視哨ノ番號ヲ省略ス)
二 發見時刻 通常時ヲ省キ分ノミヲ以テ示ス	二 發見時刻 二十四時間制ニ依リ四數字ヲ以テ時分ヲ示シ單位名稱及時分間ノ句切點ヲ附セズ
三 發見方向 北、北東、東、南東、南、南西、西及北西ノ八方位ヲ以テ示ス	三 發見方向 名稱及時分間ノ句切點ヲ附セズ
四 敵味方 機種	四 敵味方 機種
五 機種 別ニ指示スル迄大型、中型及小型ノ區分ヲ以テ示ス	五 機種 單位名稱ヲ附セズ
六 高度 五百米ノ整數倍ヲ以テ示シ五百米以下ノ端數ハ之ヲ切上ゲ	六 高度 千米位ト百米位トノ二數字ヲ以テ示ス
七 進行方向 北、北東、東、南東、南、南西、西及北西ノ八方位ヲ以テ示ス	七 進行方向 進行方向
八 進行方向 北、北東、東、南東、南、南西、西及北西ノ八方位ヲ以テ示ス	八 進行方向 進行方向

(一) 例ノ文信通	
十五番機演 午後三時十五分、南東方ニ敵大型五機發見、高度三千米、西方ニ進行 (通信文)	○略號(イソハマ)一五一五、四、テ、オ、五、三〇、七 (通信文)

(二) 例ノ文信通	
十五番機演 午後四時七分、南方ニ十機發見、高度四千、西方ニ進行、敵味方及機種不明 (通信文)	○略號(イソハマ)一六〇七、五、リ、リ、一〇、四〇、七 (通信文)

備考 報告事項中特ニ定メラレタルモノハ之ヲ省略スルコトヲ得

第二 航空機ノ爆音ヲ聽キタル場合ニ於ケル通信ハ左ニ依ルノ外第一ニ準ズ	
電話ニ依リ報告スル場合 一 聽取監視哨ノ名稱 二 聽取時刻 三 推定方向 四 爆音ナル旨	電話ニ依リ報告スル場合 一 聽取監視哨ノ名稱 二 聽取時刻 三 推定方向 四 爆音ナル旨
十五番機演 午後十一時二十分、北方ニ航空機ノ爆音ヲ聽ク (通信文)	○略號(イソハマ)二三二〇、一、オト (通信文)

第三 航空機視界(聽界)ヲ脱シタル場合ニ於ケル通信ハ左ニ依ルノ外第一ニ準ズ	
電話ニ依リ報告スル場合 一 監視哨ノ名稱 二 視界(聽界)ヲ脱シタル時刻 三 視界(聽界)ヲ脱シタル旨	電話ニ依リ報告スル場合 一 監視哨ノ名稱 監視哨ノ番號ヲ省略ス 二 視界(聽界)ヲ脱シタル時刻 三 視界(聽界)ヲ脱シタル旨 通信略號表ニ掲グル略號ヲ以テ示ス
十五番機演 午後十一時三十八分、航空機視界ヲ脱ス (通信文)	○略號(イソハマ)二三三八、サル (通信文)

第四 報告シタル事項中不明ノ事項判明シ又ハ誤謬アリ若ハ變化アリタル場合ニ於ケル通信ハ第一乃至第三ニ準ジ全事項ヲ報告ス、但シ監視哨ノ名稱ノ次ニ「訂正」ノ語(電信ニ依ル場合ハ通信略號表ニ掲グル略號ヲ以テ示ス)ヲ附加ス

通	
(通信文)	(第一ノ通信文ノ例(二)参照)

例ノ文信通	ノ項要及
十五番機演 (通信事項) 午後十一時二十分、北方ニ航空機ノ爆音ヲ聽ク (通信文) 十五番機演 二十分、北、爆音 ○略號(イソハマ)二三三〇、一、オト	二 推定時刻 三 推定方向 四 爆音ナル旨 三二 推定時刻 四三 爆音ナル旨 通信略號表ニ掲グル略號ヲ以テ示ス

第三 航空機視界(聽界)ヲ脱シタル場合ニ於ケル通信ハ左ニ依ルノ外第一ニ準ズ

例ノ文信通	ノ項要及	報告順序
十五番機演 (通信事項) 午後十一時三十八分、航空機視界ヲ脱ス (通信文) 十五番機演 三十八分、去ル ○略號(イソハマ)二三三八、サル	一 監視哨ノ名稱 二 視界(聽界)ヲ脱シタル時刻 三 視界(聽界)ヲ脱シタル旨 一 監視哨ノ名稱 二 視界(聽界)ヲ脱シタル旨 三 視界(聽界)ヲ脱シタル旨 通信略號表ニ掲グル略號ヲ以テ示ス	電話ニ依リ報告スル場合 電信ニ依リ報告スル場合

第四 報告シタル事項中不明ノ事項判明シ又ハ誤謬アリ若ハ變化アリタル場合ニ於ケル通信ハ第一乃至第三ニ準ジ全事項ヲ報告ス、但シ監視哨ノ名稱ノ次ニ「訂正」ノ語(電信ニ依ル場合ハ通信略號表ニ掲グル略號ヲ以テ示ス)ヲ附加ス

例ノ文信通	ノ項要及
十五番機演 訂正、十分、南西、敵、中型、二十機、 四千、北西 (電話ニ依ル通信文) (通信事項) 十五番機演 午後四時十分、敵中型ト判明、機數二十機ニ増加、現在ノ方向ハ南西、高度四千米變化ナシ、 北西ニ進行 (第一ノ通信文ノ例(二)参照) (電信ニ依ル通信文) ○略號(イソハマ)ナホ、一六一〇、六、テ、チ、 二〇、四〇、ハ	三 推定時刻 四 爆音ナル旨 三二 推定時刻 四三 爆音ナル旨 通信略號表ニ掲グル略號ヲ以テ示ス

通信略號表

種別	向方行進及向方見發								敵味方	機	種	其ノ他			
	北	南	南	北	北	南	南	北							
區	北	南	南	北	北	南	南	北	敵	大	中	小	爆	視界(聽界)ヲ脱ス	訂正
分	東	東	東	西	西	西	西	西	方	型	型	型	音	正	
略	一	二	三	四	五	六	七	八	テ	ミ	オ	チ	コ	オ	ナ
號														ト	ホル

備考 監視隊本部名ノ略號ハ別ニ之ヲ定ム

第三號表 氣象觀測及報告要目

- 一 氣象觀測時刻ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外左ノ如シ
零時 六時 十二時 十八時
- 二 氣象トシテ觀測スベキ事項及觀測ノ順序並其ノ報告要領左ノ如シ

1、觀測者名
現實ニ觀測シタル者ノ氏名ヲ報告ス

2、觀測時刻
向

3、風
風ノ吹キ來ル方向ヲ觀測シハ方位北(0)、北東(1)、東(2)、南東(3)、南(4)、南西(5)、西(6)及北西(7)ニ區分シ略號ヲ以テ報告ス

4、風速
風速ハ風速計ヲ有スル場合ニ於テハ米/秒ヲ以テ、之ヲ有セザル場合ニ於テハ風旗ニヨリ風速番號ヲ以テ報告ス

風速番號	區分 (風旗及附近ノ狀態)	風速米/秒
一	樹葉動キ煙斜ニ上リ旗ノ尖端約四十五度ヲ爲ス如ク桿ヨリ離レ辛ジテ延ビタル形ニ大キク徐徐々ニ動ク程度	約三米
二	小枝動キ煙橫ニ靡キ松風閉エ旗殆ソド延ビ其ノ尖端ヒラヒラ動ク程度	約五米
三	枝動キ砂塵揚リ旗ハ全ク延ビ其ノ尖端ハ縫レル如ク頻繁ニ小サク動揺スル程度	約七米
四	大枝動キ傘サセズ又ハ電線「ヒューヒュー」鳴ル程度以上旗強ク延ビ其ノ前半部ハ烈シク鋭敏ニ動揺スル程度以上	約十米以上

5、雲量

雲ヲ以テ覆ヘルル部分全天ノ幾割ナリヤヲ觀測シ殆ソド全部雲ヲ以テ覆ヘレタル時ハ大、雲ト青空ト概ネ相半スル時ハ中、青空ヨリ雲ノ覆ヒタル部分少キ時ハ小ト報告ス

6、雲高
地上ヨリ雲ノ底面ニ至ル高サヲ觀測シ概ネ三千米以上ノ時ハ高、千乃至三千米附近ノ時ハ中、千米以下ナルト時ハ低ト報告ス

7、視程

肉眼ヲ以テ遠望シ得ル水平方向ノ最大距離(千米ノ整数倍ヲ以テ示シ端數ハ四捨五入)ヲ觀測シ軒單位ヲ以テ報告ス

8、天氣
天氣ヲ觀測シ天氣番號ヲ以テ報告ス

天氣番號	區分
一	晴
二	曇
三	雨
四	雪
五	雷雨
六	霧(霧、煙霧、霞等視程ニ影響スルモノ)

9、其ノ他必要ナル事項

附近ニ測候所等アル場合ニ於テハ努メテ之ト連絡シテ觀測シ其ノ旨報告ス

第四號表 監視哨守則要目


一 一般守則ハ左ノ如シ

- 1 監視哨ハ絶エズ上空ヲ監視シ且音響ニ注意ス
- 2 監視哨ハ航空機ヲ發見シ又ハ其ノ爆音ヲ聞キタルトキハ直ニ監視隊本部ニ報告ス航空機視界又ハ聽界ヲ去リタルトキ亦同ジ
- 3 監視哨ハ航空機ニ關シ報告スルトキト雖モ監視ヲ中絶セズ

二 特別守則ハ監視哨毎ニ定メ一般守則ヲ補足スルモノトシ其ノ内容概ネ左ノ如シ

- 1 監視哨ノ名稱
- 2 方位判定ノ標準トナルベキ地點及其ノ方位
- 3 附近ニ在ル山ノ高サ
- 4 特ニ監視スベキ方向
- 5 監視隊本部ノ名稱及之トノ通信方法

監視隊本部情報通信用紙

6月10日	通信番號	10	隊長印	
監視哨名稱	1番 2番 1番 1番 15番 磯濱...			
發見(聽取)時刻	15分			
發見(推定)方向	北	南	東	西
敵味方	敵	味方	不明	
機種	大型	中型	小型	不明
機數	5機			不明
高度	3000米			不明
進行方向	北	南	東	西 不明
其他	爆音			去ル
受信完了時刻	前後 3時 17分	受信員名	池田	
送信完了時刻	前後 3時 19分	送信員名	武内	
備考				

注意 赤字ハ記載例ヲ示シタルモノトス

記載注意

- 一 監視哨ノ名稱ハ豫メ所屬監視哨全部ニ付之ヲ記載シ置クコト
- 二 通信番號ハ日毎ニ情報通信ノ順序ニ從ヒ之ヲ附スルコト
- 三 監視哨ノ名稱、發見方向、敵味方、機種、進行方向及其ノ他ハ該當箇所ニ○ヲ附スルコト(發見方向又ハ進行方向ニ付テハ北東ナルトキハ北ト東ニ○ヲ附スルコト)
- 四 受信完了時刻ハ監視哨トノ通信完了シタル時刻ヲ、送信完了時刻ハ陸海軍防空擔任官トノ通信完了シタル時刻ヲ記載スルコト
- 五 受信員名ハ監視哨トノ通信ヲ取扱ヒタル者ノ氏名ヲ、送信員名ハ陸海軍防空擔任官トノ通信ヲ取扱ヒタル者ノ氏名ヲ記載スルコト

監視隊本部情報通信用紙


8月10日	通信番號	10	隊長印	
監視哨名稱	1番 2番 1番 1番 15番 磯濱.....			
發見(聽取)時刻	15分			
發見(推定)方向	北	南	東	西
敵味方	敵	味方	不明	
機種	大型	中型	小型	不明
機數	5機			不明
高度	3000米			不明
進行方向	北	南	東	西 不明
其他	爆音			去ル
受信完了時刻	前後 3時 17分	受信員名	池田	
送信完了時刻	前後 3時 19分	送信員名	武内	
備考				

注意 赤字ハ記載例ヲ示シタルモノトス

記載注意

- 一 監視哨ノ名稱ハ豫メ所屬監視哨全部ニ付テ記載シ置クコト
- 二 通信番號ハ日毎ニ情報通信ノ順序ニ從ヒ之ヲ附スルコト
- 三 監視哨ノ名稱、發見方向、敵味方、機種、進行方向及其ノ他ハ該當箇所ニ○ヲ附スルコト(發見方向又ハ進行方向ニ付テハ北東ナルトキハ北ト東ニ○ヲ附スルコト)
- 四 受信完了時刻ハ監視哨トノ通信完了シタル時刻ヲ、送信完了時刻ハ陸海軍防空擔任官トノ通信完了シタル時刻ヲ記載スルコト
- 五 受信員名ハ監視哨トノ通信ヲ取扱ヒタル者ノ氏名ヲ、送信員名ハ陸海軍防空擔任官トノ通信ヲ取扱ヒタル者ノ氏名ヲ記載スルコト

監視隊本部(監視哨)
指揮連絡報 警報通信用紙


6月5日	通信番號	發受	3	隊長(哨長)印	
通信種別		指揮(連)絡報		警報	
發信者名		熊本監視隊本部		受信者名 佐敷監視哨	
從來ノ情報通信ノ狀況ヲ點檢スルニ機種及高度ノ目測ニ					
付テハ之ヲ誤ルコトナシトセザルモ之ガ目測ハ極メテ重					
要ナルコトナルヲ以テ克ク教育ヲ徹底シテ過誤ナキヲ期					
セラレ度シ					
通信完了時刻		前後	9時23分	通信員名	安村
備考					

注意 赤字ハ記載例ヲ示シタルモノトス

記載注意

- 一 通信番號ハ日毎ニ指揮連絡報及警報ヲ通ジ發信及受信ニ分テ其ノ順序ニ從ヒ之ヲ附スルコト但シ時宜ニ依リ發信及受信ニ區分セザルコトヲ得
- 二 通信種別ハ該當箇所ニ〇ヲ附スルコト
- 三 發信者名及受信者名ハ通信ノ發受ヲ爲シタル機關名ヲ記載ス
- 四 通信員名ハ通信ヲ取扱ヒタル者ノ氏名ヲ記載スルコト

監視隊本部(監視哨)
指揮連絡報 警報通信用紙

6月5日	通信番號	發受	3	隊長(哨長)印	
通信種別		指揮連絡報		警報	
發信者名		熊本監視隊本部		受信者名	
				佐敷監視哨	
從來ノ情報通信ノ狀況ヲ點檢スルニ機種及高度ノ目測ニ					
付テハ之ヲ誤トコトナントセザルニ之ガ目測ハ極メテ重					
要ナルコトナルヲ以テ克ク教育ヲ徹底シテ過誤ナキヲ期					
セラレ度シ					
通信完了時刻		前後 9時23分		通信員名	
				安村	
備考					

注意 赤字ノ記載例ヲ示シタルモノトス

記載注意

- 一 通信番號ハ日毎ニ指揮連絡報及警報ヲ通ジ發信及受信ニ分チ其ノ順序ニ從ヒ之ヲ附スルコト但シ時宜ニ依リ發信及受信ニ區分セザルコトヲ得
- 二 通信種別ハ該當箇所ニ〇ヲ附スルコト
- 三 發信者名及受信者名ハ通信ノ發受ヲ爲シタル機關名ヲ記載ス
- 四 通信員名ハ通信ヲ取扱ヒタル者ノ氏名ヲ記載スルコト

氣象觀測報告用紙

6月10日	報告番號	1	隊長印					
觀測者名	宮田三郎							
觀測時刻	18時							
風向	0	①	2	3	4	5	6	7
風速	每秒		米					
	①	2	3	4				
雲量	Ⓐ	中	小					
雲高	高	中	Ⓔ					
視程	2 杆							
天氣	1	②	3	4	5	6		
其他								
通信完了時刻	18時20分	發信者名	杉浦					
	18時25分	受信者名	松田					
備考								

注意 赤字ハ記載例ヲ示シタルモノトス

記載注意

- 一 報告番號ハ日毎ニ氣象觀測報告ノ順序ニ從ヒ附スルコト
- 二 風向、風速、雲量、雲高及天氣ハ該當箇所ニ〇ヲ附スルコト
- 三 送受信者名ハ通信ヲ取扱ヒタル者ノ氏名ヲ記載スルコト
- 四 觀測時刻ハ二十四時間制ニ依リ記載スルコト

氣象觀測報告用紙

6月10日	報告番號	1	隊長印	
觀測者名	宮田三郎			
觀測時刻	18時			
風向	0 ① 2 3 4 5 6 7			
風速	每秒 米			
	① 2 3 4			
雲量	① 大 中 小			
雲高	高 中 ① 低			
視程	2 杆			
天氣	1 ② 3 4 5 6			
其他				
通信完了時刻	18時20分	發信者名	杉浦	
	18時25分	受信者名	松田	
備考				

注意 赤字ハ記載例ヲ示シタルモノトス

記載注意

- 一 報告番號ハ日毎ニ氣象觀測報告ノ順序ニ從ヒ附スルコト
- 二 風向、風速、雲量、雲高及天氣ハ該當箇所ニ○ヲ附スルコト
- 三 送受信者名ハ通信ヲ取扱ヒタル者ノ氏名ヲ記載スルコト
- 四 觀測時刻ハ二十四時間制ニ依リ記載スルコト

考備	機空航ノ	ノ備設	ノ務勤	名者務勤	六月二日
午前十一時三十分鎮守府參謀今川中佐及石井少佐視察セラレ 午前十一時三十分鎮守府ヨリ本日午後ヨリ天候良好ニ向ヒ敬機來襲シ得ル状態ニシテ特ニ南方ノ監視ヲ 嚴ニスベキ旨通知アリ 注意 赤字ハ記載例ヲ示シタルモノトス	午後四時三十分五番三號監視哨報告、南方ニ怪音ヲ聽ク直ニ鎮守府へ報告、午後四時三十分五番三號 監視哨訂正報告、南、敬、大型、五機、高度三千、北東方ニ進行、直ニ鎮守府へ報告 午後四時三十分五番三號監視哨報告、去ル鎮守府へ報告	風向風速計及機體温度計ノ配給ヲ受ケタリ 午後五時葉山監視哨ニ通ル電話ニ故障アルコトヲ發見シ直ニ縣ヨリ技術員ノ派遣ヲ受ケ修理ヲ爲シタ リ 其ノ他異常ナシ	松下乃至中村ヲ第一班、太田乃至高田ヲ第二班、池山乃至小山ヲ第三班ニ区分セリ、先づ第一班ヲ通信 係第二班ヲ事務係トシテ第三班ヲ休マシメ、午前八時之ヲ交代シテ第二班通信係、第三班事務係、第一 班休憩、午後四時第三班通信係第一班事務係第二班休憩トナシタリ 隊長ハ午前七時ヨリ一時間横須賀監視哨ヲ巡視セリ 午前十一時三十分南方ノ監視ニ付注意アリタルヲ以テ監視哨ニ通報スルト共ニ緊張シテ勤務ニ取セリ	隊長 川口三太郎 副隊長 宮村三郎 本部員 松合勉 河下三郎 中山五郎 流藤五郎 太田大郎 池山清太郎 佐々木章知 高平孫男 油山新助 近藤與一 本間民吉	隊長(哨長)印
				午後四時三十分五番三號監視哨報告、南方ニ怪音ヲ聽ク直ニ鎮守府へ報告、午後四時三十分五番三號 監視哨訂正報告、南、敬、大型、五機、高度三千、北東方ニ進行、直ニ鎮守府へ報告 午後四時三十分五番三號監視哨報告、去ル鎮守府へ報告	

○ ○

監視隊勤務旬報 6月 自 1 日 共ノ一
至 10 日


6月13日 尾鷲監視隊長名 松井忠一

勤務ノ状況	監視隊本部 本旬ニ於テハ各員精勵ヒス跡ヲ認ム何等故障ナシ、 交代モ規律正シク行ハレタリ 監視哨 一般ニ勤務良好ナルモノト認ム 7日夜風雨アリ尾鷲監視哨長、哨舎修理中誤リテ負傷シタリ 哨員ハ全般的ニ勤務ノ情報通信ニ付テハ速ニ之ヲ行ヒ得 ルニ至レリ、監視ニ付テハ機體ノ識別尙不充分ナルモノアル ニシテ2日及3日特ニ防衛司令部ヨリノ援助ニヨリ航空機ヲ 飛來ヒシメ教育ヲ爲シタリ
設備ノ状況	監視隊本部 異常ナシ 監視哨 長島監視哨ノ双眼鏡一箇破損セリ、7日夜尾鷲監視 哨ノ哨舎一部暴風雨ノ爲破損直ニ部落民ノ援助ヲ受ケ修理ヲ 爲シタリ
備考	1. 2日防衛司令部參謀篠山中佐監視隊本部並ニ尾鷲、引本、長島 監視哨ヲ視察セラレ 2. 5日縣警察部ヨリ勤務旬報ノ内容簡ニ過グルヲ以テ爾今ナル ベク詳細ニ作製スベキ旨注意ヲ受ケタリ 3. 8日師團司令部ヨリ天候回復シ敬機來襲シ得ル状態トナリタ ルヲ以テ特ニ南西方ノ監視ヲ嚴ニスベキ旨通知ヲ受ケタリ

注意 赤字ハ記載例ヲ示シタルモノトス

記載注意
監視隊本部及監視哨ニ付總括シテ監視隊本部勤務日誌及監視哨勤務旬報(一)ニ基キ記載スルコト

監視哨情報通信用紙

6月7日	通信番號	12	哨長印	
監視哨ノ名稱		6番水俣		
發見(聽取脫去)時刻		20分		
發見(推定)方向		北 南 東 西		
敵 味 方		敵 味方 不明		
機 種		大型 中型 小型 不明		
機 數		機 不明		
高 度		米 不明		
進 行 方 向		北 南 東 西 不明		
其 ノ 他		爆音 去ル		
通信完了時刻		前後 11時21分	通信員	川村
備 考				

注意 赤字ハ記載例ヲ示シタルモノトス

記載注意

- 一 監視哨ノ名稱ハ豫メ記載シ置クコト
- 二 通信番號ハ日毎ニ情報通信ノ順序ニ從ヒ之ヲ附スルコト
- 三 發見方向、敵味方、機種、進行方向及其ノ他ハ該當箇所ニ〇ヲ附スルコト(發見方向又ハ進行方向ニ付テハ北東ナルトキハ北ト東ニ〇ヲ附スルコト)
- 四 通信員名ハ通信ヲ取扱ヒタル者ノ氏名ヲ記載スルコト

監視哨情報通信用紙

6月7日	通信番號	12	哨長印		
監視哨ノ名稱		6番水俣			
發見(聽取脫去)時刻		20分			
發見(推定)方向		北 南 東 西			
敵	味方	敵	味方	不明	
機	種	大型	中型	小型	不明
機	數	機		不明	
高	度	米		不明	
進行方向		北南東西		不明	
其ノ他		爆音 去ル			
通信完了時刻		前後 11時21分	通員	信名 川村	
備考					

注意 赤字ハ記載例ヲ示シタルモノトス

記載注意

- 一 監視哨ノ名稱ハ豫メ記載シ置クコト
- 二 通信番號ハ日毎ニ情報通信ノ順序ニ從ヒ之ヲ附スルコト
- 三 發見方向、敵味方、機種、進行方向及其ノ他ハ該當箇所ニ〇ヲ附スルコト(發見方向又ハ進行方向ニ付テハ北東ナルトキハ北ト東ニ〇ヲ附スルコト)
- 四 通信員名ハ通信ヲ取扱ヒタル者ノ氏名ヲ記載スルコト

記載注意

- 一、監視哨情報通信機ニ基キ記載スルコト
- 二、航空機ノ視界又ハ聽界脫去ノ情報ハ能フ限リ其ノ航空機發見ノ記載ノ次ニ之ヲ記載スルコト
- 三、情報通信ナキトキハ勤務旬報(一)ノ備考ニ其ノ旨記載シ本報ヲ省略スルコト

防空監視隊要員ニ關スル件

(昭和十四年十月二十八日 計第五千四百四十四號)

各府縣長官宛

標記ノ件ニ關シ別紙寫ノ通文部省ト照復致シ候御了知ノ上防空監視隊ノ強化充實ニ付格段ノ御配慮相成度此段及通牒候也

照會

(昭和十四年八月十日 内務省發書第百二號) 官

防空監視ノ任務ハ國民防空上最モ重要ニシテ一朝有事ニ際シテハ風餐雨虐寒暑ヲ冒シ敢然重任ヲ遂行スルモノナレバ其ノ要員ハ特ニ身體健康且ツ視力聽力完全ニシテ忍耐力アルコトヲ必要トスルヲ以テ氣力アリ責任觀念旺盛ナル青年學校生徒中ヨリ監視隊員ヲ任命スルヲ最モ適當ト認メラレ候條左記事項ニ付何分ノ御協力方御配慮相煩度此段及照會候也

記

- 一、特別ノ支障ナキ限リ青年學校生徒ヲ防空監視隊ノ要員トシテ任命シ得ルコト
- 二、前項ニ應ズル爲青年學校ニ於テ防空ニ關スル教育特ニ防空監視ニ關スル教育ヲ施行セラレタキコト
- 三、第一項ニ依リ任命セラレタル監視隊員ガ防空實施及訓練ニ從事シタル場合ハ之ヲ青年學校ニ出席シタルモノトセラレタキコト

回答

(昭和十四年十月三十一日 官社第百五十三號) 官

昭和十四年八月十日附内務省發書第一〇二號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件ハ左記ニ依リ御了知相成度此段回答ス

記

- 一、差支 無之
- 二、教練科ノ教授及訓練ニ於テ夙ニ防空ニ關スル事項ヲ授ケ居ルモ御申越ノ趣旨ハ不日教授及訓練要目ヲ改正シ一層之ガ徹底ニ力ムルコトト致度
- 三、現在別紙寫ノ如キ取扱ト致シ居ルモ更ニ關係方面ト至急協議ヲ遂ゲ回答スルコトト致度

(參考)

防空監視哨ニ服務セル青年學校生徒ノ教練科修得時數ニ關スル件

(昭和十三年一月二十日 官社第百五十八號) 官 社會教育局長

今次事變ニ際シ青年學校生徒ニシテ監視哨ニ服務シ之ガ爲教練科修得ニ著シキ支障ヲ來セル者ニ對シテハ其ノ實情ヲ斟酌シ左記標準ニ依リ右服務時數ノ一部ヲ教練科ノ出席時數ニ算入相成リ差支無之ニ付御了知相成度

記

- 一、服務一回ニ對スル算入時數ハ一時限半ヲ超エザルコト
- 二、服務回數頭數ニシテ其ノ時數多キ場合ニ於テモ算入時數ハ當該青年學校ノ教練科ノ其ノ年度ニ於ケル總時數ノ四分ノ一ヲ超エザルコト

青年學校教授訓練要目

教練科(抄)

- 一、本要目ハ青年學校教授及訓練科目要旨ニ則リ陸軍所定ノ典令範中主トシテ青年ノ心身鍛鍊、徳性涵養ニ適切ナル事項ヲ選定セリ
- 二、教練ハ反覆之ヲ練磨スルコトニヨリ初メテ其ノ效果ヲ收メ得ベキニ鑑ミ既修事項ヲ繰返シ演練セシムルヤウ特ニ留意シタリ
- 三、本要目ハ青年學校ノ實狀ニ徴シ之ヲ各學年ニ配當スルコトナク概テ第一學年及第二學年ト第三學年以上トニ大別シテ之ヲ示シタリ

教		第一學年及第二學年	第三學年以上
各個教練	敬禮(徒手) 基本各個教練(徒手) 戰闘各個教練(徒手)	敬禮(徒手及執銃) 基本各個教練(執銃) 戰闘各個教練(執銃)	
部隊教練	併列及伍ノ教(徒手) 分隊密集教練(徒手) 分隊戰闘教練(徒手) 小隊密集教練(徒手) 部隊ノ敬禮(徒手) 閱兵・分列(徒手)	分隊密集教練(執銃) 分隊戰闘教練(執銃) 小隊密集教練(執銃) 小隊戰闘教練(執銃) 部隊ノ敬禮(執銃) 閱兵・分列(執銃)	傳令・連絡

武 道	體操・競技	練			
		其ノ他	講 話	軍 事	陣 中
適宜之ヲ課ス	基本體操・應用體操 技	瓦 斯 防 護	服役ノ大意・軍人ノ階級・軍隊生活・防空 陸軍各兵科ノ性能 典令範中必要ノ事項 海軍ノ任務・艦船ノ種類並ニ主要兵器ノ概略 海軍ニ關スル一般常識	勤 務 露 營 行 軍 行 軍 露 營 行 軍 露 營 行 軍	傳令・連絡 索(斥候) 戒(步哨)
	基本體操・應用體操 技	瓦 斯 防 護 兵器取扱法及手入保 存法 地圖ノ見解 輕機關銃・擲彈筒ノ 使用法			

通

信

防空通信規則

(昭和十三年一月二十八日通信省令第九號) (改正昭和十五年第九號、一六年第五五號)

- 第一條 防空通信ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル
第二條 防空通信トハ戰時又ハ事變ニ際シ防空ノ實施ニ直接必要ナル
電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信ニシテ關係陸海軍官
憲、關係官公署及之等ノ命ヲ受ケ防空ノ實施ニ從事スル者相互間ニ
發受スルモノヲ謂フ
第三條 防空通信ハ左ノ三種トス
一 警 報 防空警報ヲ防空警報發令官又ハ通信官署ヨリ通報
スル通信
二 情 報 防空監視ノ事務ニ從事スル者ヨリ航空機ノ行動又
ハ航空機ヲ搭載シ若ハ其ノ搭載ノ疑アル敵艦艇
(敵ノ疑アルモノヲ含ム)ノ行動ヲ報告スル通信
三 指揮連絡報 防空機關相互間ニ於ケル指揮及當該指揮ニ對スル
措置報告等ニシテ緊急ヲ要スル通信
第四條 警報ハ最先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ
情報ハ警報ニ次グ先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ
指揮連絡報ハ至急官報又ハ至急電話ト同一順位ヲ以テ之ヲ取扱フ但
シ通信大臣ニ於テ特ニ必要アリト認ムルモノハ至急官報又ハ至急通
話ニ優先シ之ヲ取扱フ
第五條 防空電報ハ電報取扱時間ニ拘ラズ之ヲ取扱フ
第六條 電話官署警報又ハ情報ノ取扱上必要アリト認ムルトキハ他ノ
通信ヲ中斷スルコトアルベシ
第七條 防空通信ヲ發スル者ハ其ノ請求ノ際第三條ノ種別ヲ申出ヅベ

- 前項ノ場合ニ於テ第四條第三項但書ノ規定ニ依ル取扱ヲ受ケントス
ル者ハ其ノ旨ヲ申出ヅベシ
第八條 防空通信ハ無料トス
防空通信ノ爲ニ必要ナル加入又ハ專用電話ニ關スル料金ハ之ヲ特定又
ハ免除スルコトアルベシ
第九條 公衆通信ヲ取扱ハザル私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電
信若ハ無線電話ヲシテ防空通信ノ取扱ヲ爲サシムルキハ其ノ旨ヲ
當該施設者ニ通知ス
第十條 防空通信ノ取扱ヲ爲ス私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電
信若ハ無線電話ハ其ノ專用通信ニ優先シ防空通信ヲ取扱フベシ但シ
人命、財産ノ安全ニ關シ緊急ヲ要スル專用通信ハ此ノ限ニ在ラズ
第十一條 第九條ノ通知ヲ受ケタル私設又ハ官廳用ノ無線電信若ハ無
線電話ハ其ノ通信執務時間ニ拘ラズ防空通信ノ取扱ヲ爲スベシ
第十二條 電信法第二條第四號、無線電信法第二條第三號、官廳用電
信電話規程第一條第四號又ハ官廳用無線電信無線電話規則第一條第
三號ニ依ル施設ニシテ第九條ノ規定ニ依リ防空通信ノ取扱ヲ爲スモ
ノハ私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則第三條及第十一條ノ規
定ニ拘ラズ託送取扱ヲ爲スコトヲ得
第十三條 私設又ハ官廳用電信、電話、無線電信若ハ無線電話ニ於テ
取扱ヒタル防空通信ニ對シテハ取扱費ヲ支給セズ
第十四條 通信大臣ハ防空通信上必要アリト認ムルトキハ私設又ハ官
廳用ノ電信、電話ノ設備ノ變更、使用ノ制限若ハ停止ヲ命ズルコト
アルベシ
第十五條 本令ニ規定ナキ事項ハ電信、電話、無線電話ニ關スル一般
ノ規定ニ依ル
第十六條 防空ノ訓練ニ際シ通信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ
別ニ告示スル所ニ依リ本令ノ規定ヲ準用ス
附 則
本令ハ昭和十三年二月十日ヨリ之ヲ施行ス

防空通信取扱規程 (昭和十三年一月二十九日)

通信官署宛

第一章 總則

- 第一條 防空通信ニ關シテハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外本規程ニ依リ之ヲ處理スベシ
第二條 防空通信ノ取扱ハ正確迅速ヲ旨トシ其ノ取扱上知得シタル事項ハ特ニ秘密ヲ嚴守スベシ
第三條 電信局所又ハ電話局所ハ常ニ防空通信關係同線及機器ノ狀態ニ注意シ特ニ警報通信用等ノ特殊裝置ニ付テハ臨時點檢又ハ試驗ヲ行フベシ
第四條 防空通信ノ取扱ニ關シテハ關係防空機關ト緊密ナル連絡ヲ保持シ其ノ圓滑ナル疎通ニ遺憾ナキヲ期スベシ
第五條 防空通信ハ一般ノ電報又ハ通話ノ取扱時間外ニ於テ全ク其ノ取扱ヲ爲サザル局所ト雖モ出來得ル限リ臨時之ヲ取扱フベシ無線電信局所ニシテ電報取扱時間中ニ於テ無線電報ノ取扱ヲ爲サザルモノニ付亦同ジ
第六條 警報トシテ取扱フ通信ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス
一 防空警報發令官ヨリ防空警報下令ノ通知ヲ受ケタル電信局所又ハ電話局所ガ所轄通信局長ノ定ムル傳達系統ニ從ヒ他ノ電信局所又ハ電話局所ニ當該防空警報ヲ傳達スル電報又ハ通話
二 防空警報發令官ヨリ防空機關ニ對シ防空警報ノ下令ヲ通告スル通話
三 防空警報ヲ入手シタル電信局所又ハ電話局所ヨリ第十三條ノ規定ニ依ル警報受領者ニ對シ當該防空警報ヲ傳達スル通話其ノ他ノ通知

第七條 警報ヲ分チ左ノ四種トス

- 一 警戒警報 敵航空機ノ來襲ノ虞アル場合發スルモノ
二 警戒警報解除 敵航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合發スルモノ
三 空襲警報 敵航空機ノ來襲ノ危險アル場合發スルモノ
四 空襲警報解除 敵航空機ノ來襲ノ危險ナキニ至リタル場合發スルモノ
第八條 情報トシテ取扱フ通信ハ航空機ヲ發見シタル場合ニ於テ防空監視ノ事務ニ從事スル者ヨリ上級防空機關ニ對シ又ハ第十四條ノ規定ニ依ル局所ヨリ防空機關ニ對シ當該發見所名若ハ發見位置、發見時刻、進行方向、機種、機數等ヲ通報スル電報又ハ通話トス
第九條 指揮連絡報トシテ取扱フ通信ハ防空ノ爲ニニル用兵作戰、燈火管制、監視、消防、防衛、避難又ハ救護ニ關シ防空機關ノ指揮及當該指揮ニ對スル措置報告ノ爲發スル電報又ハ通話又ハ無線電報又ハ通話トス上緊急ヲ要スル戰況、被害狀況及氣象ヲ通報スル電報又ハ通話トス
第十條 警報傳達系統ハ所轄通信局長ニ於テ豫メ之ヲ決定シ關係電信局所又ハ電話局所ニ傳達スベシ此ノ場合ニ於テ當該傳達系統中ニ他ノ通信局長ニ協議ノ上之ヲ決定スベシ
第十一條 電信局所又ハ電話局所防空警報發令官ヨリ防空警報下令ノ通知ヲ受ケタルキハ直ニ左ノ區別ニ依ル略號ヲ以テ適宜ノ用紙ニ之ヲ書取リ反復校正シタル上領諾ノ旨ヲ告ゲ受領時刻及當務者名ヲ記載シ直ニ警報傳達系統ニ依リ之ヲ傳達スベシ
警戒警報 略號
警戒警報解除 略號

空襲警報

クハ

- 前項ノ場合ニ於テ警報發令區域ヲ冠稱シ來リタルキハ其ノ區域名略號ヲ冠記スベシ
第十二條 警報發令區域名ノ略號ハ所轄通信局長ニ於テ豫メ之ヲ決定シ關係電信局所又ハ電話局所ニ傳達スベシ此ノ場合當該區域ガ二以上ノ通信局管内ニ涉ルモノニ付テハ關係通信局長協議ノ上之ヲ決定スベシ
第十三條 電信局所又ハ電話局所警報ヲ入手シタルキハ警報受領者ニ對シ當該警報ヲ電話其ノ他便宜ノ方法ニ依リ速報スベシ
前項ノ警報受領者ハ當該電信局所長又ハ電話局所長ニ於テ重要ナル防空機關又ハ之ニ準ズル者ノ申出ヲ俟テ豫メ決定シ置クベシ
第十四條 海岸局及航空局並ニ特ニ指定スル電信局所及電話局所ニ於テ敵航空機ヲ發見シタルキハ第八條ニ定ムル通報事項ヲ防空機關ニ速報スベシ
前項ノ防空機關名及通知方法 電信、電話、無線電信又ハハ所轄通信局長ニ於テ關係局所別ニ豫メ之ヲ決定シ當該局所ニ傳達スベシ
第十五條 通信局長私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ヲシテ防空通信ヲ取扱ハシムルノ要アリト認ムルキハ通信大臣ノ名ニ於テ之ヲ防空通信ニ供用スベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ要旨ヲ通信大臣ニ報告スベシ
第十六條 通信局長前條ニ依リ私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ヲ防空通信ニ供用シタル場合ハ左ノ區別ニ依リ當該施設者ニ對シ事業用物品ヲ交付スベシ但シ當該通信局長ニ於テ其ノ要ナシト認ムル場合ハ其ノ全部又ハ一部ノ交付ヲ省略スルヲ妨グズ
一 防空電報ヲ取扱フ者ニ對シ交付スベキ物品

通信紙(和文)、中繼紙(和文)、著送紙(和文)、黑色炭酸紙、通信法規類纂(電信編上卷)及同訂正書

- 二 防空通話ヲ取扱フ者ニ對シ交付スベキ物品
通話券、呼出券、呼出證、交換證、前納通話券、通信法規類纂(電話編)及同訂正書
第十七條 通信局長ニ於テ防空通信上必要ト認ムル場合通信大臣ノ指令ヲ俟ツ迄ナキトキハ通信大臣ノ名ニ於テ其ノ管内ニ在ル私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ノ設備ノ變更、使用ノ制限若ハ停止ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ措置狀況ハ直ニ通信大臣ニ之ヲ報告スベシ
第十八條 防空通信關係電報原書、通話券、交換證、呼出券、呼出證及前納通話券ハ適宜整理シ三ヶ月間當該電信局所又ハ電話局所ニ之ヲ保存スベシ
第十九條 防空通信取扱所 防空通信規則第九條ニ依リ防空通信ノミツニ於テハ特ニ指示スル場合ヲ除クノ外電報及通話ニ關スル一般ノ規定ニ依リ通信日附印ノ使用及統計其ノ他ノ報告ヲ要セズ
第二十條 防空通信ノ取扱上事故アリタルキハ關係式紙ニ其ノ事由ヲ記載シ置クベシ
第二十一條 本規程ニ明文ナキ事項ハ一般公衆通信取扱ノ例ニ依リ之ヲ處理スベシ
第二章 防空電報
第一節 電信又ハ電話ニ依ル取扱
第二十二條 防空電報ハ左ノ順位ニヨリ又ハ一般電報ト混交スルトキハ下記ノ區別ニ依リ之ヲ送達スベシ
一 警報 報一切ノ電報ニ優先ス
二 非常電報及緊急軍事官報ニ優先ス

- 一 對手呼出符號 一回
- 二 自局名前置符號 一回
- 三 自局呼出符號 一回
- 四 本文符號 一回
- 五 情報 二回

第四十三條 陸上局ニ於テ前條ノ情報ヲ受信シタルトキハ第十四條ニ定ムル防空機關ニ之ヲ通報スベシ

前項ノ通報ニシテ電報ニ依ルモノハ著信局所名、種類及受付時刻ヲ記載シ第三十三條ニ依リ、電話ニ依ルモノハ情報電話ノ例ニ依リ、又無線電信又ハ無線電話ニ依リ防空機關ニ直接通報スルモノハ前條ノ例ニ依リ之ヲ送達スベシ此ノ場合ニ於テハ當該式紙ノ餘白ニ該情報ヲ發信シタル船舶又ハ航空機ノ名稱ヲ記載シ置クベシ

第四十四條 普通辭ヲ以テ記載シタル指揮連絡報ヲ無線電信又ハ無線電話ニ依リ送信スルトキハ其ノ本文ハ末尾ノ文字ヨリ逆ニ送信スベシ

前項ノ電報ハ其ノ本文ヲ讀書シタル上配達、交付又ハ有線電信系上若ハ有線電話系上ノ傳送ヲ爲スベシ

第四十五條 移動局ニ於テ指揮連絡報ヲ受信シタルトキハ直ニ船長、機長又ハ相當責任者ニ之ヲ交付スベシ

第四十六條 無線方位測定機ヲ有スル無線局ニ於テ敵航空機ノ無線電信又ハ無線電話ノ發振ヲ感受シタルトキハ直ニ其ノ方位ヲ測定シ移動局ニ在リテハ陸上局へ、陸上局ニ在リテハ第十四條ニ定ムル防空機關ニ之ヲ通報スル等機宜ノ措置ヲ講ズベシ

前項ノ通報ハ情報ニ準ジ之ヲ取扱フベシ

第四十七條 第二十二條乃至第二十七條、第三十三條及第三十五條ノ規定ハ艦船又ハ航空機ニ發着スル防空電報ニ、第二十二條乃至第二

第五十三條 防空電話ヲ接續セントスルトキハ先づ防空電話ナル旨ヲ告ゲタル上其ノ接續ヲ爲スベシ

第五十四條 警報ノ取扱ニ際シ關係回線又ハ關係電話ヲ警報以外ノ電話ニ使用中ナルトキハ當該電話者ニ防空警報アル旨ヲ告ゲ其ノ接續ヲ中斷スベシ

第五十五條 情報ノ取扱ニ際シ關係回線又ハ關係電話ヲ警報若ハ情報以外ノ電話ニ使用中ナルトキハ當該電話者ニ防空情報アル旨ヲ告ゲ其ノ接續ヲ中斷スベシ

第五十六條 前二條ノ規定ニ依リ中斷シタル電話ハ機械設備上已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外當該防空電話終了後速ニ再ビ接續シ電話時數ハ中斷前後ヲ通算シテ之ヲ決定シ關係交換機ノ備考欄又ハ關係電話券ノ郵便切手貼付欄ニ中斷及再開時刻ヲ適宜記入シ置クベシ

第五十七條 防空電話ニ關シテハ一電話時終了毎ニ爲スベキ電話時數ノ注意ハ之ヲ省略スベシ

第五十八條 電話ニ依リ第六條第一號ノ警報ヲ傳達スル場合ハ關係電話局所ヲ呼出シタル上當該警報ヲ普通辭ノ稱呼ヲ以テ二回通報スベシ

第五十九條 電話局所前條ニ依リ警報ノ傳達ヲ受ケタルトキハ第十一條ノ例ニ依リ適宜ノ用紙ニ之ヲ書取リ反復校正シタル上領諾ノ旨ヲ告グベシ

第六十條 防空電話ノ爲ニスル呼出ハ總テ無料トシ左ニ依ルノ外無料呼出ノ例ニ準ジ之ヲ處理スベシ

一 無料呼出ノ請求ヲ受ケタルトキハ防空通信發受信資格者相互間ニ於ケル呼出ナルコトヲ確メタル上之ヲ受付クルコト

- 一 警報 報 略號
- 二 情報 報 略號
- 三 指揮連絡報 報 略號
- 四 警報何局何番 略號
- 五 情報何局何番 略號
- 六 指揮連絡報何局何番 略號

第四十九條 防空電話ハ左ノ順位ニ依リ又一般電話ト混交スルトキハ下記ノ區別ニ依リ之ヲ取扱フベシ

一 警報 報 一切ノ電話ニ優先ス

二 情報 報 豫約電話ニ優先ス

三 指揮連絡報 至急電話及夜間至急電話ト同順位トス

第五十條 防空電話ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ種別ヲ確メタル上關係交換機又ハ電話券ノ相當欄ニ左ノ略號ニ依リ其ノ種別ヲ記入スベシ

第五十一條 防空電話ノ請求ヲ受付ケタルトキハ左ノ區別ニ從ヒ後位局ニ之ヲ通報スベシ

一 警報 報 警報何局何番

二 情報 報 情報何局何番

三 指揮連絡報 指揮連絡報何局何番

第五十二條 警報又ハ情報ハ機械設備上其ノ他已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外直通接續ノ取扱ヲ爲スベシ

二 無料通話券ニ依リ電話ノ請求ヲ受ケタルトキハ被呼者ガ呼出請求者トノ間ニ電話スルモノナル場合ニ限り之ヲ取扱フコト

第六十一條 防空船舶電話ハ左ノ順位ニ依リ又一般船舶電話ト混交スルトキハ下記ノ區別ニ依リ之ヲ取扱フベシ

一 警報 報 船舶緊急電話及船舶安全電話 則第六條ニ依リ電話券ニ優先ス

二 情報 報 船舶緊急電話及船舶安全電話 則第六條ニ依リ電話券ニ優先ス

三 指揮連絡報 至急電話ト同順位トス

第六十二條 第三十六條乃至第四十條、第四十三條、第四十六條及第五十條乃至第六十條ノ規定ハ防空船舶電話ニ付之ヲ準用ス

第六十三條 無線電話局所ニ於テ無線電話ニ依リ取扱フ防空電話ニシテ防空船舶電話ニアラザルモノノ取扱ニ關シテハ第三十六條乃至第三十八條及前節ノ規定ヲ準用ス

第六十四條 防空監視哨ニ臨時ニ設置スル電話ノ加入申込又ハ電話ノ加入ニ付テハ電話線設備料ハ之ヲ免除スベシ

第六十五條 防空機關相互間ニ於テ防空通信ノ用ニ供スル爲臨時ニ施設スル市内専用電話ニ付テハ回線設備料及機械設備料ハ之ヲ免除スベシ防空機關ヲ一方ノ電話機設置場所トスルモノト雖所轄通信局長ニ於テ防空通信ノ専用ニ供スルモノト認ムルモノニ付亦同ジ

第六十六條 防空通信ノ用ニ供スル爲施設スル市外電話回線ノ専用ニ關スル料金ハ別ニ通牒スル所ニ依ルベシ

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第五 防空訓練通信

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

第六十七條 防空通信規則第六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六

十四條ヲ除クノ外本規程ヲ準用ス
第六十八條 逓信局長防空ノ訓練ニ際シ當該防空訓練ヲ主宰スル防空
機關ヨリ之ヲ實施ニ關シ協議ヲ受ケタルトキハ當該訓練ノ實施期
間、實施區域及計畫概要竝ニ防空通信規則準用ノ要否ニ關スル意見
ヲ速ニ逓信大臣ニ報告スベシ

附 則
本公達ハ昭和十三年二月十日ヨリ之ヲ施行ス

防空通信取扱ニ關スル件(昭和十三年一月二十九日) 電業第百二十四號

逓信局
逓信官署 宛

今般省令第九號ヲ以テ防空通信規則、公達第百二十七號ヲ以テ防空通
信取扱規程制定セラレ二月十日ヨリ實施ノコトニ別途公布相成處右
ハ防空ノ重大性ニ鑑ミ之ヲ實施上必要ナル通信ノ疏通ヲ一層迅速圓滑
ナラシメ以テ國土防衛ニ速算ナキヲ期セントスル趣旨ニ有之候ニ付テ
ハ左記事項諒知ノ上關係規定ニ付充分研究相成取扱上遺漏ナキヲ期セ
ラレ度
追テ本省令及公達ノ實施ニ依リ之ニ概編スル從來ノ通達等ハ自然消
滅ノ義ト諒知相成度
第一 一般的事項
一 防空通信ハ警報、情報及指揮連絡報ノ三種トシ戰時又ハ事變ニ際
シ防空機關相互間ニ發受スルモノニ限定セラレルモノニシテ防空機
關ニ非ザル一般公衆ハ防空通信ノ請求ヲ爲シ得ザルモノナルコト
二 防空通信規則以下規則及防空通信取扱規程ト稱スニ於テ防空機
關トハ左ノ機關ヲ指稱スルモノナルコト
(イ)陸軍關係

(一) 陸軍關係
陸軍省、參謀本部、防衛司令部、師團司令部、要塞司令部、地
區防衛司令部、防空監視隊本部、防空監視哨、防空戰鬥部隊
(ロ) 海軍關係
海軍省、軍令部、鎮守府、要港部、海兵團、航空隊、海軍通信
隊、防備隊、防備衛所、望樓、海軍港務部、對空見張所、海軍
艦船

(二) 內務省關係
內務省、道府縣廳、警察署(駐在所及派出所ヲ含ム)、消防署、
防空監視隊本部、防空監視哨、防空法第三條ニ依ル防空計畫設
定者、市區町村役場
(三) 其ノ他
官廳、無線電信機ヲ裝置スル船舶又ハ航空機

三 規則及規程ニ於テ防空警報發令官トハ當該防空實施區域ノ防衛ヲ
擔任スル防衛司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官、要港
部司令官及之等ノ指定スル者ヲ指稱スルモノナルコト
四 警報傳達系統ハ電信回線ニ依ルヲ原則トシ電信回線ニ依ル連絡ナ
キ場合又ハ電信電話共用線ニ依ル場合ハ電話回線ニ依ル方針ヲ以テ
之ヲ設定スルコト
五 警報ノ傳達ニ付テハ可及ノ同時送信ヲ爲シ得ル特殊裝置ヲ爲ス
コトニ考究スルコト
六 警報受領者ハ軍衛、道府縣廳、市區町村役場、警察署ヲ除クノ外
ハ事務上支障ナキ範圍ニ於テ其ノ申出ヲ受理決定シ必要ニ應ジ之ガ
傳達順位ヲ豫メ定メ置クコト
七 警報受領者ニ對スル警報傳達ノ方法ハ電話ニ依ルヲ原則トシ之ニ
依リ得ザルモノハ警報受領者ニ於テ受報者ヲ窓口ニ派遣セシムル等
特殊ノ事情アルモノヲ除クノ外配達ニ依ル傳達ヲ爲サザルコト

八 規程第五條ノ局所ニ於ケル時間外取扱ニ付テハ之ガ爲特ニ服務時
間ノ延伸等ヲ要スル義ニ非ザルモノ防空通信ノ重要性ニ鑑ミ出來得ル
限リ之ヲ取扱ニ應ズル趣旨ナルコト
九 電信局所又ハ電話局所ニ於テ當該通信ノ一部ガ防空通信ノ範圍ヲ
逸脱スルヤニ認ムル場合ハ一應其ノ取扱ヲ了シ事後當該防空機關ニ
之ヲ注意スルト共ニ必要アル場合ハ所轄逓信局長ニ其ノ要旨ヲ報告
スルコト
十 防空通信ハ深夜又ハ晝間繁忙時等ニ於テ突如發信セラレル場合ア
ルベキニ付人員配置及服務方法ニ關シ特ニ配意シ取扱上艱難ナキヲ
期スルコト

十一 警察事務ノ專用ニ供スル爲施設シタル官廳用ノ電信、電話、無
線電信又ハ無線電話ハ警察官憲相互間ニ發受スル防空ノ實施上必要
ナル通信ヲ當然爲シ得ル義ニ付此限度ニ於テハ規則第九條ニ依ル供
用ヲ爲スノ要ナキコト
尙私設又ハ官廳用ノ無線電信中船舶無線電信ト通信ノ目的ヲ以テ陸
上ニ施設シタルモノ又ハ船舶若ハ航空機ニ施設シタルモノニシテ現
ニ公衆通信ニ供用シ居ラザルモノハ全部之ヲ防空通信ニ供用スル事
十二 防空通信取扱所ニ對シ交付スベキ事業用物品ハ一應規定ニ例示
シタルモ當該取扱所ノ實情ニ應ジ適宜之ヲ省略スルモ差支ナキコト
十三 防空通信取扱所ニ對シテハ成ルベク所轄逓信局ニ於テ防空通信
ノ取扱ニ關スル平易ナル解説書樣ノモノヲ作成配布シ其ノ取扱ニ關
聯ナカラシムルコト

十四 防空通信關係書類ハ整理後三ヶ月間自局所ニ保存スルモノナル
ガ右期間ヲ經過シタルモノハ物品ニ關スル一般規定ニ依リ處理スル
コト
十五 規程第十四條ニ依ル局所ノ防空監視ハ義務的ニ非ザルモ事務上

(イ) 取扱所發信防空電報ニ對シ其ノ著信局所名ヲ指定スルコト
(ロ) 取扱所ニ發著スル局報ハ當該取扱所ニ代リ照復シ自局原書トシ
テ之ヲ處理スルコト此ノ場合發受信人ニ通知ヲ要シ又ハ電報原書
ニ校正若ハ補足等ヲ要スル場合ハ其ノ要旨ヲ取扱所ニ通知スルコ
ト
(ハ) 前各號ノ外取扱所ニ於ケル電報取扱方ニ付テハ必要ニ應ジ之ヲ
指導スルコト
三 警報ハ隨時發令セラレルモノナルニ付警報送來回線ニ對スル人員
配置ニハ特ニ留意シ苟モ其ノ受信ヲ洩スガ如キコトナキ様充分配意
スルコト
四 警報監査局ニ指定セラレタル局所ハ特ニ警報ノ送來ニ注意シ受信

體ノ送ナキ局所ニ對シテハ直ニ送信方取計ヒ可及的速ニ全局所ヘノ傳達ヲ全カラシムル様配意スルコト

五 情報及指揮連絡報ノ取扱ニ方リテハ他ノ電報トノ送達順位ノ識別ヲ容易ナラシムル爲適宜ノ方法ヲ講ジ取扱上艱難ヲ生ゼシメザル様特ニ配意スルコト

六 指揮連絡報ハ至急官報ト同順位ノ外國電報及外國無線電報トモ當然同順位ナルコト

七 海岸局又ハ航空局ニ於テ警報ヲ入手シタルトキハ其ノ圈内ニ在ル船舶局又ハ航空機局ニ對シ最大電力ヲ以テ之ヲ放送シ(此ノ場合本文略號ハ之ヲ普通辭ニ翻譯シ放送スルモノトス)必要アラバ爾後數回反復放送スル等其ノ周知ニ付テ特ニ配意スルコト

八 船舶局及航空機局ハ警報ノ放送ニ最善ノ注意ヲ拂ヒ其ノ受信ニ努ムルコト

九 警報ハ海岸局又ハ航空局ヨリ放送セラルルノミナラズ時トシテ軍艦ヨリ通報セラルル場合アルベキニ付注意スルコト

十 防空情報通信規約(昭和十二年九月一日附電無第二七〇七號通牒)中通信方法ニ關スル第三條以下ノ規定ハ規則及規程ノ實施ト共ニ之ヲ廢止セラルベキコト

第三 防空通信

一 防空市外通話ヲ利用スベキ區間及其ノ電話番號ハ通信局ニ於テ防空機關ト協議シ成ルベク之ヲ特定セシムルコト

二 警報通話ヲ請求シ得ルモノハ防空警報發令官ニ限ルモノナルコト

三 通話局ニ於テ防空通話ノ請求ヲ受ケタルトキハ正當發信資格者ナルコトヲ確メタル上受付タルコト

四 度敷料金制施行地ノ市内通話ヲ警報又ハ情報取扱上ノ必要ニ依リ中斷シタルトキ之ヲ再接続スルコト困難ナル場合ハ電話規則第五十

萬遺憾ナキヲ期セラレ度

追而内務省ヨリ各府縣ニ對シ空襲ニ伴フ重要通信ヲ爲ス場合ハ特殊「フアウラー」信號ヲ用フベキニ付爲念

記

一、警報發令(解除ヲ含ム)ニ關スル内務省ヘノ報告通信

二、空襲情況、被害情況及之ガ人心ニ及ボシタル影響等ニ關スル重要ナル事項ノ内務省ヘノ報告通信

三、其ノ他空襲ニ關スル重要事項ノ内務省ヘノ報告通信

尙以上ノ通信ハ「空襲通信」タルコトヲ豫告シテ之ヲ行フモノトス

防空通信ニ關スル件

照會 (昭和十四年一月二十六日 計第五千二百五號) 内務省計畫局長

標記ノ件ニ關シ本省ニ於テ防空通信ヲ發受スベキ防空機關中道府縣廳ノ電話番號ハ別紙ノ通り之ヲ特定致シ候ニ付テハ御意見承知致シ度此段及照會候也

回 答 (昭和十四年二月七日 都監話第四百四十八號) 東京都市通信局長

右ハ出來得ル限リ警察事務用電話ヲ利用セラルル様致度右電話ノ線路障礙等ニ因ル連絡不能ノ場合ハ防空通信規則等ニ依リ相當措置可致候條左記各項御了知相成度候

記

一、戰時又ハ事變等ニ際シ御申出ノ電話相互間ニ發着スル通話ニシテ第二項ニ示スモノハ指揮連絡報トシテ取扱フベキコト尙右使用電話番號ニ異動ヲ生ズル場合ハ豫メ當局ヘ申出相成タキコト

二、指揮連絡報トシテ取扱フモノハ防空ノ爲ニスル燈火管制、監視、

三條第三號ニ準ジ當該中斷通話ヲ課金通話度數中ニ算入セザルコト

五 公衆電話所發信ノ市内通話ヲ中斷シタル場合ハ適宜ノ用紙ニ中斷及再開時刻ヲ記録シ置クコト

六 中斷シタル通話ニシテ機械設備上再接続シ得ザリシモノト雖後刻關係通話者ヨリノ申出ニ依リ中斷ノ事實ヲ確認シ得タルモノハ再接続スルコト

七 規則第八條第一項ノ規定ハ度敷料ノ徵收ニ影響ナキコト

八 防空通話ノ爲ノ呼出ハ無料呼出ノ例ニ準ジ處理スルモ其ノ取扱範圍ハ同一加入區域内ニ限定セラルルモノニハ非ザルコト(無料電話規程第八條第二號參照)

九 指揮連絡報ハ國際通話ニ優先セザルコト

十 無線電話ニ依ル防空通話ニハ出來得ル限リ秘話裝置ヲ使用スルコト

第四 防空訓練通信

一 防空訓練通信ニ對シ規則及規程ヲ準用スル場合ハ大體ニ於テ道府縣以上ノ地域ニ互リ訓練ヲ實施スル場合又ハ之ニ準ズル大規模ノ訓練ニ限ルコトトシ其ノ都度之ヲ告示スル方針ナルコト

空襲通信ノ優先取扱ニ關スル件 (昭和十三年三月五日) 警保局長發甲第二十三號

現下ノ情勢ニ鑑ミ空襲時ニ於ケル迅速且適切ナル措置ヲ講ズル爲廳府縣連絡電話ニ於ケル左記通信ハ特ニ「空襲通信」トシテ一般通信ニ優先(通話中ノモノモ中斷シ得ルコト)使用セシムルコト致度候條通信關係職員ハ勿論使用者ニ對シテモ之ヲ周知徹底セシメテ之ガ取扱上

消防、防毒、避難又ハ救護ニ關シ防空機關ノ指揮及當該指揮ニ對スル措置報告ノ爲發スル通話並特ニ防空實施上緊急ヲ要スル戰況被害狀況及氣象ヲ通報スル通話ニ限ラルモノナルコト

三、前項通話ハ無料ニテ至急通話ト同一順位ニ取扱フベキニ付通話申込ニ際シテハ「指揮連絡報」何局何番(一)ノ如ク通話種別ヲ冠稱セラルルコト

四、内務省警視廳間ハ市内通話ナルヲ以テ前各項ニ依ラズ一般市内通話ノ例ニ依ルモノナルコト

防空通信用電話番號特定ニ關スル件 (昭和十六年八月二十二日) 計第五六九四號

各府縣廳長官(除東京府)宛

標記ノ件ニ關シ東京都市通信局長ト協議ノ上本省ト各府縣廳間ニ於ケル通信加入電話ニ依ル防空通信ハ別紙番號ニ依リ發受スルコト致候條御了知相成度

追而電話番號ニ變更シタル場合ハ速ニ報告相煩度

防空通信用特定電話番號表 (内務省各道府縣間)

内務省	電話番號	電話内線番號	退廳後電話番號
銀座	五、六一	四六七	銀座 五、六一
"	五、六二	四六九	" 五、六二
"	五、六三	"	" 五、六三
"	三、二一	(業務課直通)	" 五、六一

道府縣名	電話番號	電話内線番號	退廳後電話番號
北海道	札幌 四、五〇六	(警防課直通)	札幌 四、五〇六
"	" 二、七二四	(警務課直通)	" (警防課直通)
"	" 二、六三〇	二八六	" 二、六三二
"	" 三、三六〇	"	(警察部直室)
"	" 一、七〇〇	"	"
"	" 一九四	"	"
警視廳	銀座 四、一〇六	三三〇	"
"	" 五、五一	二六九	"
"	" 五、五二	二九八	"
"	" 七、一四一	"	"
京都	西陣 七、八六〇	"	"
大阪	東 九〇〇	一七八	"
"	"	一八三	"
"	"	一八四	"

静岡	静岡 二、七〇〇	五三	静岡 三、七〇〇
山梨	甲府 四、八〇一	七一	甲府 四、四四二
滋賀	大津 一、六六六	(警防課直通)	大津 一、六六六
岐阜	岐阜 五九一	"	岐阜 三、五〇六
長野	長野 四、三〇一	"	"
宮城	仙台 三、三〇〇	九二	仙台 三、三〇一
福島	福島 一、二〇〇	六三	福島 一、二〇一
岩手	盛岡 一、五五〇	六四	盛岡 一、五五〇
青森	青森 四、三一二	二六九	"
山形	山形 二〇	一二	山形 二〇
秋田	秋田 一、四八〇	一一	秋田 四
福井	福井 三	二五	福井 四〇三
石川	金澤 三、三〇〇	"	"
富山	富山 二、二六一	(警防課直通)	富山 三、一〇七
"	" 三、一〇七	二八六	"
鳥取	鳥取 一、二六〇	"	鳥取 一、二〇〇
島根	松江 一、四〇〇	九	島根 六九
岡山	岡山 六、七七一	五〇	岡山 六九

神奈川	横浜 四、二八〇	(警防課直通)	横浜 四、二八〇
"	" (本局)	一五〇	"
"	" 一、二三一	一三五	"
兵庫	舞合 二、二〇一	"	"
"	" 七、四七〇	"	"
長崎	長崎 三、三〇〇	"	"
新潟	新潟 一、二二一	(警防課直通)	新潟 三、一九四
"	" 三、〇三〇	八六	(警察部直室)
埼玉	浦和 三、三〇八	八八	"
"	" 三、三〇九	一〇一	"
"	" 三、三〇一	一〇二	"
群馬	前橋 四、二四一	一六	前橋 四、二四三
"	" 四、二四二	"	" 四、二四七
"	" 二、二一〇	"	"
千葉	一八三	八一	廳内 六〇
茨城	水戸 一、四五五	九五	水戸 一、四五五
栃木	宇都宮 四、四一七	"	"
奈良	奈良 三、八五四	(警防課直通)	奈良 四、〇〇〇
三重	津 一、八四五	(警防課直通)	津 四
愛知	東 八、四〇一	四〇〇	"
"	" 六、九九〇	一一一	"
"	" 六、五二二	"	"

廣島	中 四、一〇〇	七二	中 四、一一〇
山口	山口 九五〇	六三	山口 九五二
和歌山	和歌山 五、三〇〇	六二	和歌山 三、一九六
徳島	徳島 五、〇一七	"	"
香川	高松 四、四四一	"	"
愛媛	松山 一、八六一	"	"
高知	高知 二、五〇七	"	"
福岡	福岡西 三、三二〇	(警防課直通)	福岡西 三、三二八
"	" 三、三二〇	"	"
大分	大分 九四〇	二	大分 一、二一四
佐賀	佐賀 一、四九四	(警防課直通)	佐賀 六一〇
熊本	熊本 二、九〇〇	一一八	"
宮崎	宮崎 二	一二九	"
鹿兒島	鹿兒島 二、四一〇	(警防課直通)	鹿兒島 三五
"	" 三、八三五	"	"
那覇	那覇 六、四二二	(警防課直通)	"
"	" 六、五〇〇	"	"
"	" 六、五二二	"	"

警察事務用電話施設ニ關スル件

昭和十四年六月一日
計第七千九百八十號
計畫局長、警保局長

各府縣長官宛(東京府ヲ除ク)

防空監視哨ニ對スル警察事務用電話ノ施設ニ關シ別紙寫ノ通達信次官
ヨリ内務次官宛申越有之候條御了知相成度

(寫)

警察事務用電話施設ニ關スル件

昭和十四年五月十一日
電業第六百五號
逓信次官發内務次官宛

防空監視哨ニ對スル警察事務用電話ノ施設ニ關シテハ左記ニ依リ承認
相成ベク候條御了知ノ上貴管下地方廳ニ對シ御通達方可能御取計相煩
度

追テ貴省(地方廳ヲ含ム)防空通信施設計畫ハ事前ニ當省ト連絡シ
相互ニ照會ナキヲ期スルコトト致度

記

- 一 施設範圍ハ防空監視隊本部ト防空監視哨間ニ於ケル有線電話施設
ニシテ防空通信ノ専用ニ供スルモノニ限ルコト
- 二 本施設ハ一般ノ申請手續ニ依リ工事着手前承認ヲ受ケララルコト

防空通信取扱ニ關スル疑義ノ件

昭和十四年六月二十四日
電業第八百四十六號
鹿兒島縣知事

防空通信取扱ニ關シ左記ノ點ニ付疑義相生シ候處本件ハ本年度第二次
防空訓練ノ實施ヲ目途ニ控ヘ且ツ何時警報ノ發令アルヤモ計難ク以テ
何分至急御指示相煩度此段及稟申候也

メ未ダ警察電話ノ架設ヲ了ヘズ又ハ警察電話架設アルモ之ガ故障ノ
場合ハ勿論情報通信轉換スルトキハ防空監視情報通信ノ迅速ト重要
性ニ鑑ミ副系統トシテ計畫シアル逓信電話ヲ使用シ防空通信トシテ

「情報」報告ヲ爲シ得ルモノト解シ差支ナキヤ

昭和十四年六月二十四日
電業第八百四十六號
逓信省電務局長

右ニ關シ御來照ノ處左記ノ通御詳知相成度候

記

- (一) 防空實施區域又ハ防空訓練ニ際シ防空通信規則ノ規定準用方告
示セラレタル區域ニ於テ來照ノ如キ内容ニシテ緊急ヲ要スル通信ハ
指揮連絡報トシテ取扱フ義ナルモ之ガ取扱ノ迅速正確ヲ期スル爲防
空市外電話ヲ利用スベキ區間及其ノ電話番號並電報差出局等ハ事前
ニ熊本逓信局ト協議ノ上特定シ置クコトセラレタシ尤モ警察電話
ノ障礙又ハ特定セル電話ノ障礙等突發的事故ノ爲右ニ依リ難キ場合
ハ直接當該局ニ申出ノ上利用セラレ差支ナキモ斯ル場合ノ取扱方法
等ニ付テハ事情ノ豫測シ得ル限リ事前ニ協議セラレタシ
- (二) 本件ノ如キ場合ハ情報トシテ取扱フ義ナルモ其ノ取扱方法ニ付
テハ前記(一)ノ趣旨ニ依ルコトセラレタシ

防空通信緊急方策ニ關スル件

昭和十四年八月十八日
内務省發書第百五號
各府縣長官宛(東京府ヲ除ク)

時局ニ鑑ミ防空通信ノ萬全ヲ期スル爲今般内務、陸軍、逓信及鐵道
ノ防空通信關係五省ノ協議ニ依リ別紙ノ防空通信緊急方策ヲ定メラ
レ候ニ付本方策ニ則リ萬遺憾無キヲ期セラレ度此段依命及通達候也

防空通信緊急方策

記

一 防空監視哨ノ立哨服務ハ知事之ヲ命ズルモノナルモ知事ヨリ直接
立哨中止ノ監視哨ニ合達シ能ハザルヲ以テ本縣ニ於テハ監視哨ヲ
管轄スル警察署長ニ示達シ警察署長ハ直接又ハ監視哨配置所轄ノ巡
査派出所駐在所若ハ關係市町村長ニ通知シ監視哨ニ合達シツツアリ
素ヨリ之ガ合達ニハ通常警察電話ヲ使用スルト雖モ本縣ニハ大島
郡、熊毛郡薩摩郡内飯島列島等ノ離島多ク之等離島ニハ警察電話ノ
架設ナク又内地ニアリテモ警察署ト監視哨所在地ノ巡查派出所駐在
所間ニ警察電話未架設ノ箇所アリ從ツテ斯如場合ニ於テ知事ヨリ警
察署長ニ警察署長ヨリ巡查派出所駐在所又ハ市町村長ニ對スル防空
監視ニ關スル命令通報ハ勿論燈火管制、消防、防衛、避難、救護ニ
關スル指揮及當該指揮ニ對シ市町村長巡查派出所駐在所、警察署長
ヨリ爲ス措置報告等ハ當然防空通信規則第三條同第八條及防空通信
規則取扱規程第九條及昭和十三年一月廿九日電業第一二四號防空通
信取扱ニ關スル件逓信省通達等ニ依リ防空通信(指揮連絡報)トシ
テ逓信電報又ハ逓信電話ヲ以テ通信シ得ルモノト解シ差支ナキヤ
(參考)

熊本逓信局昭和十三年五月防空通信取扱規則第二十七條ハ「情報及
指揮連絡報ハ附錄第四號防空通信系統表ニ掲記ノモノニ限リ之カ取
扱ヲナスモノトス」ト規定セラレ附錄第四號表ニハ特定ノ監視隊本
部ト監視哨間ニ於ケル電話通信ノミヲ掲記シ電報ニ依リ通信及前記
何ノ如キハ之ヲ除外シ防空通信トシテノ取扱ヲ爲サザルモノト解セ
ラレヌテハ防空實施又ハ訓練ノ場合ニ於テ通信遲延シ支障ヲ生ズル
虞多ク重要ナル防空通信ノ意義ヲ没却シ且ツ防空通信規則其ノ他ノ
趣旨ト矛盾スルガ如シ

二 警察電話ヲ主系統トシテ計畫シアル監視哨ニ於テ位置變更等ノ爲
一方 針

現下時局ノ緊迫セル情勢ニ鑑ミ昭和十四年度ヨリ向フ三箇年間ニ於
テ防空通信ノ整備ヲ圖リ特ニ情報通信ニ關シテハ昭和十五年度末迄
ニ完成セシムルコトトシ之ガ實施ニ當リテハ土地ノ狀況及防空上ノ
重要度ヲ考慮シテ整備ヲ爲スコト

二 防空通信施設ノ整備
現在ノ通信施設ヲ以テシテハ未ダ防空通信ノ完備ヲ期シ得ザル點夥
カラザルニ鑑ミ公衆通信用、警察用、軍用、鐵道用其ノ他各種ノ電
信電話ヲ綜合シ關係官廳相互ノ緊密ナル協力ニ依リ概テ左ノ各項ニ
則リ之等通信施設ノ整備擴充ヲ圖リ以テ防空通信ノ正確迅速ヲ期ス
ルコト而シテ地方警察電話ハ防空通信上極メテ重要ナル地位ヲ占ム
ルニ拘ラズ其ノ整備未ダ全カラザル現況ニアルヲ以テ特ニ幹線ノ擴
充、回線ノ増加、主要線路ノ改修、架線ノ整理修覆等之ガ整備充實
ヲ圖ルコト

- (一) 情報通信
 - 1 監視哨ト監視隊本部間
警察電話ニ依ルヲ原則トシ自動直結式(交換機ハ三箇以內、監
視哨ト第一交換機間ノ並結電話機ハ三箇以內ニ整理ス)又ハ直
通専用電話トスルコト、但シ逓信電話ニ依ルヲ適當トスル場合
ハ逓信電話ニ依ルコト
 - 2 陸海軍防衛擔任官ト監視隊本部間
逓信電話ニ依ルヲ原則トシ直通専用線ヲ用フルコト
 - 3 重要ナル監視哨ニアリテハ軍防衛擔任官トノ間ニ逓信省若ハ
軍用ノ直通専用電話ヲ用ヒ又ハ監視隊本部ニ於テ回線ヲ簡易ニ
直結シ得ル如キ裝置ヲ爲スコト
 - 4 離島ト本土間ニアリテハ海底電信電話又ハ無線電信ヲ整備ス

- ルコト
- (二) 警報通信
- 1 警報發令官ト官公衙其ノ他ノ直接警報受領者間
警報發令官ヨリ廳府縣、通信官署、鐵道官署、放送局其ノ他特ニ必要ナル直接警報受領者ニ至ル間ハ原則トシテ直通専用電話ニ依ルコト
 - 2 左ノ區間ニ於テハ一齊通信又ハ一齊信號ヲ爲シ得ル如ク整備スルコト
 - (イ) 廳府縣ヨリ各警察署、消防署ニ至ル間
 - (ロ) 警察署ヨリ主要ナル派出所、駐在所ニ至ル間
 - (ハ) 軍防衛擔任官所在ノ通信官署ヨリ關係局所ニ至ル間
 - (ニ) 鐵道局長ノ指定スル警報受領箇所ヨリ各驛ニ至ル間
 - 3 警察署、派出所、駐在所ニシテ警察電話未架設ノモノハ之ヲ架設スルコト
 - 4 町村役場ニシテ公衆通信電話未架設ノモノハ之ヲ架設スルコト
 - 5 防空上重要ナル離島ト本土間ニアリテハ海底電信電話又ハ無線電信ヲ整備スルコト
- (三) 指揮連絡警報通信
- 1 陸海軍防衛擔任官ト重要ナル官公衙及特ニ必要ナル事業場等トノ間ハ直通専用線ト爲シ(警報用ノモノハ併用シ得ルコト)特ニ通話ノ輻輳スル區間ニ於テハ回線ノ増加ヲ爲スコト
 - 2 内務省、廳府縣相互間
主トシテ廳府縣連絡警察電話ニ依ルコトトシ之ガ整備擴充ヲ圖リ一齊通信ヲ爲シ得ル如ク整備スルコト
- 有線放送ノ實施

有事ニ際シ無線放送ハ制限ヲ加フルノ要アルヲ以テ電力線、電燈線及通信線ヲ利用シ防空機關其ノ他必要ナル箇所ニ對シ況ク有線放送ヲ爲シ得ル如ク之ガ施設ノ實現ヲ期スルコト

四 通信線ノ相互利用

四 架空通信線ノ線條添架

既設通信線路ノ附近ニ於テ之ニ平行セル他系統通信線路ヲ新設又ハ改築セントスル場合ニ於テハ出來得ル限り既設線路ノ電柱ニ添架スルコトトシ添架ノ實施ヲ容易ナラシムルコト

(二) 「ケーブル」ノ共同使用

海底「ケーブル」又ハ地下「ケーブル」ニ空心線アル場合ニ於テハ狀況ノ許ス限り之ヲ必要ナル他系統ノ通信用ニ貸與スルコト

(三) 回線ノ連接

系統ヲ異ニスル通信線ノ相互間ニ於テ特ニ必要アル場合ハ支障ナキ限り之ガ連接ヲ爲スコト

五 通信線ノ防護

各種通信線路ノ空襲ニ因ル被害ノ復舊工作等ニ關シテハ之ニ必要ナル人員ノ組織、資材ノ整備等之ガ防護ニ付各官廳協力シテ適切ナル計畫準備ヲ爲スコト

六 防空通信關係法規ノ整備運用

防空通信規則其ノ他防空ニ關スル通信法規ノ改正整備ヲ爲スト共ニ法規ノ適正ナル運用ヲ圖リ以テ防空通信ノ完整ヲ期スルコト

七 防空通信要員ニ對スル教養訓練

防空通信要員ニ對シ防空通信ニ關シ必要ナル知識技能ヲ修得セシメ且之ガ運用ニ付充分ナル訓練ヲ實施シテ防空通信ノ取扱ニ慣熟セシムルコト

船舶及航空機ヨリ發スル防空情報ノ報告要領ニ關スル件

(昭和十五年一月二十二日)
電無第五百十號選信大官
內務 次官 宛

右ニ關シ部内關係ノ向ニ別紙甲號ノ通外地ニ對シ別紙乙號ノ通過課置候ニ付可然御配意相成度候

(甲 號) (昭和十五年一月二十二日)
電無第五百十號電務局長

本年四月一日以降防空下令又ハ防空訓練ニ際シ船舶又ハ海洋航行中ノ航空機ヨリ發スル防空情報ハ從前ノ通牒ニ拘ラズ總テ別紙報告要領ニ依リ發信スルコト、相成候ニ付テハ實施上遺漏ナキ様至急關係ノ向ニ通達方御取計相成度

(乙 號) (昭和十五年一月二十二日)
電無第五百十號選信大官

右ニ關シ部内關係ノ向ニ別紙ノ通、通過置候ニ付テハ内外地一元的ニ實施ノコトニ可然御配意相成度候

船舶及航空機ヨリ發スル防空情報報告要領

船舶又ハ海洋航行中ノ航空機ニ於テ敵航空機若ハ其ノ疑アルモノ又ハ敵艦艇若ハ其ノ疑アルモノニシテ航空機ヲ搭載シ若ハ其ノ疑アルモノヲ發見シタルトキハ左ノ要領ニ依リ防空情報ヲ發スルモノトス

報告事項ノ順序及記載要領

- 一 發見時刻
本邦標準時ヲ用ヒ二十四時間制ニ依リ數字四字ヲ以テ示ス
- 二 發見時ニ於ケル船舶又ハ航空機位置經度及緯度ノ順ニ經緯度ノ區別ヲ表示スル假名文字(東經ト、西經ト、北緯ト、南緯ト)及數字四字ヲ以テ示ス但シ經度ノ百位ハ之ヲ省略シ又分位不詳ナルトキハ概位ヲ以テ示ス
- 三 敵又ハ其ノ疑アルモノノ別
- 四 機種又ハ艦艇種
- 五 機數又ハ艦艇數
數字二字(一位ノトキハ〇ヲ冠シ數不詳ナルトキハ概數)ヲ以テ示ス
- 六 進行方向
- 七 發信船舶又ハ航空機名
呼出符號ノ丁ヲ除キタル三字(航空機ニアリテハ四字)ヲ呼出符號置換表ニ定ムル假名文字ヲ以テ示ス備考 一、「三」乃至「六」ハ情報略號表ニ掲グル略號ヲ以テ示ス

二、防空訓練ノ際ハ電文ノ冒頭ニ「クン」ヲ冠ス

報告式樣

發見時刻	發見時ノ位置	敵ノ區別	機種又ハ艦艇種	機數又ハ艦艇數	進行方向	船舶名又ハ航空機名
○○○○	○○○○	○	○	○	○	又ハ○○○○

D	C	B	A
ホ	ニ	ハ	イ
H	G	F	E
ヌ	リ	チ	ヘ
L	K	J	I
カ	ワ	ツ	ア
P	O	N	M
ツ	レ	タ	ヨ
T	S	R	Q
ム	ラ	ナ	ネ
X	W	V	U
マ	ヤ	ク	ウ
		Z	Y
		フ	ケ

呼出符號置換表

機種不明ノモノ	フ
爆音ノミ聽キタルモノ	オ
	ト

種別	情報略號表
北	例 載 記 報 情
一	東經及北緯ヲ以テ示ス場合 午後三時二十五分東經百二十五度三分北緯三十一度二十分ノ地點ニ於テ北東ノ方向ニ進ム敵機五機(機種不明)ヲ發見ス鐵倉丸 電文一五二五ト二五〇三ホ三二〇テ〇〇五二チフ二
二	西經及南緯ヲ以テ示ス場合 午前十時二十八分西經百七十度二十八分南緯一度十五分ノ地點ニ於テ北方ニ進行中ノ敵味方不明ノ軍艦二隻ヲ認ムハわい丸 電文二〇二八セセ〇二八ナ〇一一五ウ六〇二ヌヤホ
三	航空機ヨリ發スル場合 午前十一時四十分東經百三十三度二十六分北緯二十七度二十分ノ位置ニ於テ敵味方及進行方向不明ノ航空機(機種不明)二機發見ス新高號 電文一一四〇ト三三二六ホ二七二〇ウ〇〇二〇ハハレア
四	防空訓練ニ際シ爆音ノミヲ聽キタル場合 午前八時二十分船位東經百三十度五分北緯三十度二十分ノ地點ニ於テ航空機ノ爆音ノミ聽ク鐵倉丸 電文クン〇八二〇ト三〇〇五ホ三〇二〇オトチフニ

種別	機種	又	種	機	行	進
敵	敵味方不明ノモノ				北	東
一	小型機				西	東
二	中型機				南	東
三	大型機				南	東
四	水上機				南	東
五	飛行艇				南	東
六	軍艦(戰艦、巡洋艦)				南	東
七	航空母艦(水上機母艦ヲ含ム)				南	東
八	驅逐艦				南	東
九	潜水艦				南	東
〇	機種不明ノモノ				北	東

警

報

訓練防空警報規則

(昭和十三年四月五日) 內務省令第十二號

防空法第十條第一項ノ規定ニ依ル防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テ發スル訓練防空警報ハ防空警報ノ區分ニ準ジ訓練警戒警報、訓練警戒警報解除、訓練空襲警報及訓練空襲警報解除トス
訓練防空警報ヲ發スベキ者ハ防空訓練ノ都度內務大臣之ヲ指定ス
前項ノ指定ナキ場合ニ於テハ防空法施行令第七條ノ陸海軍司令官又ハ其ノ指定スル者ノ發スル訓練防空警報ヲ以テ第一項ノ訓練防空警報トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

防空警報傳達信號ノ統一ニ關スル件

(昭和十三年六月二十日) 計第五千三百三十五號

各 府 縣 長 官 宛

防空警報傳達信號ハ從來各府縣區々ナル向アリテ警報傳達上支障アルヲ以テ取り敢ヘズ空襲警報及空襲警報解除ノ信號ニ付キ統一一致度候ニ付テハ左記ニ依リ信號制定相成一般ニ之ガ周知方御配意相成度此段依命及通牒候也

記

一、空襲警報ヲ號報器、電燈點滅、煙火又ハ警鐘ニ依リ傳達スル場合ノ信號ハ左ノ各號ニ依ルコト

- (一) 號報器ニ依ル場合ハ三秒ヲ間シ六秒宛十回(急發急止ノ裝置ナキモノニ在リテハ數秒宛斷續十回)吹鳴ス
- (二) 電燈點滅ニ依ル場合ハ數秒ヲ間シ五回以上點滅ス

(三) 煙火ニ依ル場合ハ打上煙火四爆音トス

(四) 警鐘ニ依ル場合ハ一點ト四點斑打(〇—〇—〇—〇)トス
二、空襲警報解除ヲ號報器又ハ警鐘ニ依リ傳達スル場合ノ信號ハ左ノ各號ニ依ルコト

(一) 號報器ニ依ル場合ハ一分間吹鳴ス

(二) 警鐘ニ依ル場合ハ鐘火信號(昭和十一年七月十一日)ヲ以テ之ニ充ツ
三、訓練空襲警報及訓練空襲警報解除ノ信號ハ前二號ニ準ズルコト

(參考)

公設消防組信號消防統一ニ關スル件

(昭和十一年七月十一日) 發警第三八號警保局長通牒

火災警報信號並ニ唧筒車出動警報信號ハ從來各府縣區々ナルガ爲消防作業上支障アルヲ以テ左記ノ通統一一致度候ニ付テハ適當ナル時期ニ於テ御改正相成度此段依命及通牒候也

退テ本統一信號ノ外水災其ノ他ノ信號制定ノ要アル場合ハ隣府縣ト協議ノ上可成齊一ニ取扱ヘルル様御留意相成度

火災警報信號

一、打 鐘 信 號

- (一) 近火信號(望樓ヨリ約三丁以内ノトキ) 點
- (二) 區域內火災信號(消防組區域內火災ノトキ) 點
- (三) 區域外火災應援出動信號(消防組區域外火災應援出動ノトキ) 點
- (四) 報知信號(他區域ノ火災ヲ認知シタルトキ) 點

(一) 點

(五) 鎮火信號

〇〇—〇〇—〇〇—〇〇

(六) 演習召集信號

〇〇—〇〇—〇〇—〇〇—〇〇

二、餘韻防止裝置付「モーターサイレン」信號

(一) 近火信號 (望樓ヨリ約三丁以内ノトキ)

短聲二秒 短聲二秒 短聲二秒 短聲二秒 短聲二秒

(二) 火災出動信號 (近火ヲ除キ消防組區域ノ内外ヲ問ハズ出動ヲ要スルトキ)

中聲六秒 中聲

(三) 演習召集信號

長聲六秒 長聲

(備考)

〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—

一、打鐘信號ニ在リテハ近火信號、區域内火災信號及區域外火災應援出動信號ハ凡ソ五分間繼續シテ打ツモノトス但シ鎮火ノ見通シツキタルトキハ其ノ時間内ト雖モ直ニ停止スベシ鎮火信號及演習召集信號ハ適宜トス

二、餘韻防止裝置付「モーターサイレン」信號亦前號ニ準ズ但シ短聲ハ約三秒、中聲ハ約五秒、長聲ハ約十五秒間吹奏シ短聲間ニハ各約六秒ノ休止時間ヲ置クモノトス

三、餘韻防止裝置ナキ「モーターサイレン」及手動「サイレン」等ノ信號亦前號ニ準ズルコト

四、寺鐘、工場用「サイレン」等ニ依リ火災信號ヲ爲ス場合ニ在リテ

モ成ルベク本信號ニ準據セシムルコト

一、出火現場ニ出動スル場合ニ於ケル警音信號

「サイレン」〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

二、鎮火引揚、火防警戒及演習出動ノ場合ニ於ケル警音信號

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

警音 〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇— (連點)

海上ニ對スル防空警報信號ノ統一ニ關スル件

(昭和十五年八月二十七日 計第六一九九號)

各府縣長官宛 (除東京府知事)

海上ニ在ル船舶、漁船等ニ對シ晝間ニ於テ防空警報ヲ傳達スル爲ノ觀

覺信號、信號方法及之ガ施設ニ付左記ノ通統一相成候ニ就テハ御了知

ノ上之ガ設置及周知方ニ關シ格段ノ御配意相煩度依命此段及通知候也

追而本施設ハ成ルベク揚燈信號燈ニ併置スルコトトシ之ガ施設基準

及施設費ニ對スル國庫補助ニ關シテハ別途通牒ノ見込ニ有之爲念

記

海上ニ在ル船舶、漁船等ニ對シ晝間ニ於テ防空警報ヲ傳達スル爲ノ觀

覺信號ノ信號方法及之ガ施設ニ關シテハ左ノ各號ニ依ルコト

一、信號方法

(一) 空襲警報發令ト同時ニ吹流一旋ヲ揚揚スルコト

(二) 空襲警報解除發令ト同時ニ右吹流ヲ降下スルコト

二、信號施設

信號施設ハ吹流ヲ用ヒ概ネ左ノ標準ニ依ルコト

(一) 吹流ノ直徑ハ前部ヲ八〇種、尾部ヲ六〇種トシ長サヲ二米ト

スルコト

(二) 吹流ハ赤白ヲ以テ左圖ノ如ク作成スルコト

(三) 吹流ノ設置位置ハ主タル風向等ヲ考慮シ海上ヨリ見易キ箇所

ヲ選ブコトトシ成ルベク警報傳達用揚燈信號柱ニ之ヲ取付クルコ

場合ノ信號方法及施設ニ關シテハ左ノ各號ニ依ルコト

一、信號方法

1、警戒警報發令ト同時ニ赤色燈三箇ヲ連揚ス

2、空襲警報發令ト同時ニ連揚燈ヲ二分間點滅ヲ行ヒタル後消燈ス

3、空襲警報解除發令ト同時ニ點燈ス

4、警戒警報解除發令サレタル時ハ消燈ス

5、訓練ノ場合ニハ最下端赤色信號燈ノ下部ニ白色信號燈一個ヲ附

加シ點滅信號ハ警報ニ應ジ赤色信號燈ト同様ニ行フモノトス

二、信號燈ノ施設

1、信號燈ハ等間隔ヲ以テ垂直ニ配置スルコト

2、燈火ノ間隔ハ二米乃至三米ヲ標準トス

3、信號燈ノ高サハ施設地ノ狀況ニ依ルベキモノナルモ概ネ最下端

ノモノヲ地上又ハ施設場所ヨリ三米以上トスルコト

4、燈火ハ上空ニ對シ燈器ヨリ直接發スル射光ガ三十度以上ノ上空

ニ向ハザルコト

5、電球ノ大キサハ「〇〇」程度ヲ標準トス(甲及乙程

度トモ)

三、其ノ他注意事項

1、信號燈ノ設置位置ハ海上ヨリ見易キ箇所ヲ選ブコト

2、警戒警報解除サレタル場合ガ空襲警報未ダ解除サレザル場合ト

誤解サルル虞アルヲ以テ警戒警報解除ニ際シ赤色燈ノ消燈ハ附

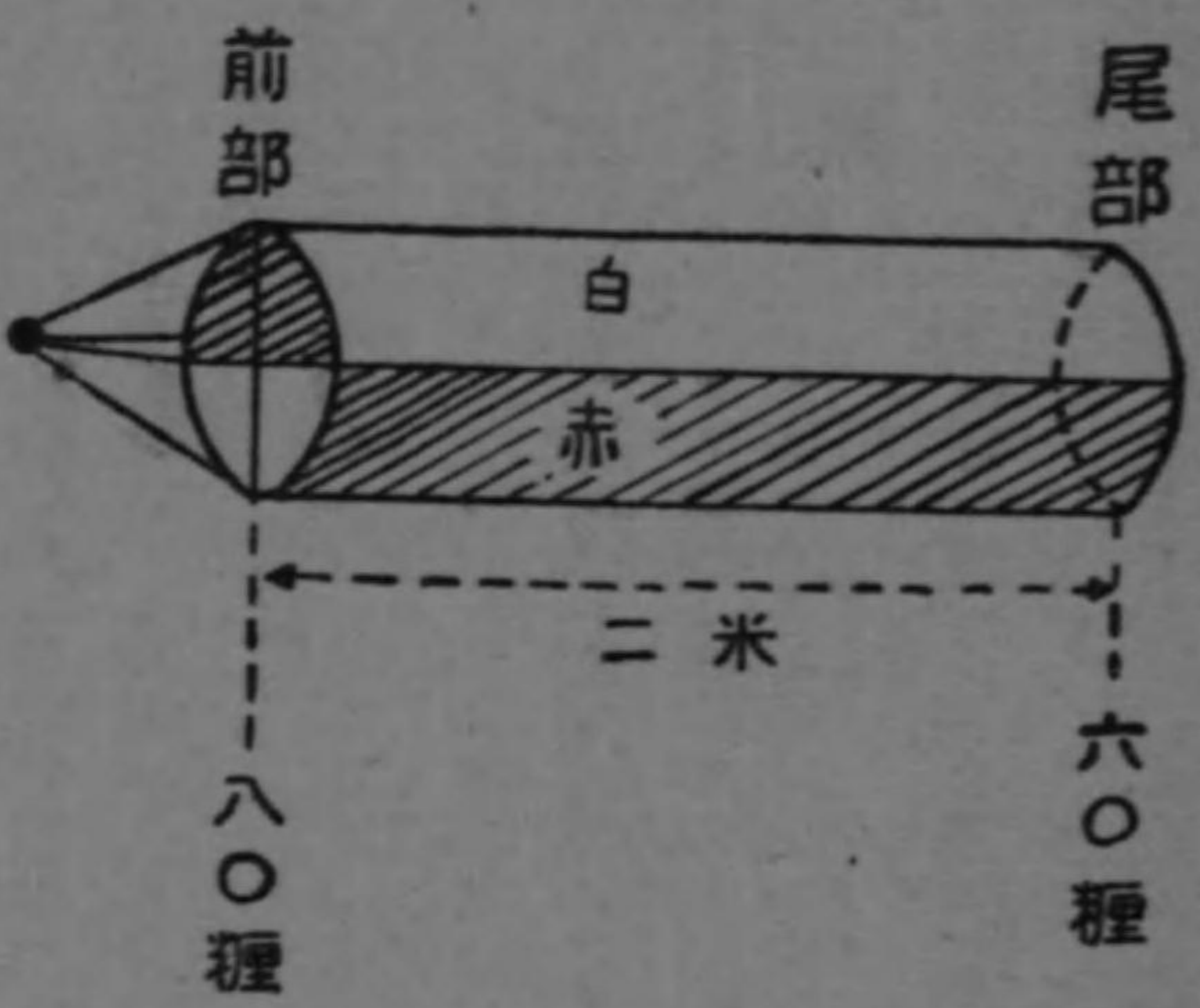
近陸上ノ概ネ點燈ヲ了シタル後行フコト

3、信號燈ニ依ル警報傳達ニ關シテハ警報ノ受領及之ガ傳達操作ハ

迅速確實ニ行フコト

4、信號燈ハ上空ヨリノ發見ヲ困難ナラシムル爲メ一箇所ニ多數集

中ヲ避ケ適當ナル間隔ヲ置キ設置スルコト



防空警報ノ傳達方法ニ關スル件

(昭和十七年二月十二日)
内務省發防第七號
各廳府縣長官宛

防空警報ノ傳達ニ付テハ最善ノ努力ヲ拂ハレツツアリト信ズルモ防空
實施ノ開始以來屢々發令(解除)セラレツツアル警戒警報ノ傳達狀況
ヲ觀ルニ其ノ傳達一般ニハ徹底セザル尙アリテ防空實施上支障尠カラ
ザルニ付爾今左記ニ依リ必要ナル計畫整備ヲ進メ警報傳達ノ徹底ヲ期
スルト共ニ一般ニ周知方御配意相成度依命此段及通牒候也
追而警戒警報ノ傳達ニハ從前通音警信號ハ之ヲ用ヒザルコトニ決定
相成候條御了知相成度

記

第一 警戒警報及同解除ノ傳達

左ノ傳達方法ノ中口頭ニ依ル傳達ハ必ズ之ヲ行ヒ其ノ他ノ方法ハ適
宜其ノ全部又ハ一部ヲ併用スルコト
一、口頭ニ依ル傳達

昭和十七年二月六日防第四〇號通牒「警防團員ノ出勤ニ關スル件」
ニ鑑ミ概ネ左ノ區分ニヨリ口頭傳達ノ徹底ヲ期スルコト

(一) 指定市町村及其ノ他ノ市ノ區域

(イ) 防空計畫ニ基キ警報ヲ受領スル警察、消防官署、市區町
村役場等ヨリ警防團員ヲシテ豫メ定メタル擔當區域内ノ各隣
保班長ニ對シ洩ナク口頭ヲ以テ警報ヲ傳達セシメ(此ノ際努
メテ沿道ノ各戸ニモ警報ヲ周知セシムルコト)各隣保班長ヲ
シテ自ラ之ヲ班内各戸ニ傳達セシムルコト

前項ノ場合ニ於テハ狀況ニ依リ數隣保班ヲ一團トシ其ノ中ノ
一隣保班長ニ警報ヲ傳達シ當該隣保班長ヲシテ他ノ隣保班長
ニ之ヲ傳達セシムルコトヲ得ルコト

(ロ) 警防團ノ出勤人員等ノ關係上前記ニ依リ難キトキハ防空
計畫ニ依リ警報ヲ受領スル警察、消防官署、市區町村役場等
ヨリ町内會長、部落會長ニ警報ヲ傳達シ町内會長、部落會長
ヨリ前記ニ準ジ其ノ區域内ニ之ヲ傳達セシムルコト

之ガ爲町内會長、部落會長ハ豫メ其ノ事務所附近在住者ニシ
テ當時在宅スルコト多キ者ノ中ヨリ所要人員ヲ警報傳達責任
者ニ指定シ其ノ傳達擔當區域ヲ定メ置クコト

(ハ) 前二號ノ方法ノ實施ニ付テハ劃一的形式的ニ置スルコト
ナク土地ノ狀況其ノ他ヲ考慮シ實情ニ適合スル如ク之ヲ爲ス
コト

(ニ) 前三號ノ警報傳達ニ當リテハ電話其ノ他ノ施設ヲ努メテ
活用スルコト

(ホ) 隣保班長ハ右ニ依リ傳達スルノ外ラジオ、揭示、旗又ハ
吹流ノ掲揚、掲燈等ニヨリ警報發令ヲ知リタルトキニ於テモ
之ヲ速ニ班内各戸ニ傳達スル如ク指導スルコト

(二) 其ノ他ノ町村ノ區域

防空計畫ニ基キ警報ヲ受領スル警察官署、町村役場等ニ於テハ
(一)ノ(ロ)乃至(ホ)ニ準ジ警報ヲ傳達セシムルコト

二、揭示ニ依ル傳達

(一) 防空計畫ニ基キ警報ヲ傳達セラルル官公署(道府縣廳、警
察消防官署、市區町村役場等)學校、工場等ニ於テハ一般ノ見
易キ個所ニ警戒警報發令又ハ空襲警報解除發令ト同時ニ青地ニ
「警戒警報發令中」ト白書セルモノヲ揭示シ、空襲警報又ハ警
戒警報解除ノ發令アリタルトキハ之ヲ撤去スルコト

(二) 鐵道、軌道ノ驛、劇場、映画館、百貨店其ノ他多衆集合ス
ル場所並ニ主要道路交叉點等ニモ成ルベク前記ノ揭示ヲ爲サシ
ムルコト

三、旗又ハ吹流ノ掲揚ニ依ル傳達(晝間)

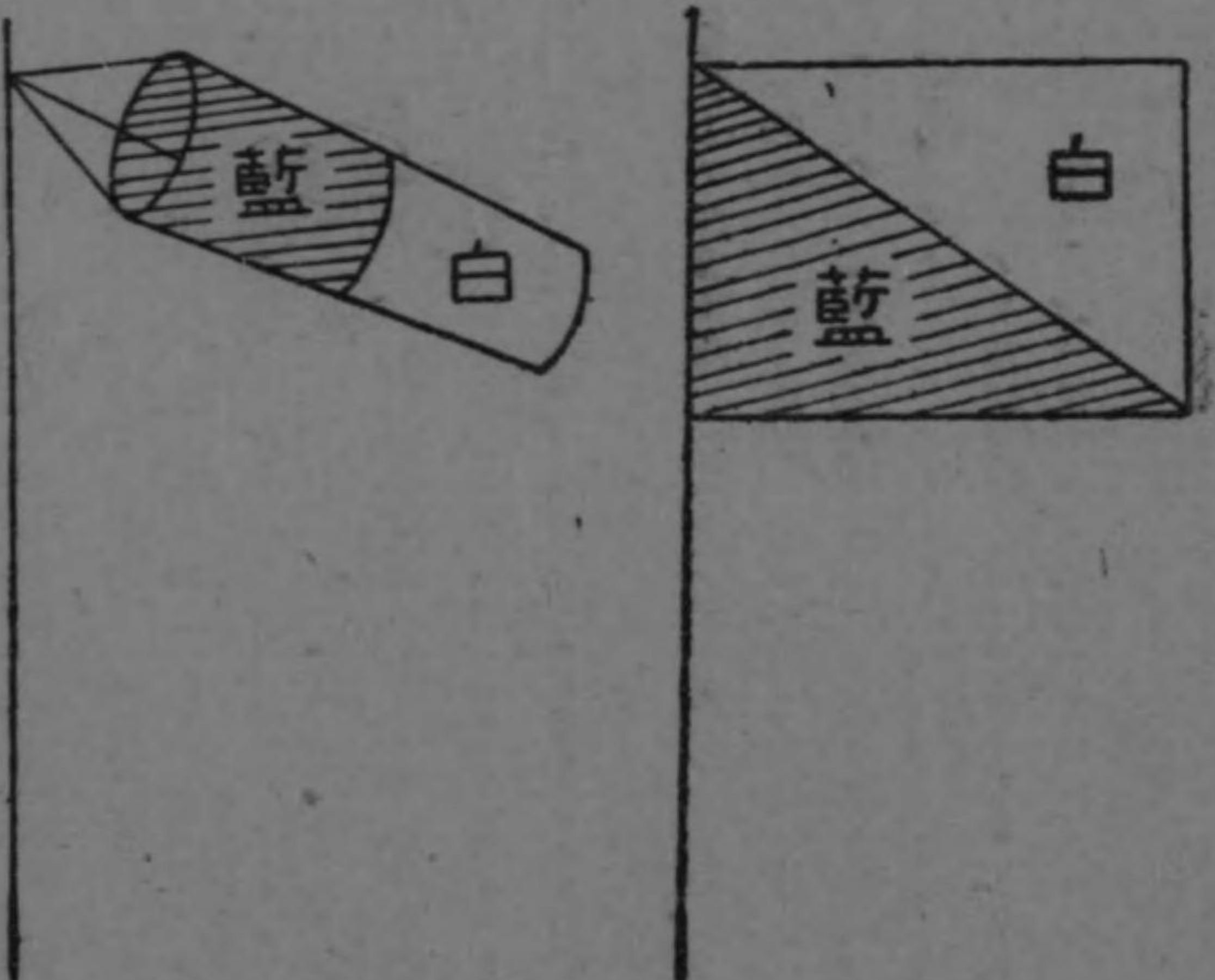
(一) 望樓、火ノ見櫓等一般ノ見易キ高所ニ警戒警報又ハ空襲警
報解除ノ發令ト同時ニ左ノ旗又ハ吹流一處ヲ掲揚シ空襲警報又
ハ警戒警報解除ノ發令アリタルトキハ之ヲ降下スルコト

(二) 旗又ハ吹流ノ大サハ適宜之ヲ定ムルコト

(三) 旗又ハ吹流ノ掲揚位置ハ地方官又ハ警察署長ノ計畫ニ依
ルコト

四、掲燈ニ依ル傳達(夜間)

(一) 望樓、火ノ櫓等一般ノ見易キ高所ニ警戒警報又ハ空襲警報



解除ノ發令ト同時ニ赤色燈三個(以下信號燈ト稱ス)ヲ連掲シ
空襲警報又ハ警戒警報解除ノ發令アリタルトキハ之ヲ消燈スル
コト

(二) 信號燈ノ施設ハ左ニ依ルコト

(イ) 信號燈ハ等間隔ヲ以テ垂直ニ配置スルコト

(ロ) 燈火ノ間隔ハ適當ノ間隔トナスコト

(ハ) 光源ヨリ直接發スル射光ガ水平以上ノ上空ニ向ハザルコ
ト

記載スレバ次ノ如シ

一、大點檢ニ對スル注意

「サイレン」施設ノ大點檢ハ毎年一回以上定期的ニ行フモノトシ其ノ目的ハ各種機械器具、電線路、鐵塔等ニ對シ平常行ハザリシ各部分ノ充分ナル手入れ掃除及調整試驗ヲ爲スニ在リ

大點檢ヲ行フ要領ヲ示セバ次ノ如シ

- (1) 電線路ノ點檢
 - 遠方操作電線路及強電流配線ハ詳細ニ點檢シ且絶縁抵抗ノ試驗ヲ行ヒ又接地ノアルモノハ接地抵抗ノ試驗ヲ行フコト
 - 線路ノ狀態或ハ絶縁又ハ接地ノ不良ナル場合ハ直チニ改修スルヲ要ス
- (2) 鐵塔ノ點檢
 - 「ボルト」締結立ノモノハ「ボルト」ノ締直ヲ行フコト
- (3) 各種器具ノ點檢及補正
 - (イ) 各端子
 - 配電盤ノ各端子ノ「ネジ」ノ弛ミタルモノハ締直スルコト
 - (ロ) 「マグネット・バルブ」
 - 塵埃等ニテ汚レタルモノハ清掃スルコト
 - (ハ) 軸承部
 - 電動機及「サイレン」ノ主要軸承部ニ注油スルコト(製作者ノ指定セル油ヲ用フルコト)
 - (イ) 「サイレン」及鐵塔ノ塗装替
 - 之等ハ何レモ高所ニ施設セラレ且風雨ニ曝露シ居ル關係上塗料ノ剝脫、錆ノ發生、生地ノ腐蝕等ヲ來シ易ク、之ガ爲メ自然耐用年數ヲ短縮セシムル原因トナルヲ以テ之ヲ防止スル爲メ防錆塗料ヲ用ヒテ塗装替ヲ行フコト

二、簡單ナル點檢ヲ行フ場合ノ注意

毎月一回以上定期的ニ、暴風雨時ニハ臨時ニ各細部ニ涉リ簡單ナル點檢ヲ行ヒ、故障ノ箇所ニ對シテハ速カニ修理シ置クヲ要ス

- (1) 電動機並ニ電源ノ端子電壓
 - 電動機ハ起動ヨリ全廻轉ニ達スル時間ハ通常夏季約六秒、冬季約八秒(一〇—二〇馬力)ナルヲ以テ起動ニ長時間ヲ要スル時ハ電動機並ニ電源ノ端子電壓ヲ調査シ不良ノ箇所ヲ改修スルコト
- (2) 廻轉翼車
 - 廻轉翼車ニ歪ヲ生ジタル時或ハ内部ニ異物ノ侵入セル時摺レルル如キ燥音ヲ發スルコトアルヲ以テ「サイレン」間近ニ於テ異狀音ヲ聞キタル場合各ニハ直チニ分解シ適當ナル修理ヲ行フコト
- (3) 「マグネット・バルブ」
 - 次ノ箇所ヲ點檢シ不良箇所ヲ發見シタル場合ニハ次ノ如キ方法ニテ改修スルコト
 - (イ) 「マグネット・コイル」
 - 燒損シタル時ハ豫備品ト取替ヘルコト
 - (ロ) 弁座
 - 塵埃、錆等ノ爲軋ヲ生ジタル時ハ清掃スルコト
 - (ハ) 機構部分
 - 弛ヲ生ジ動作鋭敏ナラザル時ハ締直シテ行フコト
 - (ニ) 可動部分
 - 油潤滑ナラザル時ハ注油スルコト
 - (ホ) 「スプリング」
 - 疲勞シタルモノハ豫備品ト取替ヘルコト
- (4) 「サイレン」ノ汚水溜
 - 器ノ破壞ニ依ル故障ヲ意味ス
 - (ロ) 電流計ノ「讀ミ」ガ規定以下ナル場合
 - 之ノ場合ハ接地抵抗甚シク不良ニナリタル事ヲ意味ス
 - (ハ) 電流計ノ「讀ミ」ナキ場合
 - 之ノ場合ハ總括制御盤ノ開閉器類ノ接觸不良又ハ線路、繼電器線輪ノ斷線ヲ意味ス
 - 故ニ右ノ如キ場合ニハ其ノ原因ヲ確メ速ニ適當ナル改修處置ヲ施スコトヲ要ス

發音機下部及集風管ノ四ノ周圍ニ溜水セル場合ニ油雨水抜き管ヲ掃除スルコト

- (5) 器具ノ滑動部分
 - 滑動部分ニ注油スルコト
 - (6) 繼電器
 - 動作試驗ヲ行ヒ規定ノ條件ニテ動作セザルモノハ調整スルコト
 - (7) 電磁開閉器
 - 接觸片ガ蝕損シタル場合ニハ其ノ表面ヲ平滑ニスルコト
 - (8) 遠方操作電線路
 - 電線路ノ故障ヲ感知シタル時ハ先ヅ各端子及總括制御盤ノ開閉器接觸ノ點檢ヲ行ヒ次ニ自働操作盤ノ開閉器ヲ開キテ其ノ回路ノ抵抗及絶縁抵抗ノ測定ニ依リ斷線、混線及地氣ノ有無及故障點ノ推定ヲ爲シ、豫備回線使用可能ナル時ハ直ニ之ニ切替ヘ然ラザル場合ニハ故障點ニ於テ假線ヲ添架又ハ應急修理ヲ行フコト
- 三、午報等ニ使用スル場合ノ注意
- 平時午報等ニ使用スルハ單ニ「サイレン」ノ吹鳴狀況ノ如何ヲ試驗スルノミナラズ「サイレン」、自働操作盤及ヒ總括制御盤ニ附屬スル機器等ノ動作ノ潤滑ヲ計リ、併セテ電氣回路ノ狀況、音響ノ可否等ヲ點檢スルヲ其ノ目的トスルモノナリ
- 平時吹鳴時ニ於テ注意スベキ點ハ次ノ如シ
- (1) 各種開閉器及繼電器ノ動作狀況
 - 「サイレン」ヲ遠方操作スル方式ノモノニ在リテハ總括制御盤ニ於テ、遠方操作電線路ニ接続サレル電流計ノ「讀ミ」ヲ以テ自働操作盤ノ繼電器及回路ノ狀態及故障ヲ監視シ得ルモノナリ
 - (イ) 電流計ノ「讀ミ」ガ規定以上ノ場合
 - 之ノ場合ハ一般ニ線路、繼電器、線輪ノ混觸、短絡或ハ避雷

四、豫備品及消耗品

- 點檢ノ際等ニ於テ故障箇所ヲ發見シタル時簡單ナルモノニ對シテハ其ノ場ニ於テ直ニ修理シ得ル様「サイレン」一臺ニ付キ左ノ如キ豫備品及消耗品ヲ備ヘ置クヲ要ス
- 1、フューズ
 - 各種數組
- 2、電磁用線輪
 - 各種一組
- 3、絶縁テープ
 - 各種少量
- 4、ハンダ
 - 少量

- 5、表示燈 各種一組
- 6、接觸片 各種一組
- 7、スプリング 各種一揃
- 8、サンドペーパー 各種一組
- 9、機械油 少 量
- 10、グリス油 少 量
- 11、揮發油 少 量

五、點檢修理用具

點檢及修理ヲ行フニハ左記ノ如キ計器及用具ヲ必要トスルヲ以テ總括御所等ニ成ル可ク備ヘ置クコトヲ要ス

- 1、携帶型交流電壓計(目盛三〇〇V)
- 2、メツガー(五〇〇V・一〇〇メグオーム)
- 3、オームメーター
- 4、モンキースパナー(一五吋型及八吋型)
- 5、電氣用ペンチ(八吋型)
- 6、スキツチボードプライヤー(六吋型)
- 7、海軍ナイフ
- 8、木捻子廻シ(大及小)
- 9、トーチランプ
- 10、ハンダ鏡
- 11、小 鏡

六、其ノ他注意スベキ事項

(1) 防空實施又ハ訓練ノ場合ノ注意

平常時ニ於ケル午報吹鳴ハ「サイレン」點檢上必要ナルモ防空實施ノ場合等ニ於テ警戒警報ガ長キニ涉リ連續シテ發セラレ其ノ間午報吹鳴ヲ爲サザル場合ニハ休止中何等カノ原因ニ依リ故障等ノ

- (2) 蓄電池ハ常ニ放電ヲ行ハザレバ壽命ヲ短縮スル虞アルヲ以テ豫備ヲ置キテ交互ニ適量ノ電解液ヲ補充シ充放電ヲ行ヒ規定電壓ヲ保持スル操勞ムル必要アリ
- (3) 警報ヲ發シテ試驗ヲ行フ事ノ不可ナル場合ハ「マグネット」回路ヲ斷チテ動作試驗ヲ爲シ、電動機ノ試驗ヲ完了シタル後電動機ヲ停止シ「マグネット・ベルブ」ノ回路ノ動作試驗ヲ行フモノトス

(附 錄)

- 防空警報用「サイレン」及附屬施設ニ付キ使用セラルル用語ヲ説明スレバ次ノ如シ
- 一、「サイレン」ノ操作盤トハ「サイレン」ヲ設置箇所ニ於テ操作スル配電盤ヲ謂ヒ、總括制御盤ニテモ自動操作シ得ルモノヲ「サイレン」自動操作盤ト謂フ
- 二、「總括制御盤」トハ多數ノ「サイレン」ヲ總括シテ一箇所ニ於テ制御スル配電盤ヲ謂フ
- 三、「統一管制器」トハ防空ニ關スル警報ノ信號ヲ總括制御盤ニ傳達スル器具ヲ謂ヒ、警報ノ信號ヲ自動的ニ總括制御盤ニ傳達スル器具ヲ「自動統一管制器」ト謂フ
- 四、「信號傳達電線路」トハ「統一管制器」ヨリ總括制御盤ニ警報ノ信號ヲ送ル電線路ヲ謂フ
- 五、「遠方操作電線路」トハ總括制御盤ト「サイレン」操作盤トヲ連絡スルモノニシテ總括制御盤ニ於テ「サイレン」ヲ遠方ヨリ操作スル爲ノ操作用電線回路ヲ謂フ

燈 火 管 制

燈火管制規則

昭和十三年四月四日海軍省令第一號
改正昭和十七年六月二日

第一條 燈火管制ヲ實施シ又ハ其ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テ防空法第八條(同法第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル光ノ秘匿ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 燈火管制ハ第四條ニ規定スル場合ヲ除クノ外警戒管制及空襲警戒管制ハ警戒警報又ハ空襲警報解除ノ發セラレタル時ヨリ警戒警報解除又ハ空襲警報ノ發セラレタル迄ノ間之ヲ行フ
空襲警戒管制ハ空襲警報ノ發セラレタル時ヨリ空襲警戒解除ノ發セラレタル迄ノ間之ヲ行フ
燈火管制ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於ケル前二項ノ防空警報ハ訓練防空警報トス

第三條 警戒管制又ハ空襲警戒管制中ノ光ノ秘匿ハ日没ヨリ日出迄ノ間第一號表乃至第七號表ニ掲グル程度ニ於テ之ヲ爲スベシ
第四條 第一號表ノ屋外燈(標識燈類、街路燈類及屋外作業燈類ヲ除ク)ニシテ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ指定スルモノハ其ノ定ムル期間日没ヨリ日出迄ノ間警戒管制ノ程度ニ依リ其ノ光ヲ秘匿スベシ
地方長官前項ノ規定ニ依リ屋外燈ヲ指定シ又ハ其ノ光ヲ秘匿スベキ期間ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スベシ

第五條 左ノ各號ニ掲グル光ニ付テハ本令ノ制限ヲ適用セズ
一 建築物、車輛、船舶、隧道、地下道等ノ内部ノ光ニシテ外部ニ漏レザルモノ
二 特別ノ事情ニ因リ必要アリト認メ地方長官ノ指定スル光
第六條 左ニ掲グル場合ニ於テハ本令ノ規定ニ拘ラズ必要最小限度ノ

光ヲ使用スルコトヲ得

一 消防、人命救助等ノ爲緊急ノ必要アルトキ
二 特別ノ必要ニ因リ警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキ

第七條 第一號表乃至第七號表中警戒管制ノ甲ノ程度ヲ適用スベキ區域ハ防空法施行令第七條ノ陸海軍司令官(以下陸海軍司令官ト稱ス)ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ定メ其ノ他ノ區域ハ乙ノ程度ヲ適用スベキ區域トス
前項ノ規定ニ依リ難キ海上ノ區域ニ付テハ別ニ之ヲ定ム
第八條 第一號表、第二號表、第四號表又ハ第五號表中ノ許可又ハ指定ハ地方長官之ヲ爲スモノトス
第九條 第一號表、第二號表、第四號表乃至第七號表中隱蔽ト稱スルハ開口部其ノ他ニ覆ヲ施シ外部ニ對シ漏光ナカラシムルヲ謂フ
第一號表乃至第五號表中遮光ト稱スルハ光源ニ對シ直接覆ヲ施シ又ハ之ニ準ズル方法ヲ講ジ各表ニ掲グル條件ニ依リ光ヲ遮ルヲ謂フ
第四號表及第五號表中確認距離ト稱スルハ燈火ノ目的ニ應ジ實用ニ適スル程度ニ認識シ得ル最大限度ノ距離ヲ謂フ
第一號表、第三號表、第四號表、第五號表及第七號表中透視距離ト稱スルハ光源及其ノ反射光等一切ノ光ヲ認識シ得ル最大限度ノ距離ヲ謂フ

第十條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ地方長官又ハ警察署長ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ但シ豫メ陸海軍司令官ト協定シタル事項ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ
一 第一號表、第二號表、第四號表又ハ第五號表ニ依ル許可又ハ指定ヲ爲サントスルトキ
二 第四條第一項ノ規定ニ依リ屋外燈ヲ指定シ又ハ其ノ光ヲ秘匿ス

ベキ期間ヲ定メントスルトキ
 三 第五條第二號ノ規定ニ依リ光ヲ指定セントスルトキ
 四 空襲管制ノ場合ニ於テ第六條第二號ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シ
 トスルトキ
 附 則
 本令ハ昭和十三年四月十日ヨリ之ヲ施行ス
 附 則
 本令ハ昭和十七年六月二日公布

第一號表 一般屋外燈ノ光ノ秘匿ノ程度

種 類	廣 告 看 板 裝 飾 燈 類		標 識 燈 類	街 路 燈 類	門 軒 燈 類	屋 外 作 業 燈 類		特 別 屋 外 燈 類
	廣 告 看 板 燈	裝 飾 燈				露 店 燈	作 業 燈	
乙 警 戒	消 燈	消 燈	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	消 燈	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	消 燈
甲 制	消 燈	消 燈	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	消 燈	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	消 燈
空 襲 管 制	消 燈	消 燈	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	消 燈	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	減 光 且 透 視 距 離 五〇〇米 以下トスルコト	消 燈
遮 光 條 件			地 表 上 三〇〇米 以 上 ノ 何 レ ノ 點 ヲ リ モ 光 源 又 ハ 其 ノ 反 射 光 等 一 切 ノ 光 ヲ 認 メ 得 ザ ル コ ト					光 源 ノ 下 端 ヲ リ 遮 光 具 ノ 下 端 ニ 引 キ タ ル 線 ガ 光 源 ノ 下 方 ニ 向 ヒ 且 水 平 面 ト 二〇 度 以 上 ノ 角 ヲ ナ ス コ ト

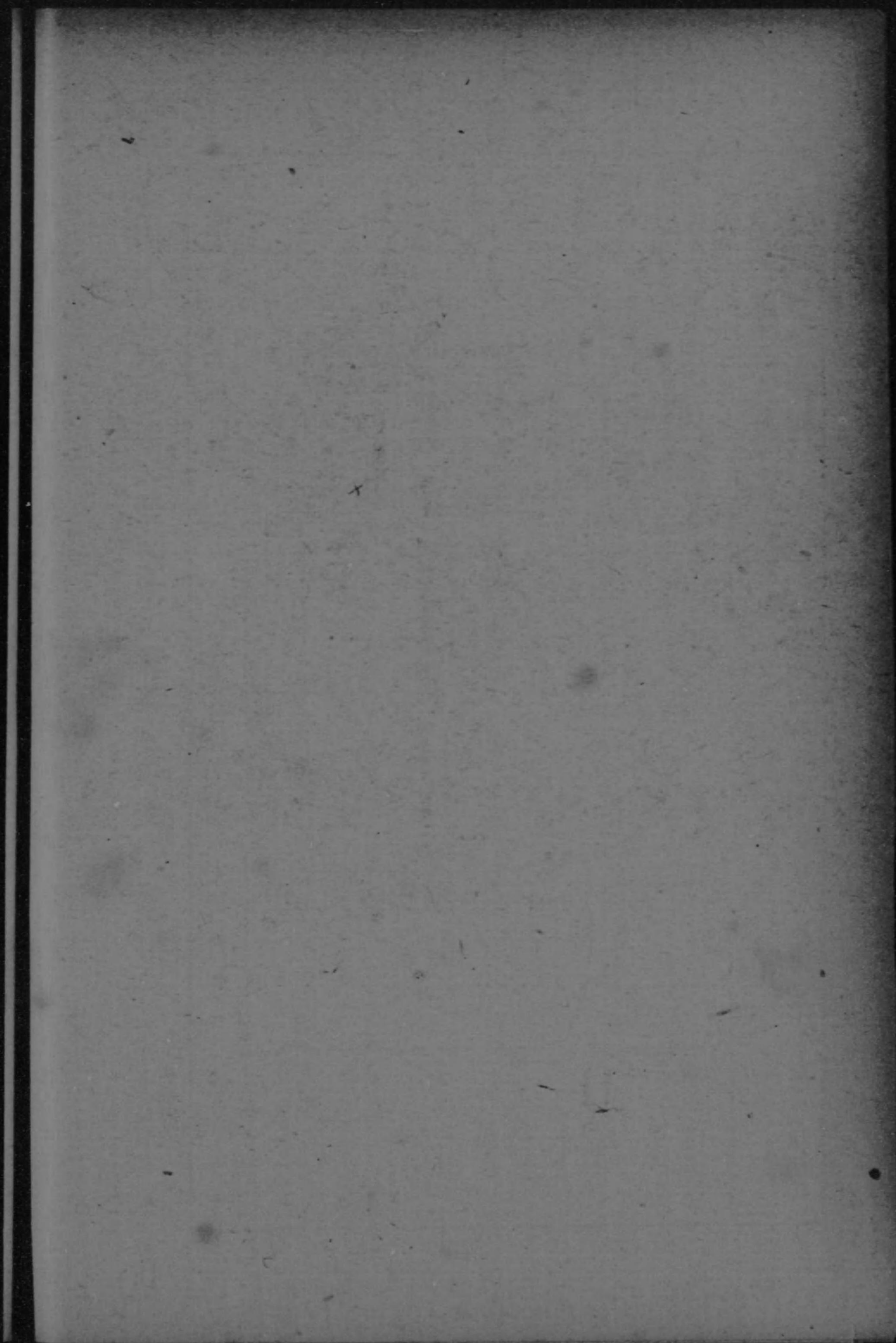
踏切燈類		踏切燈類		踏切燈類		踏切燈類	
地下ニ敷設シタル 鐵道軌道内燈及陸 道内照明燈類	踏切照明燈	踏切注意標照明燈	踏切表示燈	踏切警報器燈	出札口屋外燈 改札口屋外燈 註 側壁ナキ建物 内ノ燈火ヲ含ム	註 側壁ナキ建物 内ノ燈火ヲ含ム	鐵道軌道内燈及陸 道内照明燈類
地下ニ敷設シタル鐵 道軌道内燈、陸道内 照明燈其ノ他ニシテ 地表ニ放光スル燈火	減光且遮光 踏切道面一〇〇平 方米ニ付八燭光以 内、一燈一六燭光 以下トスルコト	減光且遮光 五燭光以下トスル コト	減光且遮光 五燭光以下トスル コト	平常ノ儘	減光且遮光 窓口一箇又ハ一 集札口ニ對シ一 ストシ五燭光以下 ト燈改	透視距離五〇〇米 以下ニ減光シテ得 置スルコトヲ得	鐵道軌道内燈及陸 道内照明燈類
隱消 ルニ視距シ必要ニ コト光離五〇米以 下ヲ得テ殘置ス	消 於テ關スルノハ該 得テ殘置スルコト ニテ	減 透視距離三〇〇米 以下トスルコト	減 透視距離五〇〇米 以下トスルコト	減光且遮光 透視距離五〇〇米 以下トスルコト	減光且遮光 透視距離五〇〇米 以下トスルコト	透視距離三〇〇米 以下ニ減光シテ得 置スルコトヲ得	鐵道軌道内燈及陸 道内照明燈類
隱消 蔽燈	消 於テ關スルノハ該 得テ殘置スルコト ニテ	減 透視距離三〇〇米 以下トスルコト	減 透視距離五〇〇米 以下トスルコト	減光且遮光 透視距離五〇〇米 以下トスルコト	消 燈	透視距離三〇〇米 以下ニ減光シテ得 置スルコトヲ得	鐵道軌道内燈及陸 道内照明燈類
以上ノ角ヲナスコト	光源ノ下端ヨリ遮光 具ノ下端ニ引キタル 線ガ光源ノ下方ニ向 ヒ且水平面ト二〇度	光源ヨリ直接發スル 向光ガ可及的上空ニ ルコト	地表上三〇〇米以上 ノ何レノ點ヨリモ光 源ハ其ノ點ニ對シテ ルコト	光源ノ下端ヨリ遮光 具ノ下端ニ引キタル 線ガ光源ノ下方ニ向 ヒ且水平面ト二〇度	光源ノ下端ヨリ遮光 具ノ下端ニ引キタル 線ガ光源ノ下方ニ向 ヒ且水平面ト二〇度	光源ノ下端ヨリ遮光 具ノ下端ニ引キタル 線ガ光源ノ下方ニ向 ヒ且水平面ト二〇度	鐵道軌道内燈及陸 道内照明燈類

第五號表

船舶關係燈ノ光ノ祕匿ノ程度

埠頭標識燈類	埠頭燈類	種	管		空	管	製	管	制	遮	光	條	件
			乙	甲									
埠頭標識燈類	埠頭燈類	種	乙	甲	空	管	製	管	制	遮	光	條	件
火其稅繫浮岸棧 之關船棧除壁橋橋橋橋 類監船橋突突突突 ス所信橋橋橋橋 ル標號號號號 燈燈燈燈燈	出改 札集 口札 屋屋 外外 燈燈	誘 注 內 ノ 燈 火 ヲ 合 ム	消 置 以 透 視 ス ル コ ト ヲ 得	消 置 以 透 視 ス ル コ ト ヲ 得	隱	消	燈	燈	燈	隱	消	燈	燈
減 光 且 遮 光 一 箇 所 一 燈 ト シ 五 燭 光 以 下 ト ス ル コ ト	減 光 且 遮 光 窓 口 一 箇 又 ハ 一 改 ス ル コ ト	消 置 以 透 視 ス ル コ ト ヲ 得	消 置 以 透 視 ス ル コ ト ヲ 得	消 置 以 透 視 ス ル コ ト ヲ 得	隱	消	燈	燈	燈	隱	消	燈	燈
減 光 且 遮 光 確 認 距 離 五 〇 米 以 下 ト ス ル コ ト	減 光 且 遮 光 窓 口 一 箇 又 ハ 一 改 ス ル コ ト	消 置 以 透 視 ス ル コ ト ヲ 得	消 置 以 透 視 ス ル コ ト ヲ 得	消 置 以 透 視 ス ル コ ト ヲ 得	隱	消	燈	燈	燈	隱	消	燈	燈
甲 上 ノ 表 何 レ ノ 點 ヨ リ 射 光 ヲ 得 ザ ル コ ト	乙 ノ 場 合 光 源 ヨ リ 直 接 發 ス ル 光 ガ 可 及 的 上 ノ 角 ヲ ナ ス コ ト	光 源 ノ 下 端 ヨ リ 引 キ タ ル 平 面 ノ 方 向 ニ 照 射 ス ル 光 ノ 度	光 源 ノ 下 端 ヨ リ 引 キ タ ル 平 面 ノ 方 向 ニ 照 射 ス ル 光 ノ 度	光 源 ノ 下 端 ヨ リ 引 キ タ ル 平 面 ノ 方 向 ニ 照 射 ス ル 光 ノ 度	隱	消	燈	燈	燈	隱	消	燈	燈

備考 特別ノ事情ニ因リ必要アリト認め別ニ告示スル場合ニ於テハ海上衝突豫防法ニ規定スル船燈ニ關シテハ警戒管制ノ場合及空襲管
制ノ場合ヲ通シ警戒管制ノ乙ノ程度ニ依ル



欠

MISSING

燈火管制規則施行ニ關スル件

(昭和十三年四月四日
內務省發令第二十八號)

各廳府縣長官宛

今般燈火管制規則公布相成候處之ガ施行ニ關シテハ左記ニ依リ其ノ運
用上萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

記

第三條ノ關係

(一) 本令ニ依ル光ノ秘匿義務者ハ防空法第八條、第十條ニ定ムル
所ニ依リ「其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管
理者又ハ之ニ準ズベキ者」ナルモ平素ヨリ十分調査シテ責任者ヲ
定メ置ク様指導スルコト

(二) 光ノ秘匿ハ本條ニ依リ日没ヨリ日出迄ノ間之ヲ行フコトト規
定セラルルモ日没、日出ノ時間區々ノ爲指導上支障ヲ來スノ虞ア
ルヲ以テ右時間ノ周知方考慮スルコト

第四條ノ關係

(一) 本條ニ依ル光ノ秘匿ハ警戒管制及空襲管制ニアラザル燈火管
制ニシテ概テ戰時又ハ事變ノ當初未ダ警戒管制ヲ必要トセザル程
度ノ時期ニ於テ屋外燈ノ一部ヲ秘匿セシムルヲ目的トシ從テ其ノ
始期及終期ハ防空警報ニ依ラズ地方長官ガ其ノ期間ヲ定メ(第十
條ノ關係参照)告示スルコトニ依リ秘匿義務ヲ發生セシムルモノ
ナルコト

(二) 本條ニ依ル屋外燈ノ指定ハ燈火及地域ヲ併セ指定スルコト尙
燈火ノ指定ニ付テハ種類ニ依リ指定スルヲ本則トスルモ事情ニ依

リ或ル種類ノ燈火ノ内特定ノ燈火ヲ除外シテ指定スルヲ妨ゲザル
コト

(三) 第二項ニ依ル告示ノ周知徹底ニ付テハ大體警戒警報ノ傳達ニ
準ジ處置スルコト

(四) 第二項ニ依ル告示ヲ爲シタルトキハ計畫局ニ速報スルコト

第五條ノ關係

第二號ノ指定ハ左ノ各號ニ依ルコト

(一) 本條ハ其ノ運用ニ依リテハ燈火管制ノ趣旨ヲ没却スルガ如キ
結果ヲ生ズルヲ保シ難キヲ以テ之ガ取扱ニ付テハ特ニ慎重ナルヲ
必要トスルモ仍適切ナル活用ニ依リ本令ニ依ル制限ヲ實情ニ即セ
シムル様十分ノ考慮ヲ拂フコト(本條適用ノ場合ノ概略ニ關シテ
ハ第一號表乃至第七號表ニ關スル記載参照ノコト)

(二) 本號ニ依ル指定ハ

(イ) 一定種類ノ燈火ヲ包括的ニ指定スル方法及個々ノ光ヲ指定
スル方法執レニ依ルモ妨ゲナキコト

(ロ) 指定ニ依リ光ノ秘匿ノ程度ニ關シ本令ノ制限ヲ全ク解除ス
ル場合ト特定ノ條件ヲ附シテ指定シ其ノ條件ノ範圍内ニ於テ本
令ノ制限ヲ解除スル場合(例ヘバ特定ノ自動車ノ燈火ヲ本條ニ
依リ指定スル場合空襲管制中ト雖モ警戒管制ノ程度ニ秘匿スル
モノニ限り之ヲ指定スル等)ト執レニ依ルモ妨ゲナキコト

(ハ) 成ルベク關係者ヲシテ指定ヲ申請セシムル方法及依ルコト
トシ必要アルモノニ付テハ申請ナキ場合ニ於テモ指定シ得ルコト

(ニ) 本號ニ依ル指定ノ要アルモノハ平素ヨリ十分調査シ置キ原
則トシテ燈火管制ノ實施又ハ訓練ノ事前ニ於テ指定ヲ爲スコト

トシ實施又ハ訓練ヲ行フ期間中ニ之ヲ爲スハ己ムヲ得ザル場合ニ限ル様考慮スルコト

(三) 本號ニ依リ指定シタルモノハ告示其ノ他周知ノ方法ヲ講ジ指導上遺漏ナキヲ期スルコト

第六條ノ關係

(一) 第一號ニ付テハ嚴ニ濫用ヲ戒ムルコト第一號ニ依リ光ヲ使用シタルトキハ警察署長ニ届出デシムルコトトシ警察署長ハ速カニ陸海軍司令官ニ通報スルコト

(二) 第二號ノ許可ハ大體第一號ニ準ズベキ臨時緊急ノ場合(例ヘバ特別ノ事故發生シ又ハ發生ノ虞アル爲必要アル場合等)ノ處置ナル點ニ於テ第五條第二號ニ依リ指定ト區別セラルルモノナルヲ以テ本條ノ適用ハ眞ニ己ムヲ得ザルモノニ限定スルコト尙可及的之ガ許可ノ手續ヲ簡易ニスルコト

第七條ノ關係

(一) 甲、乙ノ區分ハ當該區域ニ對シ警察署、市町村役場等ヲ通ジ周知ノ方法ヲ講ズルコトトシ區分ノ全貌ハ之ヲ秘匿スル様特ニ留意スルコトトシ船舶ニ對スル周知方法ニ關シテハ十分考究スルコト

(二) 甲、乙ノ區分ヲ定メタルトキハ直ニ計畫局ニ報告スルコト

種類	警戒		管制	
	乙	甲	乙	甲
街路燈類及之ニ準ズルモノ	街路面一〇〇平方米ニ付一燭光ヲ一・五燭光ニ改メタルコト	殘置スル場合ノ最大照度〇・一「ルクス」ヲ〇・一五「ルクス」ニ改メタルコト		

(三) 第二項ニ依リ海上ノ區域ヲ定ムルモノニ關シテハ道ヲ示達スル所ニ依ルコト

第八條ノ關係
各表中ノ許可又ハ指定ノ取扱ニ付テハ各表ニ關スル記載參照ノコト

第九條ノ關係
遮光ニ關シテハ遮光裝置ヲ施サズトモ各表ニ掲グル遮光條件ニ合致スルモノハ差支ナキコト

第十條ノ關係

(一) 第一號ニ關シテハ各表ニ掲グル記載參照ノコト

(二) 第二號ニ關シテハ陸海軍司令官ト特ニ緊密ナル連絡ヲ取ルコト

(三) 第三號ニ關シテモ第一號ニ付各表ニ記載シタル所ニ準ジ一般ノ方針ヲ協定シテ手續ノ簡易化ヲ考慮スルコト

(四) 第四號ニ關シテ防空訓練ノ場合ニ於テハ前號ト同様ノ取扱ヲ爲スコト

第一號表乃至第七號表ニ就テ

(一) 從前指導上ヒラレタル規定ト各表トノ主要ナル差異ハ左ノ如シ

屋外作業燈類及之ニ準ズルモノ	作業面一〇〇平方米ニ付二燭光ヲ三燭光ニ改メタルコト	殘置スル場合ノ最大照度〇・二「ルクス」ヲ〇・三「ルクス」ニ改メタルコト
普通屋内燈類及之ニ準ズルモノ	從來ノ方法ノ外減光ノ程度ヲ嚴ニスルトキハ遮光條件ヲ緩ニシ得ル場合並ニ漏光制限ノ方法ヲ認メ融通性アラシメタルコト	減光且遮光ノ場合ニ於テ室ノ廣サ三平方米ニ付〇・一燭光ヲ〇・五燭光ニ改メタルコト
自動車燈類	前照燈及側燈ニ付前方一定ノ位置ニ於ケル照度ヲ標準トシテ制限シ減光方法ヲ選擇ノ範圍ヲ大ナラシムルト共ニ遮光方法ニ付テモ同様ニ選擇ノ餘地ヲ大ナラシメタルコト	

(一) 業種又ハ燈火ノ種類ニ應ジ夫々適切ナル秘匿ノ程度ヲ明カニスルト共ニ成ルベク其ノ方法ノ標準ヲ示シ各種ノ照明方法ヲ考案セシムル様努ムルコト

(三) 各表ノ記載中

減光 消燈 隱蔽 減光且遮光 或ハ 隱蔽 漏光制限 等トアルハ夫々其ノ執レノ方法ニ依ルモ妨ゲナキ意ナラヲ以テ留意スルコト

第一號表ノ關係

標識燈類
標識燈ノ種類ニヨリ標識ノ目的ヲ標示スル記號ヲ表ス様工夫セシムルコト

街路燈類
(一) 警戒管制(甲)ノ許可ハ直ニ消燈シ得ル裝置並ニ適當ナル通

門軒燈類

警戒管制(甲)ノ許可ハ街路燈類ニ準ズルコト

屋外作業燈類
(一) 警戒管制(甲)ノ許可ハ直ニ消燈シ得ル裝置及適當ナル通信連絡ノ處置アルモノヲ標準トスルト共ニ最大照度ト爲ス場合ノ直射光ニ依ル被照面積ノ最大照度等ニ付陸海軍司令官ト協定シ置キ重要ナルモノヲ除クノ外ハ規則第十條第一號ニ依リ協議ハ同條但書ニ依リ省略スル様取計フコト

(一) 起重機ヲ用フル作業ニシテ特ニ止ムヲ得ザルモノニ付テハ規則第五條第二號ノ適用ニ依リ船舶關係燈ノ起重機ヲ用フル燈火ニ準ジ處置スルコト

第二號表ノ關係

店先燈類

「店先陳列箱照明燈」ハ持チ運ビ得ル陳列箱ノ照明燈ヲ指稱シ建物ニ固定シタル所謂「シヨウウインドウ」ノ照明燈ハ普通屋內燈類ニ包含スルコト

普通屋內燈類

(一) 警戒管制(乙)ノ(ロ)ノ場合ハ減光ノ程度ヲ嚴ニシタルトキハ遮光條件ヲ緩和セントスル趣旨ニシテ此ノ場合ニ於テハ直射光ガ不必要ニ外部ニ漏レザル標指導スルコト

(二) 漏光制限ハ左ノ各號ニ依ルコト

(イ) 漏光制限ハ差當リ特殊ノ工場、特ニ照明ヲ必要トスル店舗等ニ限リ照明方法及漏光部ノ光量ヲ申出デシメ支障ナシト認ムル場合ニ於テ許可スルコト

(ロ) 許可シタルトキハ照明方法ヲ當該場所ニ掲出セシムル等取締上遺漏ナカラシムルコト

(ハ) 漏光制限ノ許可ニ付テモ成ルベク一般ノ方針ヲ陸海軍司令官ト協定シ置キ規則第十條第一號ニ依ル協議ハ同條但書ニ依リ省略スルコト

第三號表ノ關係

自動車燈類

(一) 前照燈及側燈ノ秘匿ノ程度ヲ從前指導上ヒラレタルモノト異ニシタルハ減光方法及遮光方法ノ選擇ノ範圍ヲ大ナラシメタル趣旨ナルニ付自動車ノ種類用途等ニ應ジ適當ナル方法ヲ考究セ

シムルコト

(一) 空襲管制中特ニ點燈ヲ必要トスル自動車(消防自動車、防空ニ從事スル自動車、特殊ノ公用自動車等ニ運轉繼續ヲ必要トスル乗合自動車等但シ防空實施ノ場合ト防空訓練ノ場合トハ自ラ取扱ヲ異ニスル要アルハ勿論トス)ノ燈火ハ規則第五條第二號ヲ適用シ一定ノ記號ヲ附シ及其ノ數ノ制限ヲ爲ス等ノ條件ノ下ニ點燈ヲ認ムルコト

第四號表ノ關係

車輛燈類車內照明燈ニ付警戒管制ノ(ロ)ノ指定ハ車輛ノ構造上漏光面比較的小ナルコト、迅速ニ減光シ得ル設備アルコト等ヲ審査ノ上支障ナシト認ムルモノニ限リ之ヲ爲シ(概テ車輛ノ種類ニ依リ指定ノコト)此ノ場合ノ規則第十條第一號ニ依ル協議ハ前記ノ諸例ニ準ズルコト

特殊照明燈類

(一) 入換作業用構內照明燈、乗降場屋外燈等ニ付警戒管制(甲)ノ許可ハ屋外作業燈類ノ例ニ準ズルコト

(二) 各種詰所屋外燈等ノ警戒管制(甲)ノ許可ハ街路燈類ノ例ニ準ズルコト

(三) 屋外各種表示燈ニ付警戒管制ノ場合但書ニ依リ指定スルモノハ申請ニ基キ鐵道軌道ノ運営上必要ナル最少限度ニ止ムルコト

踏切燈類

踏切警報器燈ハ警戒管制(乙)ニ於テ空襲管制ニ移リ易カラシムル爲適宜減光スルモ妨ゲナキコト

第五號表ノ關係

航路關係燈

航路標識燈ノ秘匿ノ程度ハ關係ノ向ニ夫々通達スベキコト(特ニ公

表セザル標識燈ノコト)

船燈類

燈火管制ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テ海上衝突豫防法ニ規定スル船燈ニ付テハ第五號表備考ノ規定ヲ適用シ通信省ニ於テ其ノ旨告示スルコト

船舶照明燈類

(一) 一般船室外照明燈、起重機ヲ用フル荷役用船室外照明燈ニ付警戒管制(甲)ノ許可ハ屋外作業燈類ニ準ズルコト

(二) 漁火ニ關シテハ速カニ研究ノ上更ニ適當ナル方針ヲ定ムルノ要アルモ差當リ概テ一般船室外照明燈ニ準ズルコトトシ防空訓練ノ場合ニ於テハ時期、區域等ヲ定メ第五條第二號ニ依リ制限ヲ適用セザル等ノ取扱ヲ考慮スルコト

埠頭燈類

(一) 埠頭上屋倉庫屋外燈等ニ付警戒管制ノ(甲)ニ於ケル許可ハ屋外作業燈類ニ準ズルコト

(二) 屋外各種表示燈ニ付警戒管制ニ於テ特ニ指定スルモノハ鐵道軌道關係燈ノ屋外各種表示燈ニ準ズルコト

第六號表ノ關係

航空關係燈ノ秘匿ノ程度ハ關係ノ向ニ夫々通達スベキコト

第七號表ノ關係

火 焰 類

(一) 各種事業場等ニ於ケル秘匿ノ設備ハ速カニ之ヲ整備セシムルヲ要スルコト勿論ナルモ同時ニ設備完了迄ノ間本令ノ制限ニ依ルコト困難ナルモノニ付テハ必要ニ應ジ規則第五條第二號ヲ運用スルコト

(二) 防空訓練ノ場合炭燒爐等當業者ノ生計上止ムヲ得ザルモノノ

類ニ關シテモ適宜規則第五條第二號ニ依ルコト

官廳防空令ニ依リ本令ヲ準用スル場合ノ取扱

官廳防空令第五條ノ規定ニ依リ本令ハ原則トシテ國ニ於テ管理スル施設ニ關スル燈火管制ノ實施及訓練ニ準用セラルルモ此ノ場合ニ於テハ別ニ示スモノノ外第六條及第八條ニ依リ許可ヲ要スル場合夫々警察署長又ハ地方長官ニ協議スルコトトシ右協議ニ付テハ第十條ニ準ジ地方長官又ハ警察署長ニ於テ陸海軍司令官ニ協議スルコト

漁業用燈類ノ取扱ニ關スル件

(昭和十五年一月十八日
內務省發畫第四號)
官

各廳府縣長官宛(東京府ヲ除ク)

標記ノ件ニ關シテハ昭和十三年四月四日付內務省發畫第二八號內務次官依命通牒「燈火管制規則施行ニ關スル件」ヲ以テ通牒致置候處今般左記ノ通之ガ取扱方針ヲ變更相成候ニ就テハ仰了知ノ上指導上萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

記

一 漁業用燈類中作業燈ハ燈火管制規則第五號表船舶照明燈類中一般船室外照明燈ニ、水中集魚燈、水上集魚燈及流網、延繩、定置網其ノ他之ニ類スルモノノ標識燈ハ同探照燈、安全燈其ノ他ノ火光ニ屬スルモノトシテ取扱フコト

二 漁業用燈類ノ秘匿ノ程度ハ燈火管制規則第五條第二號ニ依リ當分ノ内左表ノ程度迄緩和ヲ認ムルコト